

始





大書卷之三 高田社録



10-287

序

大正四年十一月

今上陛下

即位ノ大禮ヲ舉行セラル、ヤ我縣ハ主基地方ニ點定セラレ本郡山田村

ヲ以テ齋田地ト決定セラレタリ。本郡ノ光榮何物カ之ニ加ヘン。不肖德太郎乏キヲ

本郡長ニ尋クルノ故ヲ以テ深ク其負荷ノ重且大ナルヲ思ヒテ部下吏員ト齋沐務ヲ

奉シ勉勵事ニ從ヒ郡内有志亦至誠ヲ捧ゲテ賛助セラレ幸ニ大過ナク其任ヲ全ウス

カコトヲ得タリ。維レ一ニ神明ノ幽助ト 陛下ノ稜威トノ然ラシムル所ニシテ

感泣措ク能ハザルナリ。爰ニ此千載一遇ノ光榮ヲ無窮ニ傳ヘントシテ奉仕ノ當初

ヨリ終末ニ至ルマデノ顛末ヲ記シテ册子トナセリ。庶幾クハ大方ノ諸彦此ヲ以テ

後昆ニ訓ヘ我皇國精神ヲシテ愈々光輝アラシメラレンコトヲ。聊カ所感ヲ卷端ニ

述ベテ序トス

大正五年三月

香川縣綾歌郡長從六位 勳六等

樋口德太



Handwritten marks on the right page.





那大總口橋長郡歌織



那三長瀬岩主田本



桑田岡長村田山郡歌織







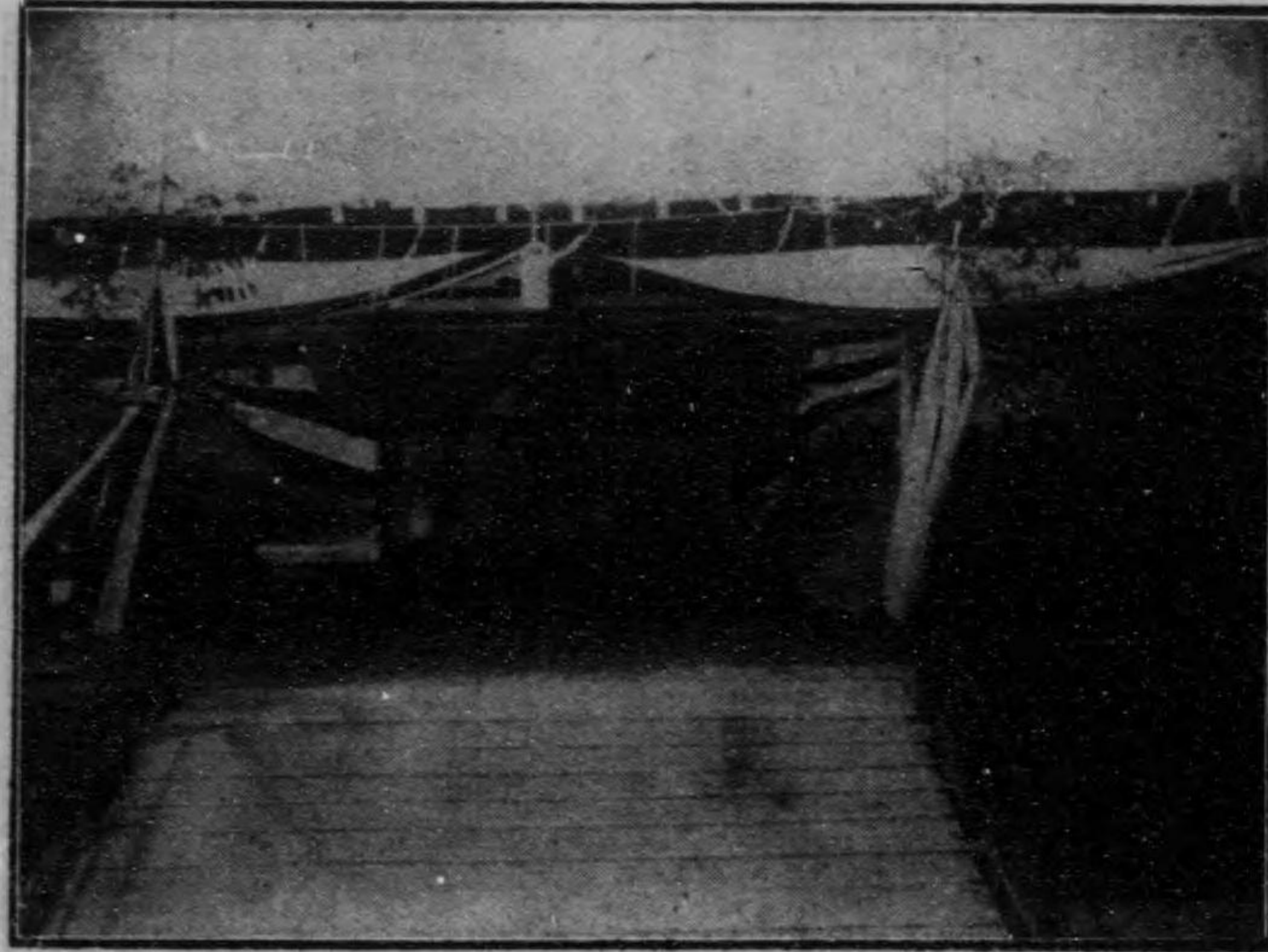
大嘗祭主基雷田全景



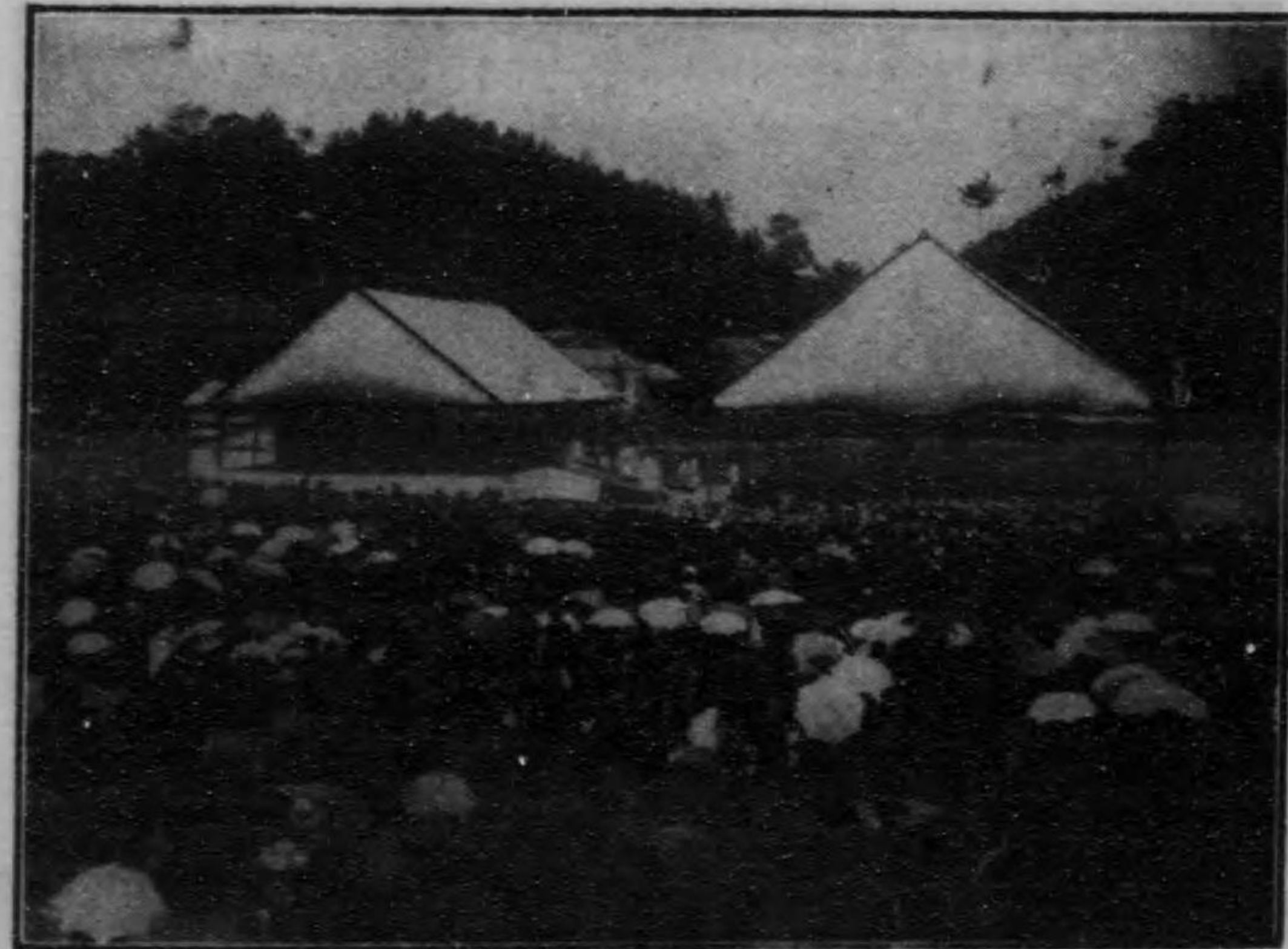
耕牛千代號



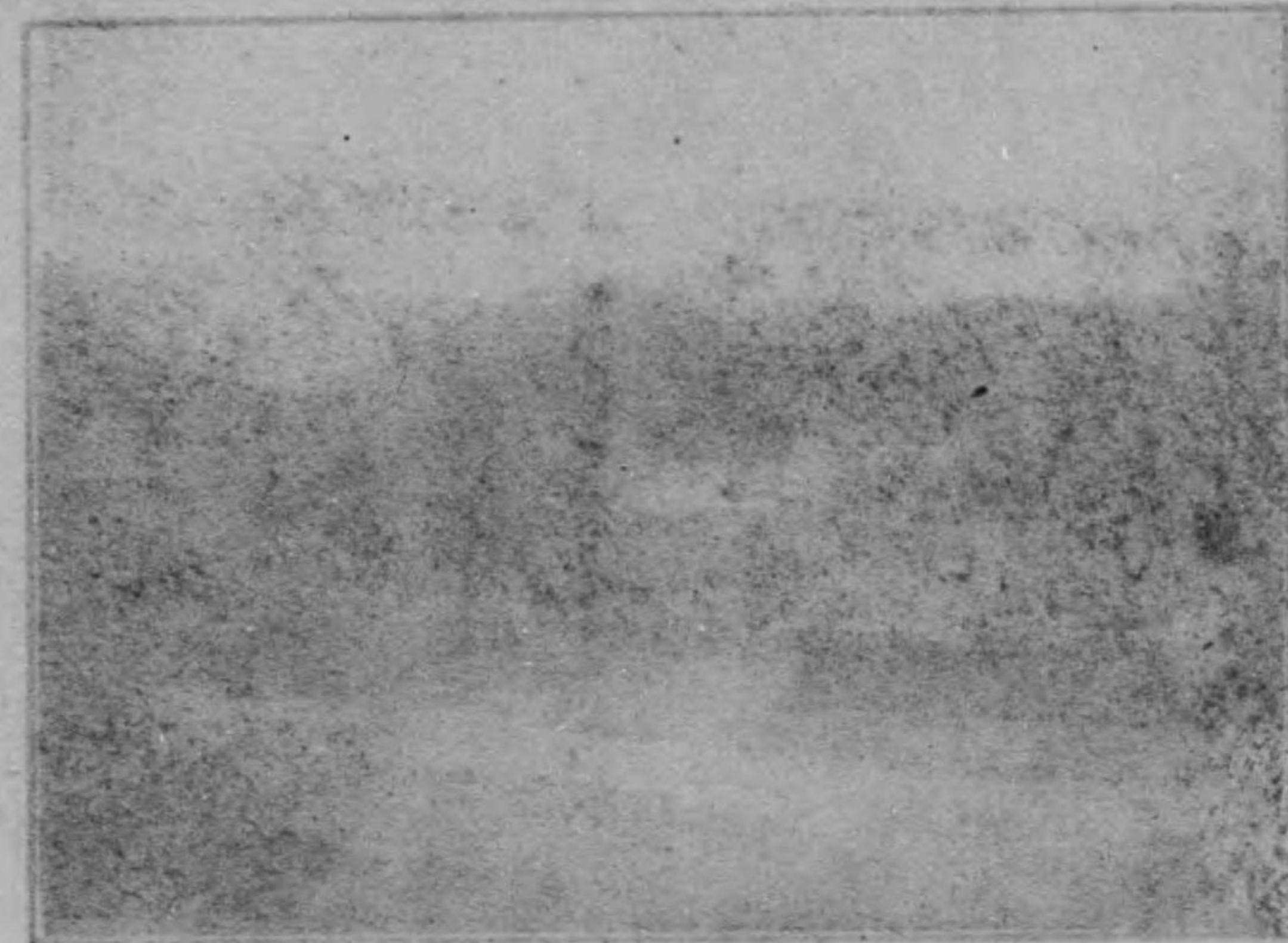




景光式被



景全式植田

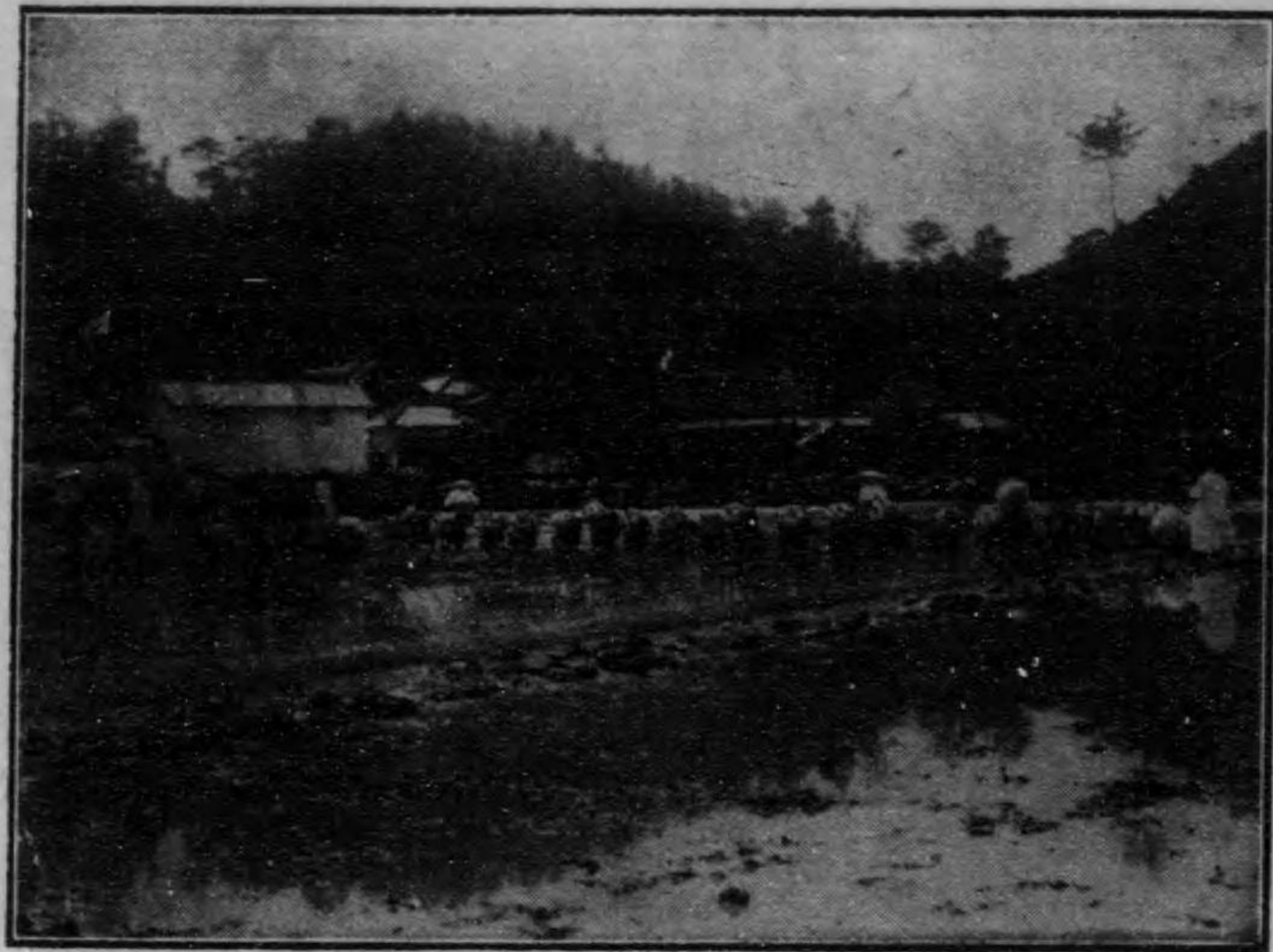


大塚宮定基野田合庭



野中子外郎

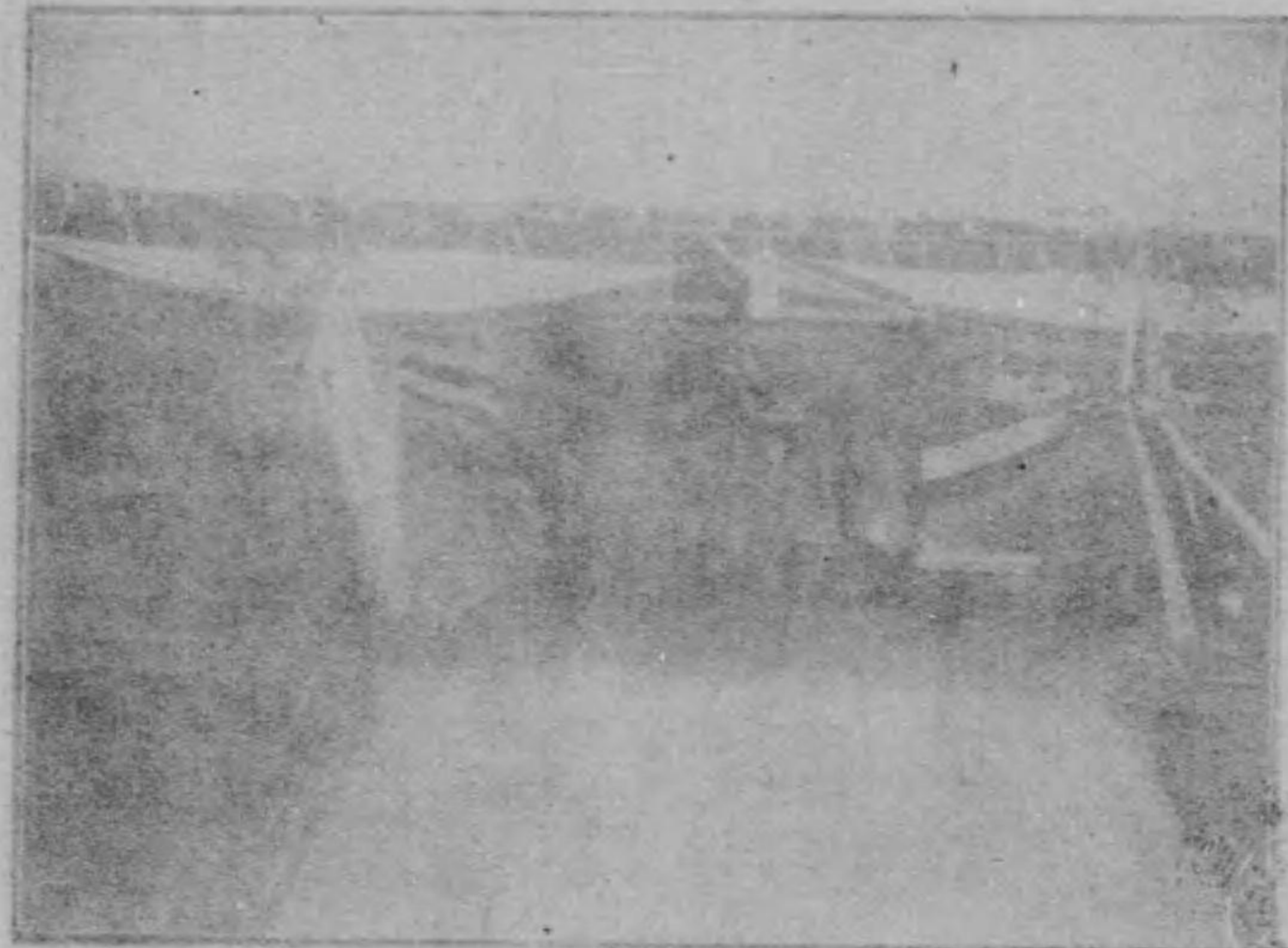




況 状 ノ 植 田



況 状 ノ 草 除

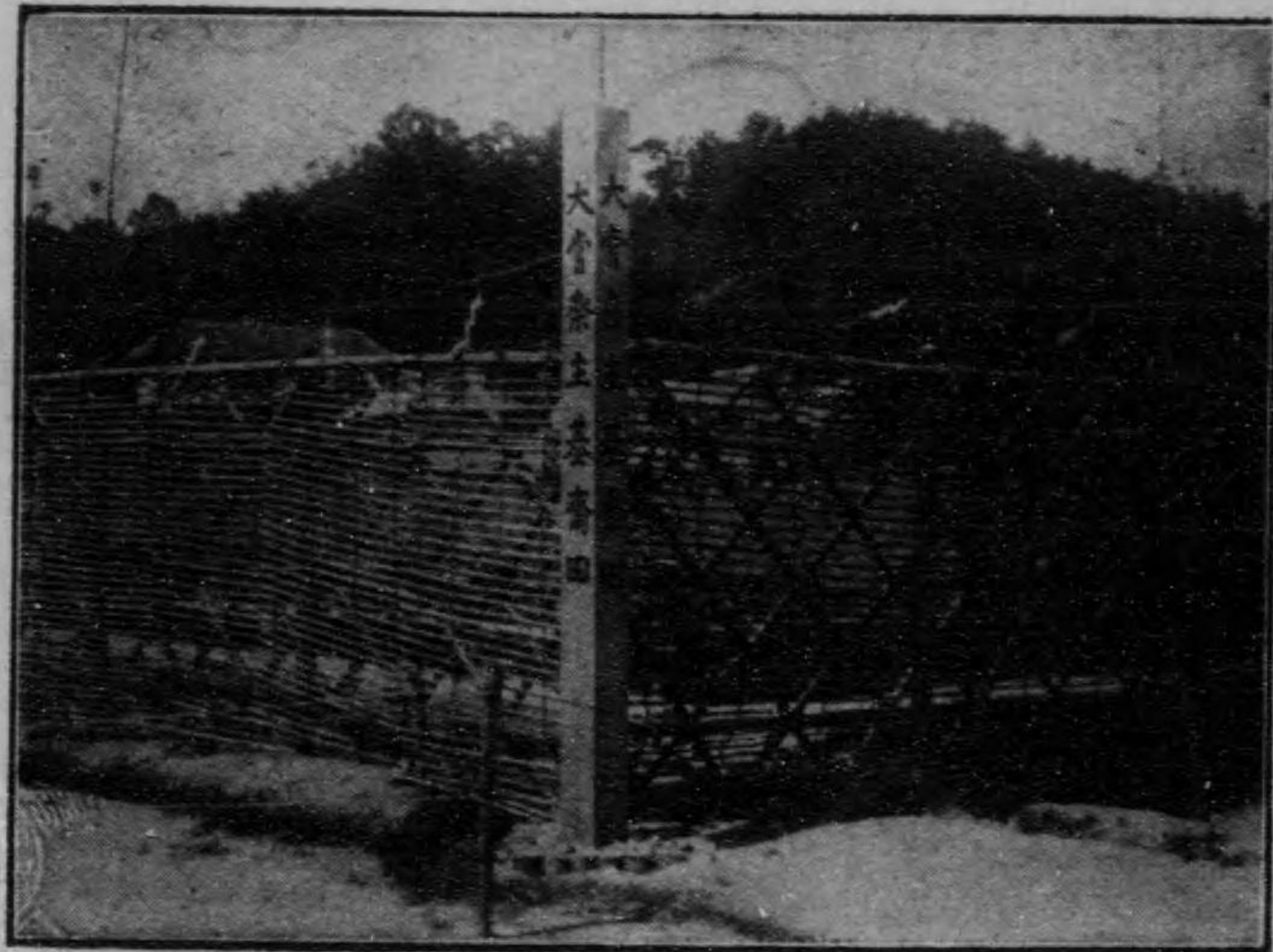


海 外 並 況



海 外 並 況





備 設 風 防



7 向 = 式 麻 大 員 列 参 式 穗 拔



田 田 田 田



田 田 田 田





向發禮拔主田次式禮拔



出退擲式使禮拔



向發禮拔主田次式禮拔

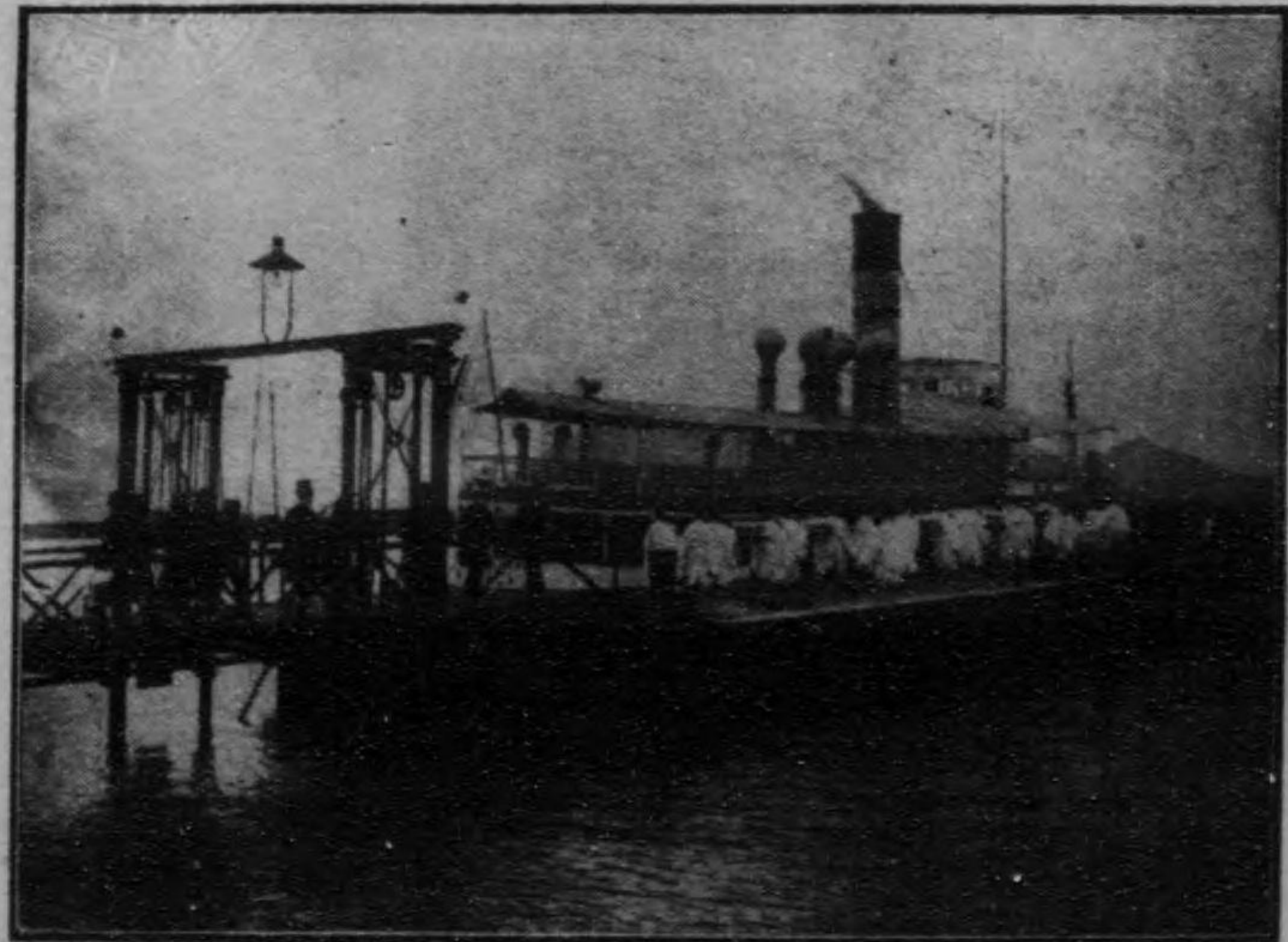


出退擲式使禮拔





供納米布及粒選狀況



供納米高松港出帆狀況



供納米高松港出帆狀況



供納米高松港出帆狀況





Figure 1: A group of people in a landscape.

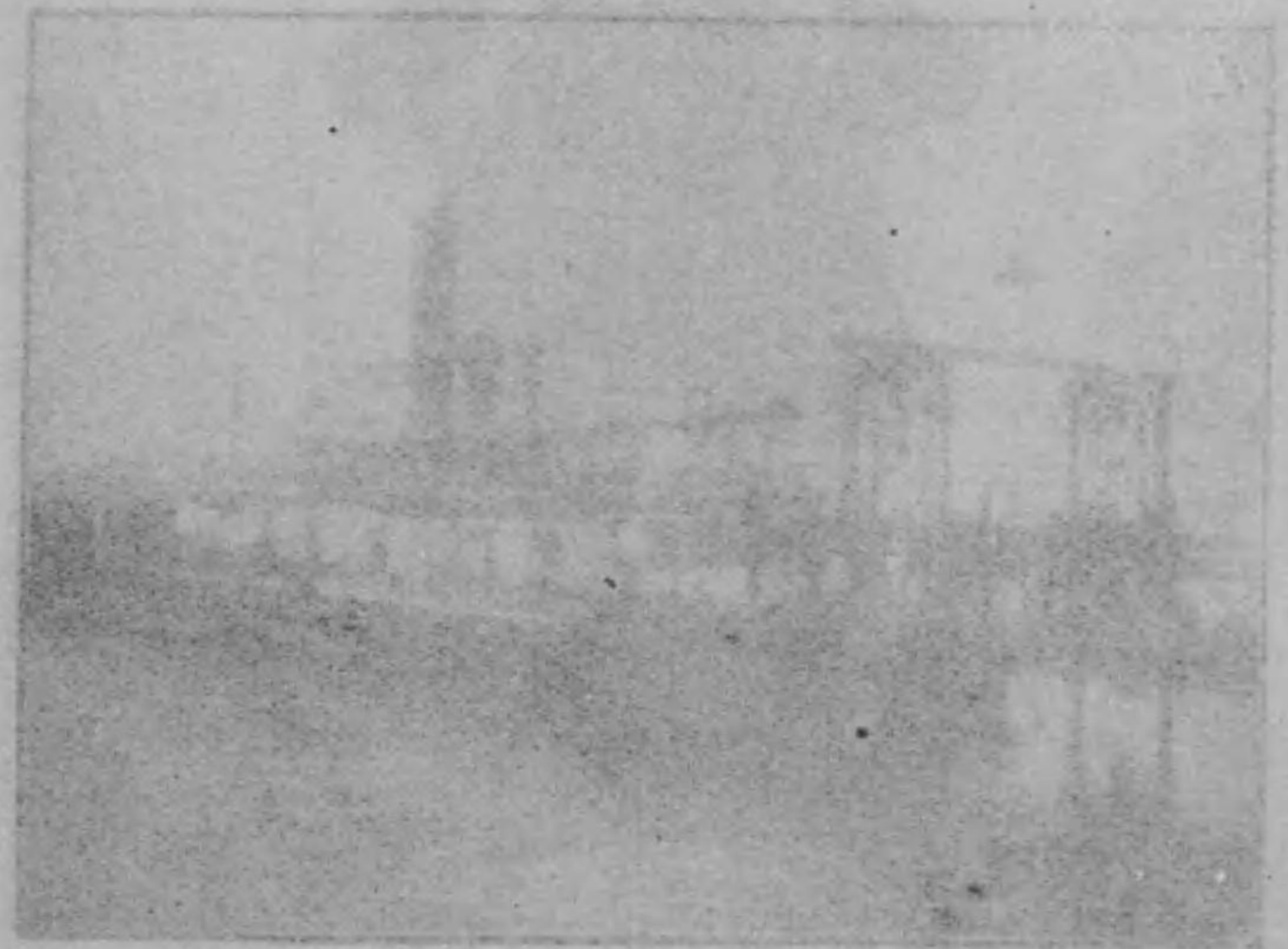


Figure 2: A large building or structure.





従事者男装背面



奉仕者服装



従事者女装  
笠上拵花  
田植、中々分  
字付、平素、  
除クコト



奉仕者服装



主基齋田記録

目次

第壹編 主基齋田前記

第壹章 主基地方の勅定

第壹節 齋田點定

第貳節 勅定の通知

第貳章 主基齋田の選定

第壹節 調査方針の決定並びに候補地選定

第貳節 調査方針の決定

第參節 候補地調査の著手

第肆節 調査事項内示

第伍節 郡長の候補地實査

第陸節 水源並びに村治調査

第柒節 郡長候補地内申

第捌節 知事の訓示

第玖節 奉仕覺書内示

目一

六六六六五二二一一一一一





第九項	郡長の訓示及び協議	七
第十項	候補地實地調査	八
第十壹項	水源の取締	九
第貳節	齋田地決定	〇
第壹項	齋田決定の通達	一
第貳項	齋田決定書交付式	一
第參節	郡長の告諭發布	二
第四節	齋田御用粗種子の選定並びに收受	二
第壹項	候補種子調査方針打合	三
第貳項	候補種子の調査並びに蒐集	三
第參項	候補種子送付	四
第四項	候補種子決定並びに收受	四
第五項	所有者の種子献納並びに聽許	五
第五節	齋田の位置地勢等	五
第壹項	齋田地の位置及び面積	七
第貳項	齋田と土質	七
第參項	齋田と用水の關係	八

第參章

主基齋田の施設

第四項	齋田と旱水病蟲害の關係	一八
第五項	齋田と交通關係	一八
第六節	齋田所在村の事績	一八
第七節	齋田奉仕者の人格並に履歷	三五
第壹項	人格及德望功績	三六
第貳項	奉仕者家族	三七
第參項	履歷	三八
第參章	主基齋田の施設	三八
第壹節	齋田奉仕打合	三八
第貳節	郡長及び村長に對する注意事項	三九
第參節	齋田奉仕者心得事項	四一
第四節	郡役所出張所開閉	四八
第壹項	出張所開設	四八
第貳項	出張所閉鎖	四八
第五節	齋田假被式と知事の訓示	四八
第壹項	神職會の協定並びに樋口郡長の指示	四八
第貳項	仮被式準備	四九



第參項	仮祓式舉行	五〇
第四項	知事の訓示	五二
第六節	專業計畫の協議及び豫算編製	五二
第壹項	縣郡協議	五二
第貳項	夜間の村會召集	五六
第參項	豫算編製	五七
第七節	齋田視察並びに講演	五七
第壹項	農商務省技師視察	五七
第貳項	内務省囑託の視察及び講演	五七
第參項	池邊講師の講演	五八
第四項	縣知事視察及び衛生講話	六一
第八節	郡齋田事務委員任命	六一
第九節	齋田設備其の他に關する協議事項	六二
第壹項	勅使道に關する協議並踏査	六三
第貳項	耕作々業打合	六三
第參項	建設物に關する協議	六四
第四項	齋田の設備、耕作方法等協議	六五

第拾節	本田祓式打合せ	六七
第拾壹節	山田村青年會員及び在郷軍人分會員の至誠並びに部落講話	六八
第壹項	在郷軍人分會員及び青年會員の至誠	六八
第貳項	部落講話會開催	六八
第拾貳節	齋田案内標の建設	六九
第拾參節	縣費支辨に屬する事業	六九
第拾四節	副田設置見合せ	七〇
第四章	諒闇中齋田地の取扱	七〇
第壹節	諒闇と村民の恐懼	七〇
第貳節	大嘗祭の延期と齋田の處置	七一
第壹項	諒闇と齋田工事	七一
第貳項	齋田の處置	七二
第參節	齋田存置の通達	七三
第四節	諒闇中齋田經營の準備	七三
第壹項	齋田地耕作設計	七三
第貳項	諒闇と齋田取扱	七七
第五節	新嘗祭献納米耕作田の施設並びに經營	七八







第貳項	齋田周囲の設備	一〇六
第參項	齋田勸使門及び竹柵用杉材調	一〇八
第四項	警衛の方法	一〇九
第五項	氣象の觀測	一一一
第五節	出張事務所の設置	一一二
第六節	電信電話の設置	一一三
第參章	儀式	一一三
第壹節	儀式の準備	一一三
第壹項	齋田儀式當日事務分掌	一一三
第貳項	齋田儀式事務計劃	一一五
第參項	儀式順序	一二〇
第四項	儀式御饌	一二〇
第五項	儀式神官	一二一
第六項	祓を受けたるもの	一二二
第七項	祓詞及び祝詞	一二二
第八項	玉串を捧げたる順序	一二三
第九項	儀式の狀況	一二四

第拾項 道家局長講話

第貳節 田植式

第壹項	委員事務分掌	一二六
第貳項	齋田々植式事務計畫	一二六
第參項	田植式次第	一三〇
第四項	玉串奉奠の順序	一三四
第五項	田植儀式に關與したる神職	一三五
第六項	御田植祭の祝詞	一三八
第七項	齋田田植祭式の狀況	一三九
第參節	齋院地鎮祭	一四四
第四節	齋田拔穂式	一四四
第壹項	拔穂式事務分掌	一四五
第貳項	拔穂使來縣	一五〇
第參項	鐵道棧橋着	一五〇
第四項	上陸の模様	一五〇
第五項	學校生徒の歡迎	一五一
第六項	縣廳の迎送	一五一



第七項	沿道の拜觀	一五一
第八項	池畔の少憩	一五二
第九項	山田村附近の大歡迎	一五二
第十項	參列者祓除	一五二
第十壹項	雜色選定	一五三
第十貳項	勅使旅館	一五三
第十參項	拜觀場所	一五三
第十肆項	勅使通路裝飾	一五三
第十伍項	大禮使事務官其他	一五四
第十陸項	其の他の參列者	一五四
第十柒項	大祓式	一五四
第十捌項	齋田拔穂式の有様	一五五
<b>第參編 新穀供納</b>		
第壹節	新穀供納の分量及び容器の調製	一六二
第貳節	新穀の献納	一六二
第壹項	係員の出張	一六三

第貳項	奉送祭	一六三
第參項	山田村高松間に於ける奉送行列の順序	一六三
第四項	山田村高松間に於ける奉送途中の光景	一六四
第五項	担夫の心得	一六四
第六項	担夫の氏名	一六五
第七項	香川縣廳高松港間に於ける行列	一六七
第八項	奉送者氏名	一六七
第九項	京郡着	一六八
第十項	供納米の上納	一六九
第參節	供納式	一六九

第四編 技術部

<b>第壹節 準備</b>		一七一
第壹項	作業行事豫定	一七一
第貳項	耕作上に關する協定	一七四
第參項	主基齋田耕作設計書	一七五
第四項	乾燥調製日割明細表	一八三



雨天の場合に於ける收穫乾燥調製日割明細表

第五項	記載例	一八六
第六項	品種の選定	一八七
第七項	齋田作業人夫豫定	一九六
第八項	農具及器具	二〇一
第九項	耕牛の購入	二〇三
第十項	耕作従事者心得事項の訓話	二一七
第十壹項	苗代	二二〇
第十一節		
第壹項	整地	二二一
第貳項	選種	二二二
第參項	肥料	二二三
第四項	播種	二二四
第五項	管理	二二四
第六項	苗の生育調査	二二五
第十二節		
第壹項	本 田	二二七
第貳項	田區改正及び道路の改修 灌漑及び排水工事	二二七 二二七

第參項	整地	二二八
第四項	肥料	二二九
第五項	灌漑	二三一
第六項	移植	二三二
第七項	除草	二三五
第八項	生育の狀況	二三七
第九項	害虫驅除豫防	二四一
第十項	防風設備と警戒	二四八
第十一節		
第壹項	收穫	二五三
第貳項	準備	二五三
第參項	稻刈	二五六
第四項	粃乾燥	二五七
第五項	粃摺	二五七
第五節	調製	二五八
第壹項	精白	二五八
第貳項	布磨	二六三
第參項	粒選	二六五



第六節 齋田耕作従事人員  
第七節 主基齋田地の氣象

二六九  
二六九

第五編 齋田事務の完結

第壹節 齋田奉仕完了奉賽祭

二八一

第貳項 齋田奉仕完了奉賽祭事務分掌

二八一

第參項 祭式の次第

二八二

第四項 祭主の祝詞

二八三

第五項 郡長の祝詞

二八四

第六項 祭式の有様

二八五

第貳節 殘米の處分

二八六

第參節 齋田跡地の處分

二八七

第四節 諸建築物の處分

二八七

第五節 齋院の處分

二八七

第六節 農具類の處分

二八八

第七節 被服類の處分

二八八

第八節 齋田拜觀人調

二八八

附 録

第壹編 大嘗祭用物品の上納

二九五

第壹節 神饌用玄米並びに藁の供納

二九五

第貳節 大饗用白米の供納

二九六

第貳編 献納物調

二九七

第壹章 献納品調

二九七

第貳章 献納品

二九八

第參編 齋田奉仕と衛生施設

二九八

第壹項 防疫施設事項

二九九

第貳項 衛生組合施設事項

二九九

第參項 町村役場施設事項

三〇〇

第四項 衛生組合聯合會

三〇一

第五項 醫師會

三〇一

第六項 齋田地山田村特別施設

三〇一



第四編 齋田奉仕費	三〇二
第五編 齋田奉仕と恩賞	三一
第一章 奉仕者に對する恩賞	三一
第二章 係員に對する恩賞	三一

# 主基齋田記錄

## 第一編 主基齋田前記

### 第一章 主基地方の勅定

#### 第一節 齋田點定

大正三年二月五日午前十時、宮中神殿に於て、古例に倣ひ、波々迎木の焰にて、龜甲を焼き、大嘗祭齋田點定の儀を行はせられたり、其の結果を大禮使長官より、畏き邊に奏上し、悠紀の地方は京都の東方愛知縣に、主基地方は西方香川縣に勅定あらせられたり、

#### 第二節 勅定の通知

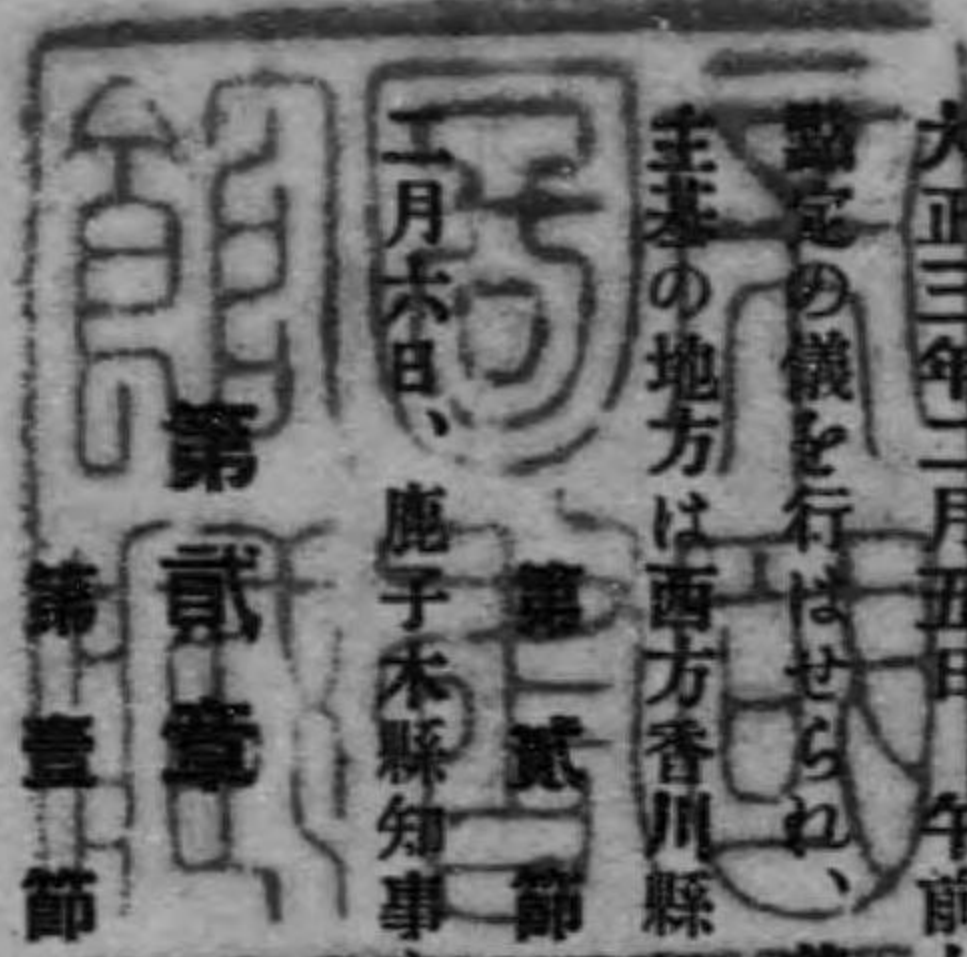
二月六日、鹿子木縣知事より樋口郡長に、本縣を主基の地方に勅定あらせられたる旨、通達ありたり、

### 第二章 主基齋田の選定

#### 第一節 調査方針の決定並びに候補地選定

#### 第一項 調査方針の決定

樋口郡長は勅定の通達に接するや、直ちに郡書記、大嶋芳太郎、渡邊始、松浦準一、郡農業技手梶木龜次郎及び縣農業技手黒川唯一を會同し、候補地調査方針を議し、大要左の如く決定せり、  
一、神祇に縁故あるや、否や、





- 二、皇室に奉齋の關係あるや、否や、
- 三、土質の關係、
- 四、交通の關係、
- 五、灌溉の便否及び不淨水を除去し得るや、否や、
- 六、旱水病虫害の虞なきや、否や、
- 七、土地面積及び位置、
- 八、地主は家系正しく、且人格高潔にして敬神の念厚きや、否や、
- 九、地主は家庭圓滿にして、夫婦及び家族は健在なるや、否や、
- 十、地主は自ら耕作し得るや、否や、及び農事に専従するもの、氏名、
- 十一、地主の資産、
- 十二、地主の履歴、

第貳項 候補地調査の著手

前項の方針確立するや、樋口郡長は即日樗木農業技手をして、坂本山田の二箇村へ出張、候補地の調査に著せしめ、翌七日、更に飯野山田兩村につき、其の調査を命じ、同日、飯野村に於ては大字東二字山根二百七十三番地外四筆の飯神社持神田を、越えて、八日、山田村大字山田上字田頃なる岩瀬辰三郎所有地を調査せしめたり、

第參項 調査事項内示

齋田選定に關し、本縣知事より内示せられたる事項左の如し、

主基田選定に關する調査事項

- (一) 齋田に關する事項、
    - 一、面積、三反歩
    - 二、水害、旱害の虞なき地たる事、
    - 三、灌溉に便なる地たる事、但し溜池使用は差支なし、
  - (二) 奉仕者に關する事項、
    - 一、健康なる事、
    - 二、資産あるものたる事、
    - 三、名望あるものたる事、
    - 四、篤農家たる事、但し自作農たるを要せず、
  - (三) 當該町村に關する事項、
    - 一、優良農村たる事、(風俗善美なる事)
    - 二、一般農事の進歩せる事、但し米質は次位なるも差支なし、
  - (四) 肥料は下肥を除く、
- 右調査の上、二月二十日迄に、縣廳へ報告の事

齋田候補地選定注意事項



- 一、水、旱、風、病、虫害の虞なく、灌漑の便なる地たる事、
- 一、適當なる齋田奉仕者を得べき地たる事、(人格、經驗、財力、門地)
- 一、從來優良米の産地たる事、
- 一、米産地として可成歴史的關係を有する地たる事、
- 一、可成交通に便なる地たる事、(勅使參向)
- 一、風儀善良なる地方たる事、(模範的農村)
- 一、納期、十月十八日、京都市、
- 一、納附量、白米一石、
- 一、早熟の地たる事、
- 一、面積、三反歩以上、

村治に關する調査事項

- (一) 村治民風に關する件、
  - 一、村内紛擾の有無、
  - 一、村長信用の厚薄、
  - 一、村長、村會議員間關係圓滿なりや、否や、
  - 一、村財政の狀況及び村民經濟の狀況、
  - 一、村民の生産力、

- 一、村の富力、
- 一、村として表彰せられたることありや、否や、
- 一、村長の徳望、
- 一、町村制實施以來村長交迭の狀況、
- 一、村長及び助役の履歴、
- 一、村の主なる事業及び其の成績、
- 一、村民一般質朴なりや、否や、
- 一、村内風紀の狀況、
- 一、勤儉貯蓄の狀況、
- 一、軍人會、青年會、婦人會及び處女會等の活動狀況、
- 一、勤儉貯蓄の狀況、

田畑山林宅地現金有價証券等

- (二) 候補者資産調、
- (三) 地勢、
- (四) 最近三年間の傳染病の狀況、殊に其の村内傳染病發生月別並びに接續村傳染病發生の狀況、

第四項 郡長の候補地實查

二月十二日、樋口郡長は齋田候補地調査のため、松浦書記、樗木農業技手を隨へ、飯野村に出張し、飯神社



の記録を取調べ、附近の神田を踏査せり、十三日は松浦書記を随へ、府中村に出張し、十四日は山田村に岩瀬辰三郎所有地を實査したり、

六

第五項 水源並びに村治調査

二月十五日、樗木農業技手は水利調査の爲、山田村に出張を命ぜられ、岩瀬辰三郎所有地に於て、清淨なる水源地あるを發見歸應し、翌十六日、樋口郡長は郡書記、藤澤三四郎、福家登代吉、松浦準一を随へ、齋田候補地のある山田村に出張し、其の自治民風の狀態を視察せり、

第六項 郡長候補地内申

曩に主基地方勅定の通達に接して以來、樋口郡長は部下を督勵し、至誠以て齋田候補地の調査に従ひ、各種の方面より慎重に調査したる結果、山田村岩瀬辰三郎及び府中村尾崎駒吉兩人の所有地を以て、適當なりと認め、二月十八日、之を本縣知事に内申せり、

第七項 知事の訓示

二月十九日、齋田御用により知事の命に接し、樋口郡長は樗木農業技手を從へ參應、鹿子木知事より齋田勅定に關する訓示を聴取し、且、知事の諮問に對し、候補地調査の狀況を詳細に答申したり、

第八項 奉仕覺書内示

二月二十三日、齋田奉仕に關する覺書、左記の通り、本縣知事より内示ありたり、

覺書

第一、奉仕者並びに候補地に對し、異議なからしむるは勿論、舉村一致其の責任を全ふすべきこと、

第二、農具、同納家及び收納所等は新調の事、

第三、齋田は三反歩内外とす、

第四、齋場は約三畝歩とし、苗代地に用ゆるを得、

第五、奉仕者及び其の家族以外の耕作者は精農家、又は模範青年を適當とす、

但し忌服中の者は從事せしむることを得ず、

第六、牛馬耕差支なし、

第七、肥料は人糞尿を除く、

第八、献納米は精米一石とす、

第九、縣郡道より齋田に至る道路の修理を要する時は、縣費を以て之を支辨す、

第十、齋田は可成永久保存し得べき方法を立つる事、

第十一、奉仕者は第二の事項及び肥料其の他に約千圓の支出を要すべし、

第十二、灌漑用水は他人の田面を通過して引用するを得ず、

第九項 郡長の訓示及び協議

覺書交付の當日、樋口郡長は大島郡書記、樗木農業技手を招き、覺書を指示して訓示を與へ、且調査方法打合のため、大島郡書記を縣廳に參應せしめ、樗木農業技手を山田村に派遣し、岡田現村長、福田前村長及び森助役等に就き、奉仕候補者の身分を取調べ、諸般の資料を蒐集せしめたり、翌二十四日、樋口郡長は山田村に命じて、同村有志者の協議會を開かしむ、出席者は村長岡田榮、助役森健次、村會議員山田利平太、全桑

七



島康三、全桑島辰造、全桑嶋傳、全福田黨の七名にして、本郡よりは大島郡書記、樗木農業技手出張し、齋田奉仕上に關し、慎重に擬議せる結果、若し同村にして齋田地たるの光榮を荷ふ時は、舉村奉仕の大任を全ふべく、而して齋田跡地は村の基本財産として購入し、永く此の光榮を記念する事に決定せり、當日第二の候補地なる、桑島康三の所有地をも調査したり、

第拾項 候補地實地調査

二月二十五日、候補地の實況及び村治民風の狀況調査のため、本縣より綾田、園田、清田の三技師、吉田、多川、植田、兩縣農業技手、旭地方改良獎勵吏員等山田村に出張し、綾田技師は水利の關係、園田技師は稻品種、奉仕者及び其の邸宅の狀況、清田技師は土壤の關係、植田縣農業技手は候補地の實測、吉田、多川縣農業技手、旭地方改良獎勵吏員は村治上につき調査に従事し、又樋口郡長は大島郡書記、樗木農業技手を隨へて出張し調査に参加せり、當日、村會議員、山田利平太、桑島傳、福田黨の三氏専ら幹旋に努めたり、此の日、尙、造田村の素封家西村佐織を奉仕候補者と定め、實地調査の議あり、樗木農業技手は全村に出張せり、然るに、西村氏の謙讓なる此の事を聞き傳へ、一門の榮譽之に過ぐるなく、唯、適當の所有地なければ奉仕の大任をつくす能はざるを懼るゝて辭退せり、二十六日、前記縣官及び大島郡書記、樗木農業技手等は造田村に出張し、西村佐織の所有地三反二畝歩に就き取調べ、此の耕作者には、同村の精農家帶包瀧三郎を選定して各歸應せり、二十八日、山口本縣勸業第一課長は前記の技師、屬、縣農業技手、及び縣吏員等と共に府中村に出張し、聖蹟鼓ヶ岡丘畔なる尾崎駒吉所有地並びに附近の土地につき實査する處あり、樋口郡長も亦、大島、松浦の二郡書記、樗木農業技手を隨へ、調査に参加したり、三月七日、有働農商務省技師は藤本内務部長、山口理事官、

園田、綾田、兩縣技師、吉田、多川農業技手等と共に、山田村へ出張し、樋口郡長も亦、大島郡書記、樗木農業技手を隨へて之に加はり、齋田候補地につき精密なる調査をなせり、村長、村吏員及び村會議員等は一行を迎へ、調査上種々幹旋盡力する處ありたり、然るに猶用水の灌漑につき再調を要するを以て、樋口郡長は翌日更に樗木農業技手を山田村に派し、植田縣農業技手と協力して、實地の調査をなさしめたり、三月十日、樋口郡長は大島、鎌田(繁太郎)、松浦、三郡書記、樗木農業技手、郡視學、詔問季治を隨へ、山田村役場に出張し、全村の治績一般を調査せり、事詳密を極め、徹宵して猶終へず、翌十一日の午後に至り漸く終了するを得たり、よりに直ちに樗木農業技手をして、該調査を携帶縣廳へ出張せしめたり、此の日、綾田縣技師、豫備田候補地調査のため來村し、土地の實況をレンズに收めて持ち歸れり、

第拾壹項 水源の取締

山田村齋田候補地は、其の附近及び水路の水かみに當りて、數戸の人家散在してあれば之より汚水の流下する虞あり、又、其の附近を流る、綾川の上流粉所村には傳染病院の在りて、惡疫發生の場合危險の虞多きを慮り、先づ是れ等の憂を除かんとて、樋口郡長は三月十二日、粉所、山田の兩村長を召喚し、萬一山田村に齋田決定せらるゝならば、現在の避病院及び人家は之を使用せず、他の家屋を以て之に充つべき旨内示したるに、各々謹んで御請すべき趣を以て左記の通り内申せり、

粉所村長内申書寫

主基齋田奉仕に關する件

本件奉仕地の選定に就いては、目下其の筋に於て御詮議中の事と推察仕候處、萬一隣村山田村に御決定相成



候は、獨り同村而已ならず、廣く我が綾歌郡各町村最大の光榮に有之、故に之か奉仕に當りては全郡一致謹んで此の大任を全ふせざる可からず、殊に我村所村は同地を貫流する綾川の發源地なるを以て、傳染病を發し、又は現在避病院より綾川の支流に汚水を漏すが如き事ありては、誠に恐懼措く能はざるに付、此れ等の失態無之様村民と共に深く警戒を加へ、惡疫の如きは一人も發生せしめざる様、有らゆる手段を講じ防疫に努力可致、斯くしても尙萬一病人を出す如き事あらんか、現在の避病院は支流近くに存するを以て、之を使用せず、遠く他に收容して奉仕地の清淨を保持可致は我が村全体の覺悟に有之候條、右御含置相成度候也、

大正三年三月十二日

綾歌郡粉所村長 松岡正忠

綾歌郡長 樋口徳太郎殿

山田村長内申書寫

本縣に勅定被爲在候主基の齋田候補地に我が村岩瀬辰三郎所有地を御指定相成居候由、新聞紙にて紹介せられ居候處、萬一我が村に御決定の光榮を拜承するに至らば、舉村一致誠恐之れか御奉仕を全ふすべき覺悟に有之、然るに該候補地の東南方に三、四の住家現存し、若し之より汚水等を漏洩するが如き失態ありては、誠に恐懼に禁ず候につき、奉仕中は該家屋より立のき齋田の潔齋を汚さざる様可致趣、本日右住人一同より本職へ申出候間取急ぎ此段及内申候也、

大正三年三月十二日

綾歌郡山田村長 岡田榮

綾歌郡長 樋口徳太郎殿

第貳節 齋田地決定

第壹項 齋田決定の通達

三月十二日、午後十一時、藤本内務部長より電話を以て、主基齋田は本省にて詮議の結果、本郡山田村岩瀬辰三郎の所有地に決定せられたる旨通達ありたり、此の時、猶、郡衙に在りて協議中なりし樋口郡長、大島郡書記、梶木農業技手等の感激諭ふるに物なく、偶、山田村長の此の地に來泊せるを招き、之を傳達せしに感窮まりて、管難有涙に咽び孰れも霎時黙々たり、やがて一同冷酒を汲みて祝意を表し、謹んで萬歳を唱へ退散せり、

第貳項 齋田決定書交付式

三月十三日、縣正廳にて、齋田決定告知書交付式を舉行せられたり、參列者は岩瀬辰三郎、本郡長、山田村長、全信用組合長、全青年會副會長、全在郷軍人分會長、全學校長、縣高等官、他郡市長、中等學校長、縣會議長、本郡會議長、縣判任官、本郡書記、本郡農業技手等にして、午前十一時三十分、參列者一同着席するや、知事代理藤本内務部長は岩瀬辰三郎に、恭しく告知書を傳達し、且、懇篤なる訓示を與へられたり、之に對し岩瀬奉仕者は至誠一貫當局の指導と縣民の翼賛とにより、誓て奉仕の大任を盡すべき旨を答へ、左記の如き請書を差出せり、

告知書寫

香川縣綾歌郡山田村大字山田上九拾番戸平民

岩瀬辰三郎

大正三年、十一月十三日、行ハセラルヘキ、大嘗祭ノ主基ノ齋田ハ其ノ所有地綾歌郡山田村大字山田上字田



頃地内ニ相定メ候條、左ノ通心得新穀ヲ供納スヘシ、  
大正三年三月十三日

香川縣知事 鹿子木小五郎

- 一、齋田ヨリ供納スヘキ新穀ハ白米一石トス、
- 一、供納期日ハ大正三年十月十八日マヲトス、
- 一、供納ノ場所ハ京都皇宮内宮内省出張所トス、

御 請 書 寫

今般私所有地ヲ主基齋田ニ御決定相成候ニ付、献穀供納ノ義謹ンテ御請仕候、就テハ御指示ノ事項堅ク遵守可仕候、

大正三年三月十三日

香川縣綾歌郡山田村大字山田上百九拾番戶

奉 仕 者 岩 瀬 辰 三 郎

香川縣知事 鹿子木小五郎 殿

式後、縣廳舎前面に於て參列者一同記念の撮影を爲し、午後五時より淀川樓に於て祝賀會開催せられ、賛同出席者多く甚だ盛會なりき、

### 第 參 節 郡長の告諭發布

樋口郡長は齋田奉仕に關し管下へ左記の告諭を發布せり、

### 綾歌郡告諭第一号

本年十一月十日ノ吉辰ヲ以テ

今上陛下登極ノ大禮ヲ舉ケサセラレ、同月十三日、此ノ御慶典ヲ皇祖皇宗之神靈ニ奉告セラレンカ爲畏クモ天皇親ラ大嘗祭ヲ行ハセ給フ、是レ國家ノ最モ慶賀スヘキ盛儀ニシテ、億兆臣民ノ至誠以テ神祇ニ事ヘ、實祚ノ無窮ト國運ノ隆昌トヲ祈リ、欽仰奉祝スヘキ所ナリ、然ルニ、何ノ幸ゾヤ、神慮ノ明鑑ハ本縣ヲ以テ主基ノ地ト定メラレ、爾來其ノ筋ニ於テハ齋田地ノ選定ニ慎重調査ヲ重ネラレ、遂ニ本郡山田村大字山田上岩瀬辰三郎所有地四反四步ヲ以テ其ノ地ニ決定セラレタリ、洵ニ本郡千載一遇ノ光榮ニシテ、感激恐懼ノ至リニ堪ヘス、謹ンテ惟フニ事 皇室ノ盛儀ニ關シ責任亦、至重至大ナルカ故ニ、齋田ノ土地所有者ハ固ヨリ郡内各町村及ビ其ノ住民ハ本月十八日、本縣告諭第一號ノ次第ヲ服膺シ、日夕風雨ノ順ナランコト、嘉穀ノ豊ナランコトヲ祈リ、以テ奉仕ノ大命ヲ全ウスルト共ニ、此ノ絶大ナル光榮ヲ記念シテ農事其ノ他産業ノ改善發達ヨリ教育衛生交通ノ事ニ至ルマテ、専心留意シテ遺憾ナキヲ期シ、益々民風ヲ淳クシ自治ノ美績ヲ舉ケ、至誠一貫敢ヘテ渝ルコトナク、以テ聖恩ニ奉答スル處アルヘシ、

大正三年三月二十三日 香川縣綾歌郡長 樋口 徳 太 郎

### 第 四 節 齋田御用穀種子の選定並びに收受

#### 第 壹 項 候補種子調査方針打合

二月十一日、清田縣技師來郡し、樋口郡長、大島郡書記、黒川縣農業技手、樽木農業技手等と共に候補種子の調査方針に關し打合を爲したり、



第貳項 候補種子の調査並びに蒐集

二月十二日、候補種子調査の爲、黒川縣農業技手は岡田、長炭、造田の三村へ、農業技手三浦竹一は羽床上、西分、山田、粉所の各村へ、又農業技手宮川龜三郎は畑田、陶、瀧宮三ヶ村へ出張を命せられたり、翌十三日も榑木農業技手は郡長の命を受け、羽床上、西分、山田の三村へ、三浦農業技手は畑田、陶、瀧宮、千疋の四ヶ村へ出張し、粃種子二十余点を蒐集して歸郷せり、

第參項 候補種子送付

二月十四日、正午より榑木、三浦兩農業技手は樋口郡長の命により、前日來蒐集せる粃種子を携帶して縣廳へ出頭せり、翌十五日、更に取纏め未了の種子及び別記の如き調査を一括し、縣立農事試驗場宛送附せり、

候補種子調査

- 一、作人住處氏名、
- 一、品種、
- 一、栽培地、
- 一、全土質、
- 一、種子保存數量、
- 一、播種期、
- 一、移植期、
- 一、出穂期、

- 一、成熟期、
- 一、收穫期、
- 一、一反歩當收穫量、
- 一、施肥の數量及び種類、

第四項 候補種子決定並びに收受

二月二十日、豫て本郡より提出したる各種子につき、本縣立農事試驗場にて精査の結果、陶村新名太樓外四名の所有するものに内定せられ、是れ等取纏めの爲、榑木農業技手は清田縣技師と同道各所有者宅に出張して、此の由を傳達したるに、孰れも皆無上の榮譽なりとて狂喜せり、樋口郡長は二十一日も引續き榑木農業技手に陶村に出張を命じ、左の通り粃種子の收受を了し、其の筋へ送付せしめたり、

一、鷹の尾	六升二合	陶村	新名太樓
一、全	五升五合	全村	岩部專藏
一、全	五升	瀧宮村	杉山佐代次
一、全	六升	全村	瀧喜平

(右種子栽培地所有者高松市井上耕作)

一、田中撰	二斗	山田村	津山龍太郎
-------	----	-----	-------

第五項 所有者の種子献納並びに聽許

候補種子採用の光榮に浴せる所有者等は恐懼感激の餘り、直ちに左の如き願書に誓書を添へ、該種子全部獻



納すべき旨上申したるを、知事より四月八日附を以て聴許せられしかば、皆々身に餘る光榮なりとて、深く喜び合へり、

齋田御用候補種子獻納願寫 (各通)

一、水稻何々種子何升也

右者今般齋田用候補種子トシテ御採用ニ相成、千載一遇ノ榮譽を忝フシタルハ恐懼ノ至リニ候、就テハ本種子ヲ獻納仕リ忠誠ノ微意ヲ表シ度候間何卒願意御採納被成下度此段奉願上候也

大正三年三月 日

住所族籍職業

氏 名

知 事 宛

許 可 書 寫 (各通)

三甲勸一第一〇三四号乃至全第一〇三八號

住 所 氏 名

大正三年三月何日付願齋田用粃種子獻納ノ件聞届ク  
大正三年四月八日

香川縣知事 鹿子木小五郎  
督 書 寫 (各通)

私儀所有ノ種子今般大嘗祭齋田御用候補トシテ獻納御聽許相成候處左記ノ通り相違無之候

- 一、種子ハ大正二年ニ於テ採種セシモノナルコト、
  - 一、種子ハ自作地ニ於テ採種シタルモノナルコト、
  - 一、種子ハ他種又ハ採種地ヲ異ニセルモノヲ混シ居ラサルコト、
  - 一、種子ハ<sup>尾ノ尾ニ</sup>相違ナキコト、
  - 一、成熟期ハ大概何月何日頃ナルコト、
- 右御請旁督書差出候也

住 所 氏 名

知 事 宛

第五節 齋田の位置地勢等

第一章 齋田の位置及び面積

齋田は往昔後藤石見守資盛の據りしと謂ふ城山の南麓に在りて、西及び南の二方は丘陵起伏し、東は郡道山田線を隔て、綾川に臨める一區域にして、土地高燥地味肥沃なり、而も水清く流緩かに、翠巒近く迫り、人寰稍遠く隔り境域頗る清澄の氣に富めり、即ち奉仕すべき齋田は一團地九反三畝五歩の内最も高燥なる土地四反四歩なり、

第二章 齋田と土質



齋田は壤土質にして肥沃なり、且其の位置は山間部にありて乾燥せるを以て最も早稲中稻の栽培に適せり、

第 三 項 齋田と用水の關係

齋田は綾川の上流に位せるが故、清淨なる川水を唧筒にて引用することを得るも、万一を慮り、奉仕者の邸前に堀溜を新設し、其の附近にある清泉より噴出する水を送り一旦貯留の後、引用するものなれば灌漑上何等支障なきのみならず、綾川の沿岸各所に立札を設け不淨物の流入を防ぎたり、

第 四 項 齋田と旱水病蟲害の關係

土地高燥にして空氣亦、濕潤ならざるを以て、從來旱、水害は勿論、甚だしく病蟲の害を被りたる事なし、

第 五 項 齋田と交通關係

齋田は郡道山田線に沿ひ高松市より西南約五里、坂出町より南約四里、菅公政廳の古趾たる瀧宮より東南一里餘、縣道上道線陶村より南一里とす、孰れも縣道若しくは郡道により達するを得べく、道路亦概ね平坦にして車馬の往來自在なり、

第 六 節 齋田所在村の事績

第一 地 勢

香川縣の全圖を繕て一瞥すれば乃ち知る、綾歌郡山田村は正しく全讃の中樞に位置することを、村は東西一里二十町南北二里形狀も鳩に似たり、村内二條の山脈ありて一は東より北に、一は南より西に走り、山地平地と大約相半はす、而して東南部は山地に富み、西北部は概ね平地を以て占む、四隣東は粉所村に、西は羽床上村及び瀧宮村に、南は西分村に、北は千疋村及び陶村に接す、有名なる綾川は水清く、其の源を粉所村

に發し、村の中央を貫き、幾多の細流を併せて西に去る、全村土壤肥沃にして而かも氣候溫暖氷雪少く以て耕鋤に適し又住むに宜しく洵に天惠多き一寰境と謂つへし、

第二 民 風

土地市井に遠かりて山間部に属し、而かも風物一體景勝に富めるが故に、此の自然に同化して住民の心自ら質朴純良なり、されば常に能く勤儉業を修め、彼の華奢に耽り、徒らに安逸を貪るか如き惡風ある莫く、隨て郷黨罪を犯し俗を紊るが如き非行近時殆ど其の迹を絶てるか如き狀あるは誠に喜ぶべし、此の潮勢に應じて益々民心の陶冶を爲すは、蓋し治道宜しきを得たるものなるが故に、村の當局者及び先輩之を導くに神佛崇敬の要を以てせるに衆亦深く之に歸依して、心身の修養に努め、更に怠る所あらず、宜なる哉之を徳として村内能く長老を敬し、能く孤獨を憐み、上下和氣霽然蓋し稀に見るの樂境として廣く縣下に聞ゆ、爰に村民が神佛崇敬の爲めに竭せし事項の一端を擧ぐれば左の如し、

(イ) 神社の奉祀に關する件

村内には三つの村社と四十六の無格社鎮座せるあり、何れも祭祀を莊嚴にして廣く之を崇敬せしことは村民一般の素志たるも、徒に神社の數多きに過ぎて各部落何れも其の祭祀する所を異にし、亦歸一する所なし、乃ち四十三年三月、之れを一部落一社に整理の方針を立て、村社及び維持法確實なる無格社に合祀して大小三十二社とし、而して更に之に田畑山林現金等此の價格約壹萬圓の資財を各社に寄進し倍々其の基礎を固め以て民心一致の中心点を確立せり、爾來村民冠婚祝賀の儀ある時は必ず神社に參詣して之に奉告せしめ、報本反始の道を明にせり、之れか爲に尊王愛國の念は愈々高く、地方の風紀又自ら向上改善せる



所以ならんか、

(口) 佛寺に關する件

宗教に依りて人心の統一を圖り以て共同の福祉を進むるは亦自治改善の要道に屬するが故に、村當局者は村内に在る五ヶの寺院と常に連繫を取り、王法爲本の教に則りて、信徒の啓發一村の薫化に従はしめつゝあるに、其の効果極めて大なるものあるか尙之に安せず村長及び村會議員等の計劃にて別に護法會なるものを組織し、同會の事業として例年春秋二回と隨時知名の高僧を招聘して一般民に廣く各種の教を傳導し亦之を外にしては佛教婦人會を組織し、彼是相待て善根の培養に努めつゝあり、

(ハ) 尙武思想の涵養に關する件

明治三十七八年戰役に際し、本村住民にして從軍したるもの、内戰病死者九名あり、此れ等軍人の墓地は村内各所に散在し、又は當時未だ墓地の定まらざるものさへあり、村當局は深く之を慨し、殉國者の靈を長く一定の場所に祭り、一般軍事思想の向上を圖り、併せて遺族に満足を與ふる目的を以て村有地たる學校隣接地に墓碑建設の議を遺族に謀り、明治四十年、村當局は協議費を以て補助金を交付し、茲に建設を了せり、而して同年七月三十日、除幕式を行ひ、爾來毎年五月十日、村當局在郷軍人等主催となり招魂祭を執行せり、蓋し其の地を學校隣接地に相せしは之に依り兒童の尙武思想を養成せんか爲にして、其の感化の効亦甚た少からざるを認むるなり、

第三 沿革

本村は昔山田の郷と稱し、后山田上村山田下村東分村となり、各々庄屋組頭元治と稱する村役人ありき、明

治六年、區を設けらるゝや、山田下村は第四十九區に、山田上村東分村は第五十區に屬し、各區に區務所を設けて區長及び村役人一名つゝを置く、明治八年七月、區の改正ありて山田下村は第十九大區五小區に、山田上村東分村は第十九大區六小區に屬す、明治九年八月、第二大區となり、翌十年一月、又改まりて第五大區となる、明治十二年一月、郡區の改正あるや、區を廢して元の阿野郡を稱へ、山田上村、山田下村、東分村、各別に民選戸長を置く、明治十八年一月十五日、行政區域の改正ありて、山田上村山田下村は同一區域となり、東分村は西分村と區域を同うして共に官選戸長を戴く、明治二十三年二月十六日町村制實施と同時に東分村は西分村と分れ、山田上村、山田下村と合して山田村を造る、明治三十二年四月一日、郡制實施に伴ひ今日の綾歌郡山田村とはなれり、

第四 村政

村政の狀態如何に整善完備の域に在るや、其の多くを語るを要せず、乃ち明治四十四年十一月三日、内務大臣は左記の通り本村の功績を表彰し、模範村の名風に傳へて高きものあり、以て優良なる村治の一斑推して知るに足るへし、管夫れ如何にして此の名譽を博するに至りしか、之れか徑路を釋ぬれば徳化内に洽ねく闔村の民相倚り相扶け以て一丹の至誠克く公共の爲に竭せるの結果に外ならずと謂ふべし、以下項を分て内容を略述すれば左の如し、

表彰 狀 寫

香川縣綾歌郡山田村

共同緝睦相率キテ克ク公共ノ事ニ竭クシ整理經營共ニ見ルベキモノ少カラス今尙一層ノ奮勵ヲ以テ互ニ相



戮力シ益々其ノ實蹟ヲ擧クヘシ茲ニ金五百圓ヲ授與ス

明治四十四年十一月三日

内務大臣從三位勳二等

原 敬

(イ) 村治の圓滿

本村治績の擧れる郷黨能く親和し一致公共の事に熱心なるの結果に外ならざるも、之が一面の理由は制度實施以來、村長助役以下吏員の適材を得たること最も興りて力多きに居れり、乃ち曾て前村長を勤めたりし今の信用組合長たる福田薫、同じく現奉仕人たる岩瀬辰三郎、同じく現縣會議員たる山田利平太及び現村長等、一同の至誠能く之を爲したるものと謂ふ可し、現時の村長岡田榮は本村大字東分の舊家に生れ、人と爲り温良にして頭腦明晰なり、明治十四年雇として役場事務に従ひ、以來書記助役に歴任して明治四十二年十月名譽職村長に選任せられ、今日に至る、其の任に在るや、人に接して親切、事を見ること公平摯實なるが故に、部下及び村民の信頼倍々厚く、左れば村長一度案を立て、事を圖れば百事成らざるはなく、居常村費の節制に最も意を用ひ、年歳事務は倍々増加するに拘はらず、少數の吏員を以て之を支へ、日曜休日の如き殆ど之を全廢して勵精専ら公務の整理を策し、更に倦怠する所あらず、されば本村の事務は一糸紊れず、倍々改善進歩の域に向ひ、村治愈々進て名譽赫赫たるものあるに至れること、これ現村長の効勞なりと謂はざる可らず、如斯にして上に篤實熱誠の村長あり、之に對し温良なる現助役森健次亦明治十五年勸業筆生として村政に従ひ、以來村會議員書記收入役を経て明治四十二年十一月現職に擧げられ、格勤以て今日に及へり、而かも收入役の事務を兼掌し、納税及び會計の整理等其の成績誠に顯著なるものあり、居常

翼々として村の爲に竭し、熱心懇切なるが故に村長及び村民の信頼も亦厚く、當代稀に見るの良吏なりと謂ふべし、此の外書記、附屬員、使丁に至るまで一度全村に任用せられたるものは死亡疾病等職に堪へざるの事由あらざる限り之を解職するか如き事實殆ど無し、左れば下僚一般永年一日の如く忠實喜て其の職に従ひ、毫も倦怠する所あるを見ず、又村會議員選舉の如き廣く世間の状況を察すれば各部落に於て屢次競争行はれ爲に村治の平和を紊すことあるも、本村に於ては未だ曾て競争等ありしこと無く、協同一致して公共に熱心なるの士を選舉し來れり、此れ等に徴するも如何に村治の圓滿なるか推して知るに足る可し、

(ロ) 事務整善

村役場廳舎は大字山田上綾川の涯に在り、建築費に充用の目的を以て曾て蓄積しありし歳計剩餘金を以て明治三十六年村之を建築せるか、輪奐固より美ならざるも位置、約村の中央にあり、事務室會議室小使室外に土藏物置場等備はりて、納税は役場土間より直に納入するを得べく、執務の便、耐久の堅共に完し、其の執務の状態を見るに紀律整然として亂れず、其の事務を處理するや、綿密周到にして正確なり、文書編纂の如きは各種目に分類し其の輕重に従ひ保存期限を定め、文書中成規定例統計に關するものは之を別綴とし、其の改廢の跡を明かにし。且永年保存には冊首に索引を付して便覽に供し、尙各此れ等文書は擧げて文書台帳に登載し、別に文書には登載番號を附し、以て搜索に便す、其の他諸帳簿會計の收支等整然として一も其の瑕瑾なきは、當局の茲に意を用ふるの多大なるものあるを察するに難からず、當に整理の此の如きものあるのみならず、事を處するや敏活にして常に諸進達報告類の遲滯を見たることあらず、尙又本村は年中行事の表を調製して毎年定期に處理すへき事件を載せ、尙毎月臨時處理を要す可き事件は事務室内掲示板



に掲記し、之に依りて處理せる等期限恪守に留意するの深きものあるは感すべし、此の外本村には町村制實施以來、毎年累年統計なるものを調製し、人口、戸數、耕地反別、諸稅納額より、生産品、歳入出豫算、社寺數、就學出席歩合、學齡兒童數、貯金、各種團躰の人員、軍人數、等に至るまで苟も村内の狀況は總て之に載せて洩らさず、以て一村の盛衰を査察し、村施政方針確立の參考に資せり、本村各般事務の改善發達を致せる蓋し所以なきにあらず、

#### (ハ) 産業の發展

抑、本村は地積總計九百町歩にして、内耕地は約五百町歩を占め、總戸數八百一戸の内農家七百二十五戸を有する純農村なるを以て、闔村の民、農事を主業として之か改善進歩を圖るに就ては、當局者村民相倚り相勵み以て積年苦心努力せるの狀、實に感賞に堪へざるものあり、爲に現今にて米麥種子の攄水選は勿論、肥料の共同購入、堆肥舎の建設、共同苗代の設置、各種品評會競技會及び農事講習會、講習會の開催を始とし、粃麥種採種田の設置、螟蟲買上等、細大の施設、之を勵行して至らざるなし、本村が普通農事而已ならず産業上各般の事項に亘り一般の異彩を放てるもの亦故ある哉、今之を攄水選の成績に就て觀るに、粃麥種子明治三十五六年の頃より既に全部の勵行を見、又米麥模範作を設置し、改良作の普及を計り、最近又米麥種子採種田各六反歩を設置して村内農家と種子の交換を行ひ、以て常に優良なる種子の播下に努めつゝあり、米の産額も亦著しく増殖し、明治三十三年の收穫高尙六千二百石なりしに對し、大正二年には既に八千四百六十石を算するに至れり、然るに肥料の改良は直接米作及び農家の經濟に至大の關係あるを以て、夙に意を自家配合の獎勵に用ひ、又明治三十四年北海道より練柏の共同購入を爲したるを始とし、或は隣村農會

と聯盟し、或は縣農會に託して過磷酸石灰、硫酸安母尼亞、大豆粕等の共同購入を實行し來りしか、農家は其の有利なるを得し争ふて申込を爲すの狀況にて、大正元年に於ける購入價格一万七百餘圓の巨額に達し、二年の價額亦之に下らず、堆肥舎の建設も近來著しく其の數を増加し、大正元年末現在にては完全なるもの百三十五ヶ所の設置を見るに至れり、又苗代の如きは去る明治四十年始めて一ヶ所一反歩の共同苗代の設置を見るに過ぎざりしか、以來村農會より補助金を交付し、或は共同苗代品評會を開催する等獎勵の結果、大正二年の調査に依れば共同苗代十四町四反歩に達し、大抵拾圓乃至百數拾圓の基本金を蓄積し、益々基礎の鞏固を致しつゝあり、而して單獨苗代は既に其の跡を絶つに至れり、又毎年十一月三日の村立學校開校記念日を利用し、農産物共同苗代畜牛及び養雞品評會を開設し、併て生徒の農藝成績品展覽會を催し、尙毎年二回麥稈真田競技會を開きて斯業の改良發達を計ると共に、毎歲一回五日間の豫定を以て縣郡技術員の派遣を請ひ、種藝肥料病蟲害に關する講習會を開き、以て村民に農事上の新智識を注入しつゝありて、大正元年には百二十七名の受講者を出せり、尙此外時期に應じ各種の講話會を開催し、研鑽攻究を重ね、農事上裨益する所鮮少なからず、以上は本村に於ける普通農事發展の概況なるか、副業に在りても亦前者と併行して進歩の顯著なるを認む、就中麥稈真田業に在りては明治廿九年村民三名を拔擢して之か傳習を受けしめ、降て三十三年始めて數量百五十反價格四十五圓の生産あり、明治三十六年には教師を招聘して優良なる原料の採取法を傳へ、村農會よりは毎年季節に向ひ各大字に一名宛の麥稈青刈獎勵委員（全村にて三名）を設け、麥稈青晒場を建設せしめ、尙創始當時より絶へず傳習所、競技會、品評會、等を開き指導獎勵に努むる傍ら明治三十七年麥稈真田共同販賣組合を起し、毎月數回（現在は六回）各自の製品を村役場に蒐



集し販賣の斡施を爲し、淳朴なる村民の奸商に利益を壟斷さるゝを防げり、若し夫れ販賣の當日役場に至らんか多數村民の持ち寄れる製品の山積せる間に吏員等の斡施に忙殺されつゝあるを見ん、されは前知事は特に本組合の實況を視察せられ、其の盛況を嘆賞せられたり、前述の如く各種の施設に依り獎勵を加へたる結果生産年と共に増大し、大正元年の産額實に九万七千八百四十反、此金額一万七千六百一十一圓に達し、今や本村副業中第一を以て稱せらるゝに至れり、蚕業に在りても村農會が明治四十五年一月衆目に觸れ易き地を卜し、模範桑園一反歩を設置し、籠を垂るゝと共に、稚蚕共同飼育桑園に充て、尙毎年村内三ヶ所に稚蚕共同飼育所を設け、巡回教師を置く等指導に努めしを以て其の成績逐年良好に赴き、大正二年には收購高四十石餘に及べり、之を要するに本村は普通農事に於て優に他を制する而已ならず、猶副業其の他産業上各種の点に於て益々發展しつゝあるものと云ふべし、

(一) 産業組合

山田信用組合は明治三十九年、桑島康三等五名の發起に係り、其の事務所を役場内に設く、大正二年五月、無限組織を更めて有限責任とし、組合員に産業の資金を貸付し、傍ら貯金を取扱へり、而して各組合員は就て其の信用程度を高めんことに苦心するを以て、僑風上多大の効果を收めつゝあり、組合員は此の借入金を利用し、肥料の共同購入、土地又は耕牛買入、等の使途に充用せり、今組合發展の状況を年度末に於ける剰餘金に依りて示さんに、設立の年に於ては僅に七圓に満たざりしも、大正元年に至りては一千五百七十二圓余に達し、越つて二年には更に百九十圓を増加し、全年度中に取扱たる金額總計五十二万五千余圓にして、準備金一千四十二圓餘、特別積立金二百五十八圓三十五錢九厘の巨額に達せり、

(二) 農會

本村の産業か今日の如き發展を遂ぐるに至れるもの亦村農會の活動に負ふ處少からず、抑本村の農會は遠く明治三十四年の設立に係り、爾來村當局と提携して農事の改善進歩に努力し、其の間多額の事業費補助費等を支出して、共同苗代、粃麥種播水選、肥料の共同購入等を獎勵し、各種の品評會、講話會を開き又模範桑園を設くる等鋭意産業の振興に努めつゝあり、而して此れ等事業の詳細に涉りては産業の發展なる項に於て記述せしを以て再び茲に贅するを避け、左に經費の豫算及び決算額に就て進歩の状況を示すべし、

全	明治三十八年度經費收入決算額	二九三、五四八
全	支出全	二七八、九五一
全	大正元年度經費收入決算額	一、一八二、〇五五
全	支出全	一、〇八一、九〇四
全	明治三十八年度經費收入豫算額	二一八、〇〇〇
全	支出全	二一八、〇〇〇
全	大正二年度經費收入豫算額	一、三〇九、〇〇〇
全	支出全	一、三〇九、〇〇〇

(三) 麥稈真田共同販賣組合

本組合は明治三十七年七月の創立に係り、取扱高初年には一万八千三百九十七反、價格四千八百七十四圓なりしも、大正元年度には三万三十六反、金額六千六百九圓に達し、組合員は自宅に於て販賣するより却



て組合に供托するを喜び、販賣當日は競ふて事務所に詰掛くる有様なるを以て、其盛況同種の組合中稀に見る所なり、

#### (四) 勤儉貯蓄組合

勤儉貯蓄は村當局者の夙に唱導する所にして、亦村民一般の美風たり、されは早くより各部落に於て、諸種の團躰を組織し、其の貯金額も比較的多額に上りしが、明治四十三年、戊申詔書の御趣旨を奉體し、縣所定の勤業七年計劃に基き、山田村勤儉貯蓄組合を設立し、冗費を省き虚飾を慎み、零碎の金を積みて七年の后に至り、總額二万餘圓に達せしめんとし、今や其の第五年程に入れり、而して大正二年末に於ける貯金額は實に一万二千六百四十六圓余に達し、年次功程を超過するの盛況を呈せり、尙此外有限責任山田信用組合貯金外二十二組合貯金合計金五万七千二百二十餘圓あるは別項記載の如し、

#### (二) 本村と米の歴史

本村は綾歌郡内第一の優良米を産し、昔より山田米の名聲は縣の内外に高く、爲めに往時は久しく藩主の御料米となり、降て明治二十六年より全三十二年まで七ヶ年繼續し、且三十七年四十四年の前後九回新嘗祭獻穀米を納むるの光榮を荷へり、而して之を耕作するに當りては闔村の民等しく至誠を罩めて之に細心注意を拂へるか、去る明治二十六年綾歌郡各町村聯合を以て本村小學校實習田の傍に御供田壹畝歩を購入し、本村之を管理し、村長及び農事に最も熱心なる同村尋常小學校教員監督の下に御供田米の經營を爲し來れり、

#### (本) 教 育

本村は元山田上山田下東分の三村より成りしを以て、從來設置の三尋常小學校廢合は一問題たりしか經費を整理し設備を完成せんか爲、明治三十一年之を統一して一校とせり、當時就學兒童は百分歩合六十九人に過ぎざりしを以て、諸種の督勵を加へ、貧窮にして就學出席に困難なるもの爲、特に學用品給與の辦法を實行せるを以て、區域地勢共に通學に不便なる本村にして現在七百四十有余の學齡兒童中不具癡疾者五名を除くの外、全部就學し、出席百中歩合逐年増加し、目下九十七人余に達し、尋常科兒童六百五十一人十二學級、高等科九十四人三學級、合計七百四十五名十五學級、教員十七名、經常費四千六百八十五圓十六錢、而して教員給一人平均一ヶ月十八圓五十錢にして、郡内の上位を占め、専ら優良教員の招聘を圖れり、故に以て全校の施設内容見るべきもの尠からず今其大要を左に摘録せん、

#### (一) 小 學 教 育

現代に適應せる活動的國民を養成せんには、兒童の健康状態を進むる前に、先教員の心身を強壯にし生氣満々たる心の資質たらしめざるべからずとして、常に職員健康状態に留意し、職員の遠足運動及び躰育獎勵會を開催し、強行遠足を實行せるの結果、病氣缺勤遲參早引等殆どなく、十七名の職員通して一ヶ年多きも五回少きは一回に過ぎざるの實況なり、

精神修養の方面にては、毎年各地に開催せる夏期講習會には職員全部を各地に分派し、歸校後必ず職員列席の席上報告せしめ、相互得る處の知識交換に努め、自己研究の結果發表機關として、精神修養會を開き、尋常科正教員以下の學力補充として毎月平均一回小學校本科正教員交替講師となりて代數、幾何、物理、化學、講習會を開き、又學校長の主義方針實行策として時々學校長自ら訓話を試み、又は模範教授の任に當り、



或は又學事視察の爲、毎年一回校長及訓導二名を他府縣に派遣して他の長を採用せる等は主要なる施設たり、兒童の健康状態に對しては深甚なる注意を拂ひ、雨天躰操場を設け、雨天の故を以て躰操を休止することなし、兒童の服装履物及び帶の結方等の微細なる点に至るまで常に攝生運動の方面より着眼し、或は又兒童平素鍛練の効果検査の爲、毎年一回學年別によらず兒童各自の躰力に鑑み自由意志により一日の行程三里乃至十二里の強行遠足運動を試み、その他兒童携帶辨當の分量材料等を實査して訓育の資に供する等用意周到と謂ふべきなり、

訓練に關しては教育勅語及び戊申詔書の御趣旨徹底方法、訓練の統一方法、等亦見るに足るべく、之を要するに全校の主義方針施設等適確にして實行的たるは他に多く其の類例を見ざる所なり、

### (二) 補習教育

其他附設補習學校は之を男女に分ち、男子は夜間に、女子は晝間に之を開き、其の日日出席平均男は約六十人、女三十人にして、其の成績見るに足るべく、二町歩の學林には櫟樹を植る實習田一段二畝歩には主として米麥を試作し、一切人夫を雇傭せず、職員兒童作業に従事し其の成績佳良なり、

### (三) 社會教育

社會教育は頗る能く普及發展し、就中從來毎年天長節、小學校に於て開催せる農産物品評會は、兒童自家の農産物を品評して賞品を授與し、兒童の成績品と共に陳列して村民一般の縦覧に供し、且當日兒童運動會を開催せるの例なるを以て、當日は村民一般に休業祝意を表し、老幼相携へて學校に參集し、終日嬉々として見聞し頗る盛況を呈せり、

青年會は會員約四百を有し、其の事業は各支部により多少異なる点あるも、今之れが主なるものを擧ぐれば、風儀の改善、勤儉貯蓄、夜學、擊劍、講話會、及び運動會の開催米麥の試作、共同糞細工、無償にて道路及び神社の馬場修繕、荒蕪地の開墾、共同購入、用水路工事の請負、等にして、就中各支部に於ける勤儉貯蓄及び第七支部に於ける笠の製作、米麥の試作は、其の成績頗る良好にして、着實の進歩をなしつつあり、

父の會及び母の會を毎年一回學校に於て開催し、主として子女教養の方法及び夫婦相互の守るべき道を授け、傍ら學校と家庭の聯絡を圖り、講話各性能に應じて適切なるか爲、參會者逐年増加し、最近に於ては四五百名即ち父兄の七割以上に達せり、その他敬愛婦人會あり、會員六百余を有し、毎年春秋二回村内五個寺に於て交番に名僧を聘して法話を聽聞して品性の修養に資し、其の秋季に開催せる會合には高齢者優待の爲、敬老會を開き、講話舞曲の餘興及び酒食の饗應をなし、高齢者に慰安を與ふる等其の成績見るべきもの尠からず、

### (ハ) 徵稅

徵稅の美績を擧げ得るは部民納稅の義務的觀念に通し、其の克く之を盡せる所あるに由る可しと雖も、之れが報公心を促し以て納稅の遲滯なきを期するは村當局に於て常に納稅者負担の公平を圖り、及び納稅上の便宜を企圖する等最も切實の用意に俟たざる可からず、茲を以て本村に於ては納稅設定に注意し、負担の公平を圖り、殊に部民負担の大部たる戸數割等級の如きは納稅者の資力を精査し、且不相應と思惟する者には忌憚なく之を役場に申立てしめ、以て翌年に於ける賦課標準の資料となせるのみならず、別項述ぶるが如く麥稈眞田共同販賣をも役場一室に於て行ひ、以て納稅に際しては製造者の販賣に依り得たる金を



以て直ちに納税に充つるを得るの利便と美風を開ける等實に徵稅上村當局の注意至れり盡せるものあり、而して納税者亦善く納稅義務の重す可きを知れるか故に他に多く其の例を見る使丁の督責、納稅袋の配付、納稅組合の組織、等を要せずして、納期内必ず自ら役場に至り納入を了し、曾て滯納者を見たることあらず、時に偶々納税者の不在等に依り納期末に際し使丁に注意を受くるか如きことあるときは、單に此の一事を以て實に村民の耻辱なりと思惟し、直ちに役場に馳せて自ら納入の義務を全くせり、之を要するに本村の如き納稅の美績は其の類例多く他にあらざる處にして蓋し自治の眞髓を發揮せるものと謂ふ可きなり、

(ト) 村の富力

本村民職業状態は農業其の大部を占むるを以て、村富力の如何は農民資力の盛衰を以て之をトするを得べく、今大正元年末耕地反別に依れば農家六百四戸に對し、田四百二十二町一反五畝五步、畑七十一町二反六畝廿九步にして、一戸平均田六反九畝步強、畑一反一畝步強に當り、而も之を所有するもの中産者に多し、又之を所有田畑反別に依り區分するときは三町步未満所有者戸數四百五十七あるに反し、三町步以上所有者戸數二十二あるに過ぎず、而して五町步以上十町步未満所有者及十町步以上二十町步未満所有者に至りては僅に數戸あるのみ、故に本村々民は所有地の等差至つて少く、從て貧富の懸隔亦著しからざるを知る可し、更に村内貯蓄の状況を察するに、村當局者夙に指導誘掖に努め、明治三十四年盟約を設けて組合を組織し、爾來着々實行を怠らざりしが、明治三十七年宣戰の大詔煥發さるゝや、更に申合規約を制定し、虚飾奢侈を嚴戒し、爾來益々勤儉貯蓄を促したる結果、大正二年十二月末現在各種貯金團體廿六、其の貯金總額實に七万二千五百八圓六十四錢五厘、人員三千三百五十二人の多きに上れり、内村吏員の直接之か管理

を掌るもの三團體、一は人員七百七十四人、貯金額一万二千六百四十六圓四錢六厘に達し、之を郵便貯金及び信用組合貯金となし、他の二は其の人員六百五十四人、貯金額七千五百二十二圓七十一錢七厘にして担保を徵し、又は徵せずして之を貸付せり、此の外明治三十九年中、一口拾圓、七百五十口の信用組合をも設立し貯蓄の傍ら産業必要なる資金を貸付し、農家經濟に資せしめんとし今や其の資金全部一万二千餘圓の資金を了せるを見たり、如斯にして農家能く勤儉産を治むるか故に、村内細民少く一般の生計概して裕かなり、又村自治体としての収益財産の状況を見るに、當局は村の基礎を鞏固にし、永遠の福祉を増進するの刻下急務を認め、明治三十六年基本財産蓄積條例を設定し、基本財産收入、歲計剩餘金等本年度よりは學校基本財産指定寄附金の外、一戸平均五十錢以上の蓄積を行ひ、之に依る現在基本財産村所屬有價証券三百圓、現金二千五百五十三圓二十五錢八厘、家屋一棟價格三百二十三圓五十錢、學校所屬田一反六畝廿一步、有價証券八百五十圓、現金三千圓に達せり、而して此の外大正元年、本村部落有財産の統一に依り村基本財産現金七千四百九十六圓七十四錢二厘、田四反五畝十五步、畑四反二畝一步、宅地百三十二坪、山林三十六町七反八畝十五步、原野十八步、雜種地二畝步を村有に移し、更に多くの財産を造成せるか、村は此の統一したる山林につき砂防工事を計劃し、又樹木の新植を行ひ、又別に學校基本財産増殖の目的を以て村在籍者にして婚姻を爲したるとき、又は出生兒ありたるときは之に要する費用を節して幾部應分の寄附を爲すべきことを村内申合せ、明治四十年三月以來實行せるか、未だ此蓄積金額多からずと雖も、其の寄附の容易にして且當局の基本財産造成に意を用ふるの深きものあることを得へし、之を要するに村財政の基礎を鞏固ならしむるの實着々成るを見る、洵に本村將來の爲めに祝福すべき美事と謂ふを得へ



## (チ) 衛生

本村隔離病舎は大正元年度に於て村費金三千七百七十圓を投して之を新築したるものにして、大字山田上字俊則高燥の位置にあり、患者二十四人を收容するを得、設備完全を極め療養上更に遺憾あるを認めず、又本村衛生組合は常に能く活動し、夙に村の助長發達を促しつゝあり、其の方法としては清潔方法の督勵、流行時に於て持續的消毒方法、患者發生の際に於ける其の收容に至る迄の消毒運搬、其の他便所覆蓋等の實行に努めたるか、大正元年中、本村衛生組合副長は傳染病豫防消毒事務に盡瘁したる廉を以て、縣よりも表彰を受け其の成績の見る可きもの少からず、村は之か爲に組合成立前に比し、清潔方法及び消毒方法の完全なる實施を爲すを得て、而も村費をも節約するを得利益する所多し、又組合は本村衛生思想の普及を圖らんか爲、衛生展覽會衛生講話會等各種の施設を爲し、専ら保健衛生の事に努力せられつゝあるか故に、將來は防疫上何等遺憾無しと云ふへし、

## (リ) 土木及交通

村の中央を南北に通し、北東高松市に達する里道福家線は本村の重要な道路なり、然るに本線中俊則鎌手の二峻坂ありて、往々車馬の轉覆するものあり、加ふるに綾川の横斷するありて運輸交通極めて不便なりき、是を以て村當局者は明治三十三年、先俊則の改修を提議して之を果し、更に明治三十六年、鎌手坂の改修及び綾川の架橋を企圖したり、而して本事業は一人の異議者無く闔村一致の下に完成せんことを期し、其の利益得失を説きて賛助を促すこと頗る切なりしか、之に應じて寄附を申出づるもの數百人、其の金參

百有余圓に達し、尙工事に際しては續々勞力を寄附するものを生ずる等、村民の歡呼湧くか如き下に約金五百圓を投して鎌手の峻坂數町を改修し、河幅二十余間なる綾川に架橋を遂げたり、又明治三十八年には隣接粉所村並びに香川郡安原村に通する線路を横斷する綾川の上流に架橋を爲さんと熱心盡力し、遂に百數十圓の費金は總て之を寄附に仰き以て其の目的を達したり、此れ等改修架橋に依りて從來風雨等に際し往々免れざりし運輸交通の杜絶を防ぎ、車馬の往來安全なるに至り、村益實に計る可からざるなり、而して其の之を爲す常に村民の義心に訴へ、和氣洋洋たる中に功を成して、殆ど公力を用ひざるか如き、蓋し自治經營の精華なりと云ふ可し、加ふるに今や郡道山田線は殆ど全通して南粉所村に通せるか故に、高松より本村に至らんとせば縣道瀧宮線に依り陶村大橋より南折せば行程約一里にして達するを得へく、亦西丸龜琴平地方より至らんと欲せば縣郡道の全通せるあるを以て車馬の便により容易に達するを得へし、

## 第五 各種團體

村民報國恤兵の志厚くして各種慈善事業の隆盛誠に敬歎に堪へざるものあり、現に本村赤十字社員は二百四十二人にして、内特別社員六人、終身社員百二十一人、正社員百十五人にして、人口十七人余に對し社員一人の割合を示せり、又海員救濟會員は五十四人にして内特別終身會員二人、通常會員五十二人あり、此を以て明治四十一年七月、本會總裁宮殿下より奉公旗を授與せらる、是れ本縣の嚆矢とす、其の他愛國婦人會員四十八人あり、之を他の町村に比すれば社員數遙に多く、而して一旦社員たりしものは中途脱退を申出するか如きもの更にあるなく、終始能く其の義務を全ふしつゝあり、

## 第七節 齋田奉仕者の人格並に履歷



奉仕者は本村大字山田上の住にして岩瀬辰三郎(六十六年)なるか其家系、人格徳望等精覈調査するに欽仰すへきもの尠からず、概要之を述ぶれば左の如し、

第一項 人格及徳望功績

本人は天性敦厚にして恭謙人に接し信義に富めり、夙に父祖の志を継ぎ能く心を公益慈惠の事業に注ぎ、徳望郷黨に高し、古く藩政の時代より明治の初年に至るまでは公命を帯ひて専ら建築土工の事に従ひ功尠からず、次に山田上村戸長を申付けられ、始めて地方政務を支配し、之を退くや直ちに勸業衛生の委員として斯業に力を竭し、又居村學校舎及び役場廳舎並びに村社等の建築あるや、毎時選はれて之か委員となり、身を忘れて熱心工事を督し、能く之を完成せしめたり、明治三十二年、衆の推す所となりて再び村長に當選し、銳意村治の改善を圖れり、蓋し全村の今日模範村たるの名譽を博するに至りし基礎を作りし者と謂つへし、而して又一面には屢々各村聯合會議員に當選、能く出て代議の任を全ふし、内にありては村會議員となり、將た學務委員及び公有林野整理委員となり、教育並びに林野の開發整理に力を致し、殊に農業に對しては明治二十年阿野鶴足郡勸業委員となれるを始め、各種品評會の審査委員とし、且村農會の評議委員及び郡農會の豫備議員とし熱心之か改善の任に當り、而て常に其の家に在るや田畑十三町歩、其の他巨額の動産を所有し、村内屈指の資産家なるにも不拘、家族僕婢と共に耕耘に従ひ、勤勉能く業を修め、躬行實踐廣く他の範たるか故に、曾て郡農會より精農として表彰せられたり、此の外本人の經歷性行を調査すれば身素封家に生れ、多くの財を積めるも恭謙身を持し、彼の徒に名聞を求むるか如きは決して爲さざる所なり、若し夫れ同人の爲に敢て飾るものありとせば塩田株式會社の重役信用組合の理事として地方に信用厚く、性博愛慈善の

志に富み、兵を恤ひ窮民を救ひ、神佛を崇敬して能く五常の道を説き、以て地方の風紀を肅正せる等稱すへきもの尠からず、乃ち明治維新以前より夙に身を公共に委し、數十年の久しき終始一貫渝りなく、其の功績洵に感賞に禁へず。

第二項 奉仕者家族

- |    |       |             |
|----|-------|-------------|
| 戸主 | 岩瀬辰三郎 | 嘉永元年正月三日生   |
| 妻  | タミ    | 嘉永三年九月五日生   |
| 長男 | 一太    | 明治十一年一月廿五日生 |
| 六男 | 貞義    | 明治廿七年五月卅一日生 |
| 婦  | ハルエ   | 明治十五年一月二十日生 |
| 孫  | 義男    | 明治廿二年十月六日生  |
| 孫  | 一朗    | 明治廿四年十一月三日生 |



孫 孫  
 一 江  
 明治三十八年四月四日生  
 輝 一  
 明治四十年二月七日生

第三項 履 歷

香川縣綾歌郡山田村大字山田上百九拾番戸  
 平民農 岩 瀬 辰 三 郎

嘉永元年正月三日生

- 一、明治十一年以來第五大區第六小區戸長拜命、
- 一、明治十二年一月郡制改正ニ依リ廢職、
- 一、明治十二年一月阿野郡山田上村戸長拜命、
- 一、明治十二年八月依願退職、
- 一、明治二十三年町制實施ト全時ニ村會議員ニ選舉セラレ現今ニ至ル、
- 一、明治三十二年十一月十四日村長就職、
- 一、明治三十四年九月六日退職、

第參章 主基齋田の施設

第壹節 齋田奉仕打合

三月十三日、齋田決定告知書交付式の後、縣廳にて、齋田に關する打合をなしたり。參會者は縣廳側よりは山口勸業第一課長、綾田、園田、清田の各技師、吉田属、岩田技手、平野縣農事試驗場技手、郡役所側よりは樋口郡長、大島、松浦兩書記、山田村よりは奉仕者岩瀬辰三郎、岡田村長、佐野學校長、福田農會副會長、山田縣會議員、岩瀬村會議員、秦在郷軍人分會長、高尾青年會副會長等にして、次節の通り夫々指示ありたり。

第貳節 郡長及び村長に對する注意事項

- 一、農具新調の事、但し郡又は村に於て縣農事試驗場と打合の上調達する事。
- (註) 縣農事試驗場にて其の種類及び箇數決定の上通知す。
- 一、苗代地及び本田には不取敢村に於て祓式を行ひ、注連繩張をなし、標木を建つる事。
- (註) 正式のものは香川縣主基齋田と記したる角柱を縣に於て建設し、尙同時に祓式を行ふも先づ夫迄は不取敢郡又は村に於て祓式を行ひ、二間の間隔を以て杭を打ち、之に笹竹を縛り附け、注連繩を張り、尙主基齋田御用地と書したる杭を建つる事。但し四隅にあらずとも宜し。
- 一、村民に對し知事より訓示せらるべきに付、日時決定の事。
- (註) 本件に關しては來る十七日内務部長が代理として出張せらるべきに付、會場(學校)の設備をなし置く事。

- 一、耕作従事者選定の事
- 選定方法



- 一、人員男女各二十人を選抜する事。
- 一、品行方正にして健康なる者たる事。
- 一、耕作に熟達せる者たる事。

(註) 不浄者を生ずる見込を以て男女各二十人とせり。

右の者に對し各担任業務を定め置くを便とす。

耕作に熟達せるものなるが故に、男女共年齢二十才以上の者適當ならん。

奉仕者の家族及び親戚のものは齋田に出入するを得べし。

- 一、耕作管理人を設け届出づる事。

(註) 岩瀬梅太郎が適任ならん。

- 一、耕作従事者心得は別に指示する所に據る事。

(註) 縣にて決定の上交付す。

- 一、耕作従事者の服装は新調する事。

(註) 一定の服装を爲すべく、目下縣に於て模範的農事服の考案中に在り、而して該服の新調費は奉仕者に於て負担するも、従事者に於て負担するも、各自の自由なり。

- 一、齋田は村民舉て其の警衛に任する事。但し災害の場合も亦同じ。

(註) 不寝番を設くる事、但し青年會員二名位宛交替之に當るを便とす、水害豫防に關する心得に就ては綾田技師より青年會員に對し指示すべし。

- 一、所在村及び附近村の清潔法を勵行する等、衛生に留意する事。

(註) 右に關しては縣に於ても注意を怠らすと雖も、郡に於ては近村及び水流に關係ある村の衛生組合をして大清潔法を行はしむる外、一般衛生上に關し、春頃より注意を怠らざる事。

- 一、献穀一粒選の方法を定むる事。

(註) 多大の手續を要すべきにつき到底少數人の能くすべき所にあらず、故に青年會處女會等の會員、

小學校上級兒童を以て、之に充つる方便宜ならん。

- 一、用水使用上に關し水利關係者と豫め協定し置く事。

(註) 俊則横井の水利係と豫め協定し置く事。

- 一、齋田に關する事項は一切記録し置く事。

(註) 奉仕者に於て作業日誌をも作り置く事。

齋田に關する記録には日誌の外、寫眞繪卷等をも作製し置くを要す。

右に關し責任者(記録係)を設け置く事。

第 參 節 齋田奉仕者心得事項

- 一、齋田地耕種上の事項は左に掲げたるもの外、縣より派遣せる技術者の指示に基き之を定むべし。

(い) 齋田に用ゆべき籽種は縣より之を交付す。

(註) 品種は二種とし第一を鷹の尾とし、第二(豫備)を田中選とす、播種前、縣より精選して送付す。



(ろ) 農具は悉く新調すべし、但し其の種類數量は追て之を指示す。

(註) 縣農事試験場にて、種類箇數等を決定し、村及び奉仕者へ通知すべきにつき、購入に關しては郡及び村に於て斡旋するを可とす。

(は) 現作麥の肥料には不淨物の使用を避け、又耕作従事者をして不敬に至らしめざる様注意すべし。肥料は人糞、尿、厩肥等、不淨物の使用を避くべし。

(註) 一、堆肥厩肥は現作(麥)に施さざるは勿論、齋田には一切使用を禁す。

二、安母尼亞山草及び落葉の堆肥は差支なし。

三、容器は現作(麥)中は従前のものを用ふるも差支なし。

四、耕作従事者は不淨なる者を避くる事。

五、肥料種類は縣より指示し、施肥法も縣に於て設計したるものを交付す。

(に) 灌漑水は清淨なるものを用ひ、汚水の混入を防ぐべし。

(註) 右に關する設計は綾田縣技師作製す。

(は) 耕耘は牛馬耕差支なし。

(註) 害鳥驅除の爲、特に監視人を附すべし。

(註) 特に雀害を被らざる様監視する事、豫防の方法等につきては縣より指示す。

一、本田苗代及び齋院敷地の區劃形質の變更、灌漑排水交通運搬等の設備は總て縣の指示によるべし。

(註) 綾田技師等をして設計せしむべし。

一、奉仕者宅は直ちに大清潔を行ひ、尙常に奉仕者及び家族の衛生に注意すべし。

一、火災其の他の災害に就ては充分警戒をなすべし。

(註) 特に奉仕者の宅につき警戒を怠らざる事。

一、苗代時期二回、本田五回、齋田の作況を郡長を経て知事に報告すべし、作況調査の方法及び報告の様式は別に之を指示す。

(註) 報告は奉仕者の名義に於て之を爲す。

一、風水病蟲害、其の他特別の變異ある場合は之が防除設備をなすと共に、電報又は飛脚を以て知事に報告すべし。

(註) 特急の方法を以て、直接知事に報告の事。

一、奉仕者に於て旅行等を爲したる場合は其の都度代理者を定め、郡長を経て知事に届出をなすべし。

(註) 代理者には家族を以て之に充つる事。

一、奉仕者宅及び親戚に凶事ありたるときは直ちに郡長を経て縣に報告すべし。

(註) 右の場合に於て代理者を設くるの必要ありと認むる時は知事之を選定す。

一、農具舎收納舎番小屋を建設すべし。

(註) 但し收納舎は十五坪、農具舎は四坪、番小屋は警衛者の駐在に足るものとし、可成費用を節すべし。

一、農具舎は現在の長屋門の出入口の左(西)側にある室を用ひて差支なし。

(註) 一、農具舎は現在の長屋門の出入口の左(西)側にある室を用ひて差支なし。

二、收納舎は新設するか、従來のものを使用するかは、縣に於て實地調査の上決定す。



三、番小屋は新築する事。

四四

一、献穀は一石なるも豫備米一石を保有し置くべし、尙殘米も保管し置くべし。

(註) 豫備米及び殘米は全部精白し、大嘗祭の終了する迄、鄭重に保管し置くべし。  
一、送納すべき精米は一粒選をなすべし。

(註) 一粒選には青年會等を利用する事、先に述べたるが如し。  
一、齋田決定後は直ちに周圍に注連張をなすべし。

(註) 三月十七日郡に於て祓式を行ふべく、十五日午前十時、郡内の神職を會同し、其の方法等を決定の上、十七日早朝迄に村へ通知すべし。

一、植付後は苗代本田共竹柵注連張をなすべし。

(註) 右は奉仕者が爲すべきものにして、方法は未だ決定し居らざるも、實施迄には宮内省より通知あるべし。

一、苗代及本田整地前に祓式を舉行せらるべし。

(註) 右は縣にて行ふ且つ農具舎收納舎等に對しても之を行ふ。

一、稻實成熟期に於て拔穂式を行はるべし。

(註) 拔穂式の事は何れ大禮使より詳細申越さるべきを以て其の際通知す。  
一、齋田に關する費用は一切之を記帳し置くべし。

(註) 可成詳細に記入の事。

一、献納手續は別に指示する所あるべし。

(註) 具体的に決定次第通知す。

(別註)

一、齋田の周圍は常に清淨ならしむること。

二、苗代及び本田整地前には縣に於て祓式を行ひ、竹柵、注連張を施し、標木を建つべしと雖も、先づ夫れ迄は郡又は村に於て假に前記諸行事を行ふべし。

三、成育中は縣(郡は勿論とす)より監督者及び技術員出張指導すべし、本省よりも出張せらるべし、(最も初期よりは來らざるべし)

四、精米を京都御所に送獻の場合奉仕者は京都迄出向く事。

前記以外口頭を以て指示せられたる事項

一、藤本内務部長、知事代理として三月十七日午前七時頃、高松出發、同十一時頃、山田村着、祓式に參列せられ、午後小學校に於て村民に訓示せらるべし。

當日、綾田、園田両技師も出張すべし。

二、齋田に關する照會は勸業第一課長宛發送の事。

三、齋田に關し委員を設くるを便とす。

四、現に作付せる麥は縣技術員實査の上、都合にて全部鋤き返す事、但し現作付麥の鋤き返しに用ふる農具は(麥の收穫と見做すべきものなるにつき)従前の農具にて差支なし。

四五



五、奉仕者に於て作業日誌を作製し置く事。  
六、齋田費用概略左の如し。

奉仕者の要すべきもの

- 農具新調費
  - 肥料代金
  - 人夫賃 (一時的のものは青年會を利用するを便とす)
  - 獻穀送納費 (奉仕者旅費人夫賃服装費)
  - 收納舎新築費 (従來のものを使用差支なきことに決定)
  - 農具舎新築費 (之は長屋門の一室を使用するをせば不要)
  - 容器新調費
  - 本田苗代竹柵 (正式の場合は一間に六本の竹を交叉す)
  - 注連縄張費 (注連縄代及二間に一本の笹竹代)
  - 竹柵に取り附くべき出入門新築費
  - 農夫服装の新調費
  - 番人給 (青年會員等をして義務を以て之れに當らしめては如何)
  - 雜費 (義務を以て手傳をなしたる者の辨當代等)
- 右概算高合計約金壹千圓

以上は本体としては全部奉仕者の負担とす。

區劃を變更するに要する費用は郡若しくは村にて負担し、其の設計は縣に於てす。

縣支出に係る分

- 祓式費 (正式の分)
- 水路費
- 標木費 (正式の分)
- 道路費
- 技術員派遣費
- 通信運搬費
- 繪巻物調製費
- 雜費

七、齋田常置技術員は縣技手二名(現綾歌郡駐在技手を以てすべし)及び郡技手交替之に當らしむる事。

八、園田技師耕作部主任となり、平野技手専ら指導の任に當る。

九、万一の場合(特に水害)を慮り、字柳谷に副田を設け、其の經營方法は齋田に準らふ事(但し副田設置は縣の意見につき猶其の筋と打合せ決定す)

十、縣、郡出張者の宿泊所(清淨なる地方民家)を指定特約し置く事。

十一、奉仕者經費支出の方法を決定する事。



十二、新調農具も苗代等と同時に一應被禊を爲したる後使用の事。

十三、農具は出来台のものにても差支なし。

十四、祓式の日時決定の際は前日迄に山田小學校長に通知する事。

全場所決定の際は縣へ報告の事。

第四節 郡役所出張所開閉

第一項 出張所開設

齋田奉仕の御用、益々繁多を來したるを以て、之が處理上遺憾ならしめん爲、山田村内に郡役處出張所を設くる必要を認め、三月十六日、左記家屋を借入れ事務所に充つる事とせり。

山田村大字山田上甲一千四百八十三番地

岩瀬 秋次郎

第二項 出張所閉鎖

諒闇につき、大嘗祭延期に伴ひ、齋田も現在のまゝ、翌年迄存置する事に決定せられたるを以て、出張所は四月二十日限り之れを閉鎖せり。

第五節 齋田假祓式と知事の訓示

第一項 神職會の協定並びに樋口郡長の指示

三月十五日、郡長は郡神職會を郡衙に召集し、同會主催の下に三月十七日齋田假祓式を舉行すること、及び其の方法等を協定し、郡長より本縣高等官、勸業課員、本郡會正副議長、並びに議員、町村長、農會長、新聞記者等に對し案内狀を發送せり、當日樋口郡長は大島書記を隨へ神職會に臨み、左の通り指示せり。

指示事項

神前奉告祭施行ノ件

本年秋季、畏クモ我 皇室ニ於テ御舉行アラセラル可キ大嘗祭主基齋田ハ、本郡山田村大字山田上岩瀬辰三郎所有地四反四歩ト決定セラレ、一昨十三日ヲ以テ、香川縣知事ヨリ公達アリタリ、是レ洵ニ奉仕者一人而已ナラス、廣ク本郡全体ノ光榮ニシテ、恐懼感激ニ禁ヘス、惟フニ此ノ事アル固ヨリ奉仕村ノ治績ト奉仕者ノ德望厚キモノアリシ等、幾多ノ事情ニ由リシコト勿論ナリト雖モ、亦一面ニハ神靈ノ加護能ク此ノ慶喜ヲ授ケ給ヒシモノニ非ラサル無キヲ得ンヤ、乃チ此ノ際管内各神社ニ在リテハ、一齊ニ祭儀ヲ舉ケテ之ヲ神靈ニ奉告シ、齋田安ラケク豊穰ヲ得、以テ奉仕ノ重責ヲ全フシ得ル機神威ノ加護ヲ謹ンテ祈ル所アル可シ。

第二項 假祓式準備

三月十六日、樋口郡長は大島、鎌田、矢野、大浦、松浦、郡書記、榜木(郡)、黒川(縣駐在)技手、大森(郡駐在)防疲官補等を隨へ、山田村に出張し、村長及び神職と共に齋田假祓式に關する打合を爲し、左の通り決したり。

一、祓式出席神職

- 中尾 東 土屋 德太 上里 種太 山本 勇 福家 爲八
  - 富家 高由 朝田 彌三郎 大西 蕃 高橋 亨 豊嶋 吉長
  - 上里 肇 福家 三郎 豊島 歌雄 森口 忠次 秋山 秀雄
  - 安原 多門 乙武 信寬 福家 安富 富家 結 岡坂 峯造
- 一、式場 山田尋常高等小學校運動場。



- 一、當日來賓に對し、村より晝餐を饗すること。
- 一、村内各戸に國旗を掲揚せしむること。
- 一、沿道は清潔に掃除せしむること。
- 一、事務分担

- 式場係 大島、松浦郡書記、岡田村長、高尾村書記
- 受付係 矢野、松浦郡書記、三野郡土木技手、大森防疫官補、松原、山田、村書記
- 知事代理接對係 大島、大浦郡書記、岡田村長、山田、桑島、村會議員
- 來賓接對係 鎌田郡書記、託間郡視學、森村助役、松井村書記、佐野校長、秦在郷軍人分會長  
福田村農會副會長、道房清三郎、外村會議員

第三項 仮 祓 式 舉 行

三月十七日、山田尋常高等小學校運動場の東端に西面して祭壇を設け、此處に神座を移し奉る。これより先に齋田及び字柳谷なる副田の四隅には稍大なる齋竹を立て、其の間には二間毎に笹竹をたて、注連繩を張り廻らせり。午前十時、齋員並びに參列員一同着席するや、中尾郡神職會長、徐ろに立ちて、神前に額き、次第の通り行事ありて、十一時半全く終了せり。參列者は知事代理藤本内務部長、樋口郡長、山口縣理事官、綾田、園田、清田、中隈、野村、各縣技師、吉田縣屬、平野、中野、植田、各縣技手、郡内町村長、農會長、學校長、新聞記者、村内よりは奉仕者を始め各團體長、有志者、村民等無慮二千余名の多きに達し、頗る盛大なりき。當日記念のため寫眞師をして、式場の光景、齋田及び副田に於ける大麻司の行事を撮影せしめたり。

祓 式 次 第

- 一、齋員一同着床
- 二、參列員一同着床
- 三、副齋主降神詞ヲ白ス (此間奏樂)
- 四、獻供長以下獻供 (此間奏樂)
- 五、齋主祓詞ヲ白ス
- 六、大麻司齋田ニ至リ行事 (此間奏樂)
- 七、鹽水司齋田ニ至リ行事 (此間奏樂)
- 八、獻供長以下撤供 (此間奏樂)
- 九、副齋主昇神詞を白す (此間奏樂)
- 十、各退出

以上

中尾齋主の奏したる大祓式詞左の如し

齋 田 大 祓 式 詞

此乃所乎殿乃岩境止拂比清米天神籬起樹招請奉利令座奉利天禰言竟奉留掛卷久毛恐支瀨織津姫神速秋津姫神氣吹戸  
主神速佐須良比咩神天津姫神、地神等乃字頭乃御前齋主、綾歌郡神職會長中尾東恐美恐美毛白左久 今年大嘗乃御  
前爾 天皇御親皇御祖神及天神地祇乃大前爾御饗給波武止爲故爾其主基乃齋田乎此乃讚岐國綾歌郡山田村奈留岩瀨



辰三郎乃持田爾定米給比事依志給比志任爾今日與利始米天諸乃狂事罪穢波不有止科戸乃風乃天之八重雲乎吹放津事乃如  
久朝乃御霧夕乃御霧乎朝風夕風乃吹拂布事乃如久大津邊爾居留大船乎舳解放知舳解放知天大海乃原爾押放津事乃如久  
彼方乃繁木賀本乎燒鎌乃利鎌以天打拂布事乃如久被比給比清米給比天官人田人等爾御依乃事每過津事无久遺留事无久  
仕奉畢志女給倍止禮代乃幣帛擊介奉利天乞祈奉良久止恐美恐美母毛爾言竟奉良久止白寸

第四項 知事の訓示

齋田仮被式當日午後奉仕者を始め山田村各公共団体員、其の他村民一同を同村尋常高等小學校舎に集め、樋口郡長は紹介を兼ねて、村民に諭告を與へ、知事代理藤本内務部長は謹嚴なる態度にて齋田の奉仕は、實に千載一遇の光榮なると共に、之れに對する責任の重大なる事を述べ、村民は滿腔の赤誠を披瀝して、此の大命を全するの一大覺悟なかるべからずと訓へ、一同に深甚なる感動を與へたり。出席者一千五百余名にして盛會なりき。

第六節 事業計畫の協議及び豫算編製

第一項 縣 郡 協 議

三月十八日、山田村事務所に於て、縣郡村當局者會同して、事業進行につき協定を爲せり。其の狀況左の如し。

出席員 午前の部

山口課長、綾田縣技師、園田縣農事試驗場長、清田縣技師、野村縣技師、平野縣技師、黒川縣技師、中隈縣技師、吉田属、中野縣技師、黒川縣技師(郡駐在)、樋口郡長、大島、鎌田、大浦、松浦、郡書記、柳木

三野、郡技師、岡田村長、道房清三郎、山田、福田各村會議員、森助役、

出席員 午後の部

中隈縣技師、中野縣技師、黒川縣技師、三野郡技師、山田村會議員、森助役を除く他は午前に同じ、

一、協議事項

- 1、費用は曩きに打合の通り縣の負担に係るものは縣より支出せらるゝこと、
- 2、道路は齋田南側に沿ひ齋院の階段前に至る、
- 3、齋院の敷地は奉仕者宅前の廣場とす、
- 4、道路より齋院に登る階段を石にて作ること、
- 5、階段下の溝は暗渠とす、
- 6、道路用地は村又は奉仕者より寄附すること、
- 7、道路齋院及び齋田跡地は如何に處分するや、
- 8、道路は高さ二尺幅一間半とすこと、
- 9、耕作を除く勞力は青年會に於て提供すること、
- 10、勞力提供の種類概ね左の如し、  
齋田區畫の改正、齋院敷地東面の石垣改築、築池、奉仕者庭前の悪水路を裏手に排水、水押唧筒の給水、道路及び敷地、
- 11、村外青年會等より耕作以外の勞力寄附申出あるときは採否を郡へ一任すること、



12、警衛舎及び堆肥舎は新設のこと、  
13、齋田所要建物坪數及び費金、

第一計畫案

農具舎	六坪	作業室	十五坪
堆肥舎	六坪	收納舎	七坪五合
計	三十四坪五合		

此建設費	永久的	壹千貳百圓
	一時的	八百五拾六圓

第二計畫案

農具舎、長屋門を入りて東側の室七坪五合を修繕使用するときは參拾七圓  
 作業室、全西側七坪五合を修繕使用するときは參拾五圓  
 牛舎、農具室の東側七坪五合を修繕使用するときは參拾圓  
 其の他の修繕に要する費用貳拾八圓

計百參拾圓

第三計畫案

十五坪の作業室を新築し内一合五勺に樞戸を設け、作業室兼收納室に充て(草葺松材)他を第二計畫を實行するものとせば約四百圓を要す

14、縣は奉仕者に多額の經費を負担せしめざる方針にして、不得止場合は縣費補助をなすこと、

- 15、齋田事務所を山田村役場内に置き、之を村より縣へ報告すること、
- 16、齋田案内標示板設置に付、各驛に關係あるものは縣より鐵道院へ交渉のこと、
- 17、右案内標示は高松港、栗林公園、鐵道院の各驛に設置すること、
- 18、寫眞は縣にて撮影するに付、郡又は村等に於ては之を燒増すること、
- 19、繪卷物は縣にて畫工を雇入れ製作するに付、郡としては不用、
- 20、人力車賃錢一定の爲賃錢揭示場と里程表を縣へ通知すること、尙人力車夫取締に關しては縣より警察部へ交渉すること、
- 21、技術者奉仕服は縣にて調製決定の上郡へ通知のこと、
- 22、苗代及び本田祝式の時招待するもの左の通り、  
但し式に付ての費用は縣にて支出するも以外の經費は郡又は村にて負担のこと、  
知事、内務部長、警察部長、綾歌郡長、山田村長、縣會議長、縣農會長、山田村農會長、全村小學校長、全村青年會長、全村在郷軍人分會長、縣參事會員、綾歌郡會議長、全郡農會長、縣委員(約十名)、郡委員(約十名)、神職(參列の神職人員は縣にて縣神職會長と協定す)、本田祝式又移植の際は農務局長及び隨員約二名、新聞記者六名、計八十名、
- 23、郡勢一班村勢一班を祝式當日配付出来る様少くも百部印刷し置く事、
- 24、關係沿道は警察署より取締清潔になさしむるも、特に山田村に於ては道路等清潔に注意すること、
- 25、山田村界には「山田村界是れより齋田へ何町」と記したる木札を建立すること、



- 26、農業上の記念事業を計畫し、大正三年度より着手すること、
- 27、電話開通の上は縣に於て測候所よりの天氣豫報を通知するに付揭示場を設けること、
- 28、測候所よりは出張、氣象觀測を爲すこと、
- 29、現在作付の麥は存置すること、
- 30、耕作管理人は岩瀬一太とし、同代理人は岩瀬梅太郎とす、
- 31、村に於て尺廻りの竹六間のもの十二三本の供給地を地區改正前途に調査し置くこと、

第二項 夜間の村會召集

事業の進行急を要し山田村の態度を確むるの必要を認め、十八日夜樋口郡長は全村々會の召集を命じたるに出席議員山田利平太外十二名、之れに郡より大島、鎌田、大浦、松浦の各書記、樗木技手等参加し、先づ郡長は一同に對し奉仕上の施設に關し着々其歩を進め遺憾なからしめむことを望む旨訓示し、大要左記の協定を爲せり。

- 1、齋院敷地々均、其他土工に要する勞力は青年會員中より之に當らしむ尙他の青年會員を加ふるこ
- と、
- 2、夜警は青年會員全部之れに當ること、
- 3、奉仕服は可成質素なるものを用ひ農家將來の範たるものを工夫せられたきこと、

原則として奉仕服は奉仕者に於て調製すること、し保存等調製の必要あるものは自ら之れを調製すること、

- 4、青年會員は總べて本村より出し金錢の寄附をなすか又は勞力の寄附をなすか熟考のこと、
- 5、農具室、作業室、收納室等は新設するや否や奉仕者と關係もあり考へ置くこと、
- 6、苗代本田祓式の際に於ける來賓の畫辨當は村に於て引受くること、
- 7、農事に關する記念事業を定め施行すること、
- 8、電信又は特設電話架設に關する協議を縣へ願ひ置くこと、
- 9、道案内標示は縣又は郡に於て建設するに伴ひ人力車の増加賃錢の一定村界に主基田に至る丁數を記したる立札旅館の設備をなすこと、
- 10、道路其他沿道を清潔になすこと、

第三項 豫算編製

三月二十一日、大島、鎌田、大浦三郡書記郡衙に於て、早朝より夜に及び、齋田奉仕に關する郡豫算の編製を爲し、郡長へ提出せり。

第七節 齋田視察並びに講演

第一項 農商務省技師視察

三月二十日、木下農務省技師は山口課長、園田縣技師、吉田縣屬等の案内にて、山田村に出張し、齋田實查の上奉仕者邸に入りて、少憩後歸高せられたり。

第二項 内務省囑託の視察及び講演

三月二十三日、生江内務省囑託は旭本縣地方改良吏員同道山田村々治狀況視察のため來村し、役場につき具



体的に調査せられたり。午後一時より山田尋常高等小學校に於て講演會を開く。樋口郡長の紹介に尋で、一時間に互り生江講師の「地方改良と共同輯睦」と題する講演あり。岡田村長村民を代表して謝辭を述べ、午後二時より樗木郡技手は農事上改善に關する講話をなし、約一時間にして終り。午後三時閉會を宣したり。聴講者無慮四百名にして、孰れも深き印象を與へられたり。

第三項 池邊講師の講演

三月二十六日、午後一時より、山田尋常高等小學校にて本縣神職會主催に係る、大嘗祭及び齋田に關する講演會を開く。講師は京都帝國大學講師池邊義象にして、參會者は樋口郡長、長會我部田村神社宮司、吉田縣屬、各町村長、小學校長及び職員、縣郡神職會々員、山田村會議員、青年會員、村民等一千余名に達し、滿場立錫の余地なき盛況を呈せり。樋口郡長の紹介により、池邊講師登壇、莊重なる態度を以て別記の順序に従ひ、極めて通俗に廣く古今の實例等を引証して、細密熱心に講了せられ、出席者一同は大に感動せり。斯くて散會せしは午後三時半頃なりき。

池邊京大講師講演要項

登極

一、踐祚式

天皇踐祚の時は掌典長をして賢所の祭典を行はしむ(第一)

1、皇靈殿神殿に奉告せしむ(賢所第一日の式に同じ)

2、劔璽渡御の儀(賢所第一日の式を行ふと同時に)

3、踐祚の後朝見の儀(三日間内にて行ふ)

天皇踐祚の後は直ちに元號を改めらる(第二)

元號は詔書を以て公布す(第三)

即位の禮及び大嘗祭は秋冬の間に於て之を行ふ(大嘗祭は即位の終り)(第四)

大禮使を宮中に置く、官制は別に定む(第五)

即位の禮を行ふ期日は宮内大臣、國務大臣の連署を以て之を公告す(第六)

二、前儀

期日定まりたる時は賢所皇靈殿神殿に奉告し、神宮神武天皇山陵並びに前帝四代の山陵に勅使を發遣して奉幣せしむ(第七)

即位の禮を行ふ期日に先立ち天皇皇后と共に神器を奉じて京都皇宮に移御す(第十一)

1、京都へ行幸の儀(東京)

2、賢所春興殿に渡御の儀(京都)

三、即位禮

即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀(東京)

即位禮當日賢所大前の儀

即位禮當日紫震殿の儀(高御座に登御)

即位禮後一日賢所御神樂の儀



#### 四、大嘗祭

六〇

##### 齋田點定の儀(東京)

- 1、齋田は京都を中心とし悠紀主基の地方に分ち其の地方は之を勅定す(第八)
- 2、悠紀主基の地方を勅定したるときは宮内大臣は地方長官をして齋田を定め其の所有者に對し新穀を供納する手續をなさしむ(第九)

##### 齋田拔穂の儀(地方)(第十)

- 大嘗祭前一日鎮魂の儀(京都)(第十三)
- 大嘗祭當日神宮皇靈殿神殿並びに官國幣社に奉幣せしむ(第十二)
- 大嘗祭當日賢所大御饌供進の儀
- 大嘗宮の儀

##### 1、悠紀殿供饌の儀

##### 2、主基殿供饌の儀

#### 五、後儀

即位の禮及び大嘗祭訖りたるときは大饗を賜ふ(第十五)

- 1、大饗第一日の儀(豊樂殿)
- 2、大饗第二日の儀(二條離宮)
- 3、大饗夜宴の儀(全上)

即位の禮及び大嘗祭訖りたる時は天皇皇后と共に親謁の儀(第十六)

- 1、神宮に親謁の儀
- 2、神武天皇山陵に親謁の儀
- 3、先帝四代の山陵に親謁の儀

##### 東京還幸(第十七)

- 1、東京に還幸の儀(京都)
- 2、賢所温明殿に還幸の儀(東京)
- 3、東京還幸の後賢所御神樂の儀(東京)
- 4、還幸後天皇皇后と共に皇靈殿神殿に親謁の儀

即位の禮及び大嘗祭は附式の定むる所に依り之を行ふ(第十四)

諒閣中は即位の禮及び大嘗祭を行はず(第十八)

#### 第四項 縣知事視察及び衛生講話

三月二十八日、鹿子木知事は日比警察部長、園田農事試験場長、高畑衛生課長、公文縣醫、細井、志方の兩警部を随へ、郡境まで出迎せし小野坂瀧宮警察分署長、矢野郡書記、樗木郡技手等の先導にて、午前十一時三十分、山田村に着。樋口綾歌郡長、岡田山田村長、山田縣會議員、其の他青年會長、在郷軍人會長、村會議員等は全村役場前に出迎し、知事は先役場にて全村々治一般を視察し、夫より樋口綾歌郡長の案内にて齋田を視察し、奉仕者岩瀬辰三郎宅にて休憩し、午後二時三十分、衛生講話會場に臨み、知事は樋口郡長の紹



介に依り登壇、莊重なる態度を以て、先主齋田選定の光榮を荷ひたるを祝し、是れが奉仕に關する心得を訓示し、次いで、日比警察部長は樋口郡長の紹介に依り登壇、奉仕上衛生に關して訓話し、右終るや、知事は日比警察部長、園田農事試験場長を隨へ歸途に就けり、次いで、高畑衛生課長登壇、傳染病豫防に關し續續約一時間に亘り講演したり。出席者は樋口綾歌郡長、大森防疫員、矢野郡書記、久保坂出、小野坂瀧宮警察本分署長、瀧宮分署管内全部の巡查、山田村接續十ヶ村長、全衛生組合役員、村有志、村各團體長、青年會員、在郷軍人分會員、その他一般村民等無量壹千名にして午後四時過閉會、引續き高畑衛生課長、樋口郡長、細井、志方、久保、小野坂警部、公文、大森兩縣醫、矢野郡書記、巡查、接續十ヶ村長及び衛生組合役員等防疫上に關する施設方法に付打合をなし、午後六時散會せり。

第八節 郡齋田事務委員任命

齋田奉仕の事務を特に管掌せしむる爲め樋口郡長は左の通り齋田事務委員を命したり。

大正三年三月三十一日付任命

- (大正四年三月十六日和歌山縣出向被命) 綾歌郡書記 大島芳太郎
- (大正三年六月十八日依願免本官) 鎌田繁太郎
- 藤澤三四郎
- 矢野直之
- 渡邊始
- 福家登代吉

(大正三年六月十八日依願免本官)

(大正三年十月五日依願免本官)

(大正三年九月十五日依願免本官)

(大正四年六月十七日依願免本官)

(大正四年七月十三日依願免本官)

- 全 大浦新次郎
- 全 江川眞正
- 全 松浦準一
- 全 山地荒吉
- 全 佐伯彌平
- 全 田村乙次
- 全 詫間季治
- 綾歌郡視學 梶木龜次郎
- 綾歌郡農業技手 三浦竹一
- 全 神原龜松
- 全 宮川龜三郎
- 綾歌郡土木技手 三野傳六
- 綾歌郡吏員 丸尾才次

大正三年四月一日付任命

綾歌郡吏員 門屋政太郎

第九節

齋田設備其他に關する協議事項

第一項

勅使道に關する協議並踏査



三月廿七日、樋口郡長は村長及び村會議員を出張事務所に出張事務所に招き郡里道福家道を改修して勅使道に充つる意見を問ひたるに園より山田村は之を希望する旨申出あり、其の結果電話を以て之を縣に通し全日中野土木技手の出張を求め村會議員山田利平太、三野技手、大浦書記等全道豫定線を踏査し更に三野技手は翌二十八日飯測量を爲すことなれり。

三月三十一日、郡長は大島書記をして縣廳に藤本内務部長を訪問せしめ、福家道改修の希望を陳情せしめたり。

第二項 耕作々業打合

三月十六日、園田、清田各縣技師、平野、黒川(唯一)の両縣技手、及び樗木郡技手は本縣事務所に集合し、作業行事及び生育狀況報告記載等に關し打合せたり。

第三項 建設物に關する協議

四月二日、山田村役場に開會。列席者樋口郡長、野村縣技師、安井技手、岡田村長、森助役、委員山田、細川、山地、蓮井、岩瀬奉仕者、桑島、福井、松原、高尾の十名、收納舎、作業室、農具室、見張所の建築を一時的となすや、永久的となすや、之を議り大要左の如く申合せたり。

見張所は三間に三間、縣設計通り松材掘立とする事、  
收納室、作業室、農具室、牛舎四室一棟のもの(三間に九間)柱とヌキとを全部杉材となし、且掘立となさず礎は川石を用ふる事、

備考 村公會堂とせば約八百人を容れ、村青年會、本部會場とせば約五百人を容るゝに足るものとなさ

ざるべからず、從て經費も多額を要すべきに付、熟議を要すべければ不取敢右の如き建築となし置き、處分に關しては熟議を重ね決定す、熟議の結果、公會堂と爲すに於ては柱及びヌキのみを利用し他は補足すべし。

一、收納舎建築大工は七人乃至十人を選定の事、

一、右請負者(大工)は明四日の午前中に縣土木課へ出頭方傳達の事、

一、建築請負者に對し、郡長及び村長より他の建築と異り名譽ある請負なるを以て、誠心誠意之に従事すべき旨訓諭ありたし、

一、齋田周圍に勅使門、通用門、農夫門の三門を竹柵に併設す、勅使門の扉は觀音開とし、柱は黒木造とす、

一、收納室、作業室、農具室の三室を有する三間に十一間の一棟とす、堆肥舎は不用の由、

第四項 齋田の設備、耕作方法等協議

四月三日、縣正廳に於て委員會を開催、左記事項を協議したり。

當日出席者

藤本委員長、山口主事、吉田(貫太)、早乙女、佐野、園田、野村、清田、平野、安井、水内、多川、旭、  
織田、吉田(顯基)、岩田、白川、植田、黒川(唯一)、樗木、松浦、窪村各委員

協議事項

一、收納舎建築の位置は奉仕者宅上の畑とす、



- 一、收納舎建築設計變更方申請(松材掘立式を杉材礎式とす)の件は申請通りとす、
- 一、收納舎は縣技術者に於て十分責任を持ち監督の下に二十日以内に大略建築竣工す、
- 一、右建築大工は七人乃至十人選し置く事、

付、請負者は四月四日迄に縣土木課へ出頭せしむること、

請負者に對し郡長又は村長より訓諭のこと、

- 一、苗代は齋田地區内に設置すべき旨、四月二日農商務技師(有働)より電通ありたり、
- 一、麥拔取及び初耕起は何時より着手するも可なれども可成早きを可とす、
- 一、麥拔取と初耕起は同時に着手するも差支なし、
- 一、前記の作業は祓式より以前に施行するも差支なし、
- 一、苗代を本田中に設置のことに變更の結果、苗代及び本田の祓式を四月廿五日一回に執行し、別に田植式を六月十六日に行ふこと(縣主催)、
- 一、草取式其他小儀式は必要あらず、奉仕者に於て村内神職に托し簡單に執行するも差支なし、
- 一、齋田周圍に勅使門(南)農夫門(西)通用門(東)を建設すること、
- 一、標木は檜材を用ひ地上七尺六寸角とし「大嘗祭主基齋田」と書し四隅に建て中央に標示板を建設す、但し其寸法及書式は技術部に於て決定のこと、
- 一、農夫服は大躰愛知縣の式に則る事、
- 一、耕作日取は各部に於て主管事務に就き決定の上山口主事に提出すること、

- 一、前苗代地と假定しありたる春田の地區は共同苗代地として使用するも差支なし、
- 一、郡村及び奉仕者に於て支出すべき豫定額を四月四日迄に縣へ報告の事、可成四日に縣へ持参のこと、
- 一、電信架設の件は好都合なり電信電話双方共無寄附にて架設方逓信省へ上申し、
- 一、副田は絶跡に必要な旨四月三日有働技師より通牒ありたり、
- 一、附近の田は移植の時期を繰上げ齋田移植と略同一時期に爲さしむる事、

第十節 本田 祓式 打合せ

四月六日、樋口郡長は大島書記、樗木技手を隨へ、本田祓式舉行に關する打合せ會に臨席、左の協定を爲せり。

- 一、幕の借入、但し十四五間のものにして新しきを要す、
- 一、神職貳拾壹名、前日より出張の筈に付、二十一名分の宿舍斡旋をなすこと、但し宿舍には風呂の設備を爲さしむること、
- 一、琴陵宮司は奉仕人の宅に宿泊のこと、
- 一、尙一考の上決すること(知事出張に付)、
- 一、椅子六拾脚以上其他腰掛を準備すること、
- 一、祭場に關する設備は神職會(郡)に於て之を實行すること、
- 一、招待者。委員長名義を以てするもの其の數約六十六人、
- 一、郡長又は村長名義を以てするもの約六十二人、



此の外神職二十人、樂人五人、委員其他約三十名、右辨當を要すること、

一人前二十錢として村負担とす、

一、車夫の晝食の求めに應し得る様注意し置くこと、

一、徽章は郡及び村の委員數を調べ縣儀式係へ通知すること、

一、式當日係員左の如し

祭場係 縣一人、郡一人、村一人、

受付係 縣二人、郡二人、村二人、

休憩所 縣一人、郡二人、村二人、

受付係 縣二人、郡二人、村二人、

第十一節

山田村青年會員及び在郷軍人分會員の至誠並びに部落講話

第一項

在郷軍人分會員及び青年會員の至誠

四月三日、山田尋常高等小學校に於て、山田村在郷軍人分會及び青年會總會を開き、齋田工事の勞力奉仕に關し、滿場一致の決議を以て提供することゝなれり。

第二項

部落講話會開催

山田村長岡田榮は千載一遇の光榮を空しくせざらんが爲、此の榮譽を治く村民に知らしむると共に防疫は勿論、教育及び産業の普及發達を促進し、其の他矯風勸善に關し、指導鼓吹の計畫を樹て、四月四日以後、村

内各部落に於て、講話會を開催せり。中尾郡神職會長、矢野郡書記、大森防疫委員、黒川(唯一)縣技手、瀧宮警察分署員等之に出席し、村民に甚大なる感動を與へたり。

第十二節

齋田案内標の建設

齋田拜觀者並びに本縣を通過する旅客をして、齋田に至る順路を知るに便せん爲、高松琴平間の主要なる停車場其他より齋田に達する順路を圖示したる縦四尺横六尺の招牌を高松港、栗林公園及び高松、多度津、坂田の各驛構内へ鐵道院の快諾を得て建設したり。

第十三節

縣費支辨に属する事業

四月十日、内務部長より縣費を支辨する齋田事業左記の通り決定せし旨通知ありたり。

一、獻穀容器に關する費用、

一、寫眞に關する費用、

一、記録繪卷物調製及び記録印刷に關する費用、

一、監督者服裝に關する費用、

一、道路嵩上に關する費用、

一、堀溜工事に關する費用、

一、承水溝新設に關する費用、

一、齋田周圍道路に關する費用、

一、用水暗渠に關する費用、



- 一、畦畔改築に關する費用、
- 一、用水路新設に關する費用、
- 一、齋田中央道路に關する費用、
- 一、區畫改良に關する費用、
- 一、唧筒に關する費用、
- 一、齋院道路に關する費用、
- 一、守衛所建築に關する費用、
- 一、竹柵注連門建築に關する費用、
- 一、祓式の儀式に關する費用、
- 一、田植式の儀式に關する費用、

第十四節 副田設置見合せ

主基齋田奉仕中万一の不可抗力を虞り副田設置の議ありしも四月十日付を以て内務部長より全力を本田に注ぎ副田を設置せざる旨通知ありたり。

第四章 諒闇中齋田地の取扱

第一節 諒闇と村民の恐懼

皇太后陛下神去り給ひ、大嘗祭延期のこと發表せらるゝや、山田村民の恐懼營ふるに物なく、悲痛慟哭の至情傍觀するに忍びざりき。

第二節 大嘗祭の延期と齋田の處置

第一項 諒闇と齋田工事

第一 耕地整理

- 一、水田にして工事に着手せる部分は之を完成すること、
- 一、掘取盛土に着手せる箇所は護岸工を完成すること、
- 一、齋田内の農道及び用水路は完成すること、
- 一、溜掘工事は其の掘取約七割を進行し居り半途に放棄し難きを以て之を完成すること、
- 一、齋院道路は未着手なるも溜池の掘土處分の必要上之を完成すること、
- 一、排水路に沿へる道路の嵩上は施行を見合すこと、
- 一、揚水器の購入据付は見合すこと、
- 一、用水暗渠工事は着手せる部分の工費と土管買入費を支拂ひ他は施行を見合すこと、但し土管は村又は奉仕者をして保管せしむること、
- 一、承水溝は未着手に付施行を見合すこと、

第二 建築物

- 一、收納舎、農具舎、作業所、堆肥舎は地均を了し地形石据付済にて建方に取懸り得る迄に進めり(郡村費)、
- 一、守衛所の地均等は未着手にて柱其の他仕組に着手せし迄にて工事の進行程度は少量なり(縣費)、
- 一、竹柵は未着手(縣費)、



右工事の處分として工事全部を中止し出來形に對する費用を支拂ひ材料は村又は奉仕者をして保存せしむること。

第二項 齋田の處置

四月二十日、本件に關し縣廳に於て縣郡村當局者及び奉仕者會合協議の結果、左記の通り處置することに決定し、内務部長より更に公然通知あり、郡は又之を山田村長及び奉仕者に傳達せり。

- 一、齋田内に採種田を置くこと、其の面積鷹の尾田中選各四畝歩とし、一本植により栽培すること、
- 一、新嘗祭獻穀用とし、一は成育調査の爲、齋田内に前記二品種各二畝歩宛を栽培すること、
- 一、新嘗祭獻納の粟は齋院豫定地に栽培すること、種子は山田村採取のものを使用すること、
- 一、齋田西北端に三畝歩の苗代地を設け、内十五歩宛に二品種を栽培し、殘餘は任意の種類を栽培せしむること、
- 一、齋田内前記の採種田用地新嘗祭獻穀用地等を除きたる殘反別は村の採種田に宛つること、但し清淨を期すべきことは勿論なり、
- 一、耕種は縣農事試驗場より指示すること、
- 一、堆肥製造の爲堆肥舎は取急ぎ建築すること、
- 一、初種子は縣農事試驗場より交付すること、
- 一、耕作上に關しては縣郡技術員に於て指導を爲すこと、
- 一、大正三年に於ける各作物は明年行はる、齋田畝式に差支なき作物を選ぶこと、

- 一、縣農事試驗場に於て別二品種に付各二十歩宛を栽培し精密なる成育調査を爲すこと、
- 一、齋田に豫定の通り氣象觀測器を据付くこと、
- 一、農具舎、收納舎、牛舎、作業所は建築用材既に全部の組立をなす迄に進行し居るを以て、之が中止は多くの損失を見るべきに依り、ある程度迄工事を續行し材料の保存を完からしむること、
- 一、齋田は齋田御用地の標木を建て注連繩を張り置くこと、
- 一、新嘗祭獻穀栽培地域には特別の標木を建つこと、
- 一、齋院道路及周圍の道路の殘部暗渠工事は稻刈取後着手し大正三年度内に完了すること、
- 一、揚水器は購入の儘とし追て据付をなすこと、

第三節 齋田存置の通達

主基齋田の存廢如何あらんと恐懼憂慮致し居りしに、四月十八日、藤本内務部長より郡長に對し、大嘗祭の齋田は先に勅定の儘存置のことに決定相成候旨、通達あり、直ちに之を山田村長、奉仕者及び郡内一般に傳達せり。

第四節 諒閣中齋田經營の準備

第一項 齋田地耕作設計

耕作設計

苗代部の

- 一、苗代の整地。苗代田は四月下旬、雜草を除き、耨き起して土塊を碎き、稻株其他發芽に障害となるへ



きものを取り除き、然る後、土地の高低を均らし、肥料を施し、更に耨き返し、又土塊を碎き水を灌溉して畔を塗り、馬糞にて縦横に掻き均らしムクチを入れ、幅四尺踏切一尺の短冊形として、床面を平準ならしめ、適宜の水を灌溉して清澄せしめ播種をなす、但し播種は四月二十八日とす。

二、播種量。壹坪に付有芒種は四合、無芒種は三合、壹反歩に付有芒種は五升、無芒種は四升とす、但し採種田用は一坪二合播とす。

三、苗代の管理。播種後三日目位に一時排水し、尙一、二日間を経て萌芽せば、晴天を見計らひ芽乾をなし、夕方又水を灌溉す。

但し風雨寒冷の日には深水とす。

苗の二、三寸に成長せば水を排除して、爾後灌水せず、時々適宜の水を與ふ。

播種後凡そ二週間を経て、雑草の發生を防ぐ爲、糶殻灰を施す、其の用量は土面の見へざる限りの程度に施すものとす。

四、苗代の害虫驅除。苗代の周圍には害虫の浸入を防禦する爲、竹簀を繞らし、浮塵子發生の場合には壹反歩に付石油一升乃至一升五合を注ぎて驅除をなす、其の他螟蟲蛾の發生時期に至れば、毎日採卵法を行ひ且擲取法をも行ふものとす。

五、肥料。肥料は元肥のみを施し、成る可く追肥を施さず、其の種類及び用量は左の如し、但し採種田用は本肥料の八割とす。

肥料ノ種類	一反歩用量	窒素	磷	酸	加里
米 糠	二五、〇〇〇	〇、三六〇	〇、二七五	〇、〇九八	〇、二八二
籾 粕	三、〇〇〇	〇、二七二			〇、〇二四

(前作殘留窒素 〇、四〇〇)

但し米糠は施用一週間に水と混し置き、醗酵せしめたるものを水肥として灌溉前に施す。

六、除草。播種后苗抜き取りに至るまでの間に於て貳回之を行ふ。

本 田 の 部

一、整地の方法。四月中旬、麥を抜き取り、牛鍬にて耨き起し、植付七日前位に水を灌溉して畔を塗り、丁寧に掻き均らし土地の高低を平準ならしめ、又耨き返し(むくち入れ)をなし、馬糞にて掻き均らし、肥料を施し、直ちに插秧す、各品種に對する植付期日等作業の豫定左の如し。

	鷹ノ尾	田中	撰
六月十一日	灌水畔塗り準備	灌水畔塗り準備	
六月十二日	代掻キ畔塗り	代掻キ畔塗り	
六月十三日	畔塗完成堆肥ヲ施ス	畔塗完成堆肥ヲ施ス	
六月十四日	ムクチ入レ	ムクチ入レ	
六月十五日	ムクチ入レ	ムクチ入レ	



六月十六日 ムクチ入レ  
 六月十七日 代掻キ施肥  
 六月十八日 代掻キ插秧

代掻キ施肥  
 代掻キ插秧

二、植付の方法。植付は六月中旬、定木を以て壹歩に付五十六株、一株に付七本植とす、但し播種田は一本植とす。

三、除草の方法。除草は插秧后七日毎に之を行ひ、最初一回は手取りとなし、爾后二番四番の二回は除草器を用ひ、参番五番の二回は又手取りとなし、都合五回之を行ふ。

但し五回除草終了后、凡そ一週間位は水を排除して中乾をなす。

四、肥料。肥料は元肥のみを施して追肥を施さず其種類及一反歩用量は左の如し、但し採種田は堆肥のみを施すものとす。

	一反歩用量	元肥	窒素	磷	酸	加里
堆肥	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇、二〇〇	〇、〇四〇	〇、一五〇	
大豆粕平均	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、〇五八	〇、三四二	
過磷酸石灰	六、〇〇〇	六、〇〇〇		〇、九〇〇		
木灰	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇			〇、七〇〇	
計			一、二〇〇		〇、九九八	一、一九二

(鷹の尾は大豆粕一〇%使用の見込大豆粕は無油のものを使用すること)

五、灌漑水。灌水は常に淺水となし、出穂后は穂の垂下する頃より水を排除し、爾后乾燥に過るときは適宜の水を灌漑す。

六、害虫駆除。害虫發生の場合は一反歩に付二升乃至三升の石油を注ぎ驅除を行ふ。

七、雜穂の拔取。出穂后最も見易き時期に於て、之を行ふ、但し採種田に於ては雜株又生育不良なるものを拔取るものとす。

八、收穫期。收穫は九月中旬に於て適當の時期に刈取りをなす。

九、乾燥。稻刈りの翌日、稻架に掛け約五日間を経て之を取込み扱き落し毛打(鷹尾)をなし、唐箕に掛けて簀ひ別け、籾は三日間簀に擴けて乾燥す。

十、調製。籾の乾燥終らは籾摺を行ひ、唐箕にて籾殻を去り、万石に掛け籾を抜き、更に唐箕万石其他の選別機にて屑米碎米等を除き、完全米のみとなし之を精白となし、最後に一粒選をなす。

採種田籾は扱落し乾燥を終りたる后は、唐箕にて數回繰り返し簀ひ別をなし、后新調せる箱に入れて保管す。

第二項 諒闇と齋田取扱

齋田は大正三年、新嘗祭獻穀米耕作地に指定せられ、之が用地として四畝歩の區畫を設け、齋田の耕作法と同様の方法にて米及び粟を栽培し、又四畝歩は原種採取の目的を以て田中選鷹の尾の二種を一本植試植をなし、精密なる調査を行ひ、明年の準備とし、他の殘地は村農會配付用採種田とし、中稻雄町を栽植せり。



第五節 新嘗祭獻納米耕作田の施設並びに經營

第一項 耕作田の決定

諒闇に伴ひ齋田奉仕は延期せらる、奉仕者岩瀬辰三郎の失意や如何ならん、是に於て、一つは之を慰め、一つは齋田として既に整備せるにより、大正三年度新嘗祭新穀供納は大川郡に確定せしものを、同郡長の同意を求めて岩瀬辰三郎をして奉仕せしむることとし、四月十八日、左の指令書を交付されたり。

記

三乙勸一第一三六八號

綾歌郡山田村

岩瀬辰三郎

本行ハセラルベキ新嘗祭ノ供御トシテ左ノ通り新穀ヲ供納スベシ、

大正三年四月十七日

香川縣知事 鹿子木小五郎 印

一、新穀ハ精米壹升精粟五合トス但シ大正三年十月十三日マデニ當應ニ差出スベシ、  
右の御指令に對し奉仕者の請書左の通り、

記

御請書

本行ハセラルベキ新嘗祭ノ供御トシテ新穀獻納ノ義 謹ンデ御受仕候就テハ御指令ノ事項堅ク遵守  
可仕候、

大正三年四月十八日

香川縣綾歌郡山田村大字山田上百九拾番戸

岩瀬辰三郎

香川縣知事 鹿子木小五郎 殿

第二項 稻耕作行事

四月十日、苗代用及び栽培用農具を新調取揃置く、

同 十三日、親種を交付す、此頃までに堆肥舎を完成すること、

同 十五日、苗代の祓式を行ふ、

同 二十日、鹽水選を行ふ、

同 廿一日、浸種を行ひ爾後毎日水を交換す、

同 廿六日、苗代整地に着手す、

同 廿八日、親種の播下をなす、

五月二日、芽乾をなす以後晴天なれば三日間繼續す、

同 十日、木灰を施す、

同 十八日、苗代作況報告をなす、

同 廿五日、苗代の除草をなす、

六月一日、農商務省技師來村、



六月五日、苗代に誘蛾燈点火以後毎日採卵す、  
 同 七日、苗代の作況報告、  
 同 十日、本田の祓式を行ふ、  
 同 十二日、苗代の注油驅除をなす、  
 同 同 本田の整地に着手(此時堆肥を施し翻き込む)  
 同 十四日、本田に灌水す、  
 同 十六日、大豆粕過燐酸石灰を施す、  
 同 十八日、木灰を施し挿秧す以後毎日採卵す、  
 同 十七日、農務局長、農務省技師來村、  
 同 廿六日、本田の一回除草をなす、  
 七月三日、本田の二回除草をなす、  
 同 十日、本田の三回除草をなす、  
 同 十七日、本田の四回除草をなす、  
 同 廿日、本田の作況報告をなす、  
 同 廿四日、本田五回除草を行ふ(排水)、  
 同 卅日、灌水  
 八月一日、畦畔の除草をなす、

同 七日、本田作況報告をなす、  
 同 十五日、本田の注油驅除をなす、  
 同 廿日、雜穂の採取を行ふ、  
 九月二日、本田の作況報告をなす、  
 同 同 農務省技師來村、  
 同 三日、畦畔の除草其の他の掃除をなす、  
 同 八日、本田拔穂式を行ふ、  
 同 十五日、收穫す(鷹尾及早稻神力)、  
 同 廿五日、收穫す(田中選)、  
 第三項 粟耕作行事  
 五月廿三日、餅粟四勺を三拾坪に播種す、  
 同 廿九日、發芽す、  
 六月十五日、第一回手入中打をなし肥料を施す、  
 但し肥料は大豆精細沫を容器に入れ、水六斗を配合し、五日間浸置く、大豆精の量は八百匁な  
 り、  
 同 廿七日、間引壹株の間隔約貳寸とす、  
 七月二日、第二回手入中打を行ひ肥料を施す、



肥料は米糠壹斗五升散布、

七月十五日、雜草を削る、

同 十八日、溝へ灌水す(旱害の憂ありたる時)、

同 廿二日、中寄をなす、

同 廿八日、出穂、

八月十六日、溝へ灌水、

同 廿六日、穂切採り竹竿に架乾をなす、

九月一日、豎白にて搗く、

同 二日、精白、

同 十三日、粒選、

第四項 送納

十月十五日、精米一升、精粟五合を各二重箱に納めて午前六時、山田村を發して同十時、縣廳へ奉送し、縣知事より宮内省式部職宛送納せり、

式部長官伯爵戸田氏共より十月十九日付にて無事到着の旨、川村知事宛通牒ありたり、

第六節 齋田と農事に關する講演

大嘗祭主基地方に勅定の光榮を擔へる本縣は此の機に於て、農事改良獎勵の爲、農商務省囑託有馬頼寧を聘し、左記の日程に依り講演會を開始するに決定したり、本郡は、委員を設けて事務を分掌し極力遺憾なきを

期したり。

記

二月十八日	大川郡
同 十九日	木田郡
同 廿日	小豆郡
同 廿二日	高松市
同 廿三日	香川郡
同 廿四日	綾歌郡
同 廿五日	仲多度郡(丸龜市を含む)
同 廿六日	三豊郡

第一項 講演次第

(郡長)

一、開會の辭

二、知事の訓示

三、本縣に於ける齋田の經營

休憩

四、齋田と農業

五、齋田と衛生

(園田縣技師)

(有馬農學士)

(高畑縣技師)



六、閉會の辞

(郡長)

第二項 事務分掌

- 一、受附係。委員渡邊、十河、丸尾、平崎、名角、の五名
- 一、會場係。委員藤澤、矢野、佐伯、鎌田、坂本、大塚、黒川、石田、高木、山西、の十名
- 一、一行係。委員大島、旭、樗木、田村、大浦、の五名

第三項 有様

二月二十四日、前日來の降雨は名残なく霽れて、陸續として參集する聴講者は會場女子師範學校講堂に溢れたり。午前十時開會、若林知事は沈痛なる口調にて、皇室の尊嚴を説き。次ぎに園田技師は懇切に本縣の齋田奉仕の經過を説き。暫時休憩。午後一時再開。有馬農學士は齋田と農業に就き、齋田の由來皇室と農業の關係をば頗る丁寧の説明する所ありて、聴講者に非常の感動を與へたり。續いて高畑技師は齋田と衛生に就き、細大漏らさず説く所あり。午後四時五十分閉會したり。因に當日の聴講者は町村長、町村吏員及び教員、青年會、軍人會、其の他に於て五百九十四名の多數に上れり。

第貳編

主基齋田の設備並びに奉仕

第壹章

齋田事務委員の任命

第一節

郡委員の任命及び事務分掌

諒開明けて茲に再び齋田奉仕の活動を開始し、委員規程の作製、委員の任命、及び事務の分掌等をなしたり。

齋田事務委員の任命

曩に任命せし委員二十名中七名は退官又は轉任されたる結果更に左記の通り任命したり。

記

大正四年二月六日付任命	郡書記	旭	近	治
全	全	十	河	竹
全	全	坂	本	新
全	全	鎌	田	英
全	全	藤	田	定
全	全	山	西	廣
全	郡吏員	森	田	正
大正四年五月十七日付任命	郡書記	高	木	喜
全	全	高	木	喜
大正四年六月廿一日付任命	全	松	浦	準
大正四年三月二日付委員囑托	綾歌郡農會書記	大	塚	權
				次



全 全

全 全  
全産牛組合書記

名 角 源 三  
明 石 慶 三 郎

齋田事務委員規程

第一條 齋田事務處理の爲、主事及び委員若干名を置く、

第二條 事務を分掌する爲、左の各部を置く、

- 1、庶務部、
- 2、會計部、
- 3、儀式部、
- 4、技術部、

第三條 事務の統一を圖る爲、各部に主事を設く、主事は委員中より郡長之を命ず、

第四條 各部の分掌事項左の如し、

庶務部

- 一、奉仕者に關する件、
- 一、風俗歌、風俗屏風、稻春歌、田植歌に關する件、
- 一、繪巻物及び寫眞に關する件、
- 一、獻穀送納に關する件、
- 一、告示告諭に關する件、

一、記録に關する件、

一、齋田跡地等に關する件、

一、齋田拜觀者及び之が取締に關する件、

一、神饌獻物庭積机代物に關する件、

一、町村吏員及び各種團體長召集に關する件、

一、行事設定に關する件、

一、道路に關する件、

一、衛生に關する件、

一、齋田警護に關する事項、

一、其他警衛に關する事項、

一、各部に屬せざる事項、

會計部

一、經費に關する件、

一、寄附金品等取扱に關する件、

一、物品の出納及び保管に關する件、

儀式部

一、苗代及び本田に於ける儀式に關する件、



- 一、拔穂使、其他宮内省派遣官に關する件、
- 一、拔穂式及び其の設備に關する件、
- 一、儀式當日參列者に關する件、
- 一、儀式當日行列に關する件、
- 一、其他儀式に屬する事項、

技術部

- 一、耕作従事者心得に關する件、
- 一、齋田栽培管理監督に關する件、
- 一、農具に關する件、
- 一、耕牛に關する件、
- 一、灌排水設備に關する件、
- 一、耕作従事者選定に關する件、
- 一、齋田狀況報告に關する件、
- 一、農商務省派遣官に關する件、
- 一、耕作従事者服裝に關する件、
- 一、農具倉收納舍番小屋に關する件、
- 一、容器に關する件、

一、其他技術に屬する事項、

第五條 主事は郡長の命を受け部の事項を統一處理するものとす、  
委員は郡長の命を受け主掌事務に従事するものとす、

齋田事務分掌

一、庶務部、	主事	委員	郡書記
		全	旭
		全	矢野直之
		全	大浦新次郎
		全	山地荒吉
		全	鎌田英夫
		全	高木喜八郎
		全	藤田定雅
		全	平崎信清
		全	三野傳六
		全	門屋政太
		全	郡吏員
		全	郡農會書記
		全	產牛組合書記
			明石慶三郎
			大塚權次
			山西廣信
			門屋政太郎
			三野傳六
			平崎信清
			藤田定雅
			高木喜八郎
			鎌田英夫
			山地荒吉
			大浦新次郎
			矢野直之
			旭



二、會計部、

主事 郡農會書記 名角源三  
委員 郡書記 森田正行

三、儀式部、

主事 郡視學 丸尾才平  
委員 郡書記 託間季次

四、技術部、

主事 農業技手 十河竹次  
委員 全 神原龜次  
全 三浦竹一  
全 宮川龜三

第二節 村委員の任命及び事務分掌  
村に於ても委員を任命し、總務部、技術部、儀式部、工事部、警衛部に分類して、事務を分掌せしめたり。  
齋田事務委員

委員長 岡田健次  
副委員長 森田利平  
總務部 助役 森田健次

委員 全 村會議員 山田利平  
全 村會議員 福田薰  
全 全 桑島康三  
全 全 高尾桂吾  
全 全 佐野義禮  
全 全 泰精次郎  
全 全 在郷軍人分會長 立石龜太郎  
全 全 青年會第八支部長 桑島傳郎  
補助委員 村會議員 桑島傳郎  
委員 農會技師 宮田誠美  
全 書記 山田鹿太  
全 村會議員 福井春次  
全 全 山地勘平  
全 訓導 岩瀬秋次

技術部







全	青年會第四支部長	道房清三郎
全	在郷軍人分會幹事	萱原次郎
全	住職	三島稗圭
全		小松正徹
全		三好覺念
全		仲野隆典
補助委員	村農會技術員	宮田誠美
全	書記	山田鹿太
全	村會議員	榎木恒太郎
全		桑島辰藏

第三節 耕作従事者の選定

大正四年三月十二日付、齋田委員長藤本充安より、左記の要項により山田村居住者中より耕作従事者選抜方通牒ありしにより、樋口郡長は直ちに山田村長をして之を調査せしめたり、

記

主基齋田耕作従事者選定要項

- 一、従事者数、男 三十五人、女 二十五人、
- 二、年齢、男は二十歳以上、三十五歳未満、

女は十八歳以上、三十歳未満、

三、健康程度、

- 傳染性疾患を有せず且身体健康なるもの、
- 前項に就ては醫師をして診断せしめ身体検査書を提出のこと、
- 四、品行方正なるものたること、
- 五、耕作の習練十分なるものたること、
- 六、本人の略歴家族との關係資産の程度等調査書を添付すること、

備考

前記員數に於ける男女數は一時に之れを使ふことなきにより、男女共第一、第二の區別を付し第一は男女共十五人とし他の員數を第二とす、

以上の要項に依り、山田村長は慎重調査を爲し、健康状態に就きては村醫桑島傳に命じ、香川縣防疫委員大森篤資を立會醫として健康診断をなさしめ、四月五日、左記六十名を選抜して、之を郡長に報告し、郡長は之を調査して知事に推薦したり、

記

耕作従事者(男)

- 桑島繁美
- 桑島勇



耕作従事者(女)

内	岩	才	渡	渡	山	高	龜	川	天	末	伊	岩	山	蓮	大
		谷			下	橋	山	崎	林		賀	鍋	地	井	西
	瀬	小	邊			新		富	澤	富					
		一	義	政	久	末		太		三	八	貫	義	豊	
		太			四	郎	廣	郎	清	郎	郎	一	夫	人	
	霞	太	肇	正	吉	太	郎	廣	郎	清	郎	郎	一	夫	人

岩	内	辻	岩	前	萱	小	松	辻	安	津	穴	森	森	川	森	桑
瀬		井	瀬	田	原	比	原		川	山	田					島
梅	海	角		岩		賀			伊	伊				西	好	
		太	勸	太	正	康	清		平	理	太	光			太	虎
郎	勇	郎	平	郎	行	雄	七	静	次	美	郎	盛	太	積	郎	八



長尾 長 尾 長 尾  
 仲西 仲 西 仲 西  
 桑島 桑 島 桑 島  
 小泉 小 泉 小 泉  
 宮本 宮 本 宮 本  
 後藤 後 藤 後 藤  
 伊賀 伊 賀 伊 賀  
 小比 小 比 小 比  
 萱原 萱 原 萱 原  
 多木 多 木 多 木  
 川井 川 井 川 井  
 岡内 岡 内 岡 内  
 福田 福 田 福 田  
 小早 小 早 小 早  
 山地 山 地 山 地  
 高坂 高 坂 高 坂  
 福家 福 家 福 家

斯くて、従事者決定したれば、耕作従事者心得を、示して、十分なる注意を與へたり。

耕作従事者心得

齋田の作業は皇室の大典に仕へ奉る所以なるを以て、従事者各自左の條項を恪守し誠意事に當り其の任務を全ふすることを期すべし。

- 一、従事者は平素品行を慎み苟も放逸に亘る行爲あるべからず、
- 一、毎日作業着手前盥嗽潔齋すべし、
- 一、作業は總て管理者の指揮に従ひ慎重周密なるべし、
- 一、作業に従事するときは作業服を着用すべし、
- 一、作業中は特に言語動作を慎み不敬に亘らざる様注意すべし、

佐藤 佐 藤 佐 藤  
 細川 細 川 細 川  
 高坂 高 坂 高 坂  
 三好 三 好 三 好  
 伊賀 伊 賀 伊 賀  
 松原 松 原 松 原  
 桑島 桑 島 桑 島  
 岩瀬 岩 瀬 岩 瀬



一、作業中は勿論平日と雖も疾病其の他身体に異常を生じ作業に堪へずと認めたるときは其の旨管理者に届出つべし、

一、従事者の家族中に傳染性疾患患者を生じ、或は其の家族又は親戚中に凶事の起りたる場合は其の旨管理者に届出つべし、

一、作業の日程は豫め之を通知す、

以上の外、五月一日排作従事者講習會を開催し、園田縣農事試験場長、平野縣技手、榑木、三浦の郡技手講師となりて、耕作上の注意事項を指示したり。

第四節 山田村齋田奉賛會の設立及び施設

齋田の奉仕に執き、山田村民は最善の方法を盡さんとの覺悟ありしも、尙村民歩調を一にするの必要ありとて茲に奉賛會なるものを設立し、以て其の目的を達するを得たり。

第一項 役員

- 一、會長、岡田 榮、
- 一、副會長、福田 薫、
- 一、理事、森 健次、
- 一、委員、山田利平、
- 山田 勤平、
- 福田 薫、
- 秦 精次郎、
- 細川五六郎、
- 末澤半太郎、
- 松原佐四郎、
- 高尾 桂吾、
- 蓮井 春次、
- 岩瀬辰三郎、
- 福井 佐市、

第二項 主基齋田奉賛會々則

- 桑 島 傳、
- 長 尾 吉藏、
- 桑 島 辰藏、
- 榎木恒太郎、
- 山田安太郎、
- 桑 島 康三、
- 高尾 桂吾、

- 第一條 本會は主基齋田の奉仕を贊くるを以て目的とす、
- 第二條 本會は主基齋田奉賛會と稱す、
- 第三條 本會々員は山田村在住の者に限る、
- 第四條 本會事務所は山田村役場内に置く、
- 第五條 本會に左の役員を置く、
  - 會長 一名、 副會長 一名、
  - 理事 三名、 委員 若干名、
- 第六條 會長は會務を統轄し及び會議の議長となる、
- 副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は之を代理す、
- 理事は會長の命を受けて會計其の他庶務に従事す、
- 委員は經費に關する問題を議決す、
- 第七條 會長、副會長は會員中より選舉し、理事は會長之れを囑託す、委員は村會議員中より會長之を囑託す、
- 第八條 本會に要する經費は補助金及び寄附金を以て之に充つ、
- 第九條 本會の存立期間は主基齋田奉仕事務の終了迄とす、



第三項 經費及び事業

奉賛會の重なる事業を擧ぐれば、

- 一、賣店を設けて記念品の實費販賣、
- 一、拜觀者其の他の接待、
- 一、三ヶ所に公設便所の設置、
- 一、村費を以てせざる必要の事業、

右に要する經費は村費の補助一、四〇〇圓を受け之れに充たり。

第二章 主基齋田經營上の設備

第一節 耕地整理

第一項 田區改良及び道路の敷設

大正三年四月六日、奉仕者所有の水田、四反四歩の耕地整理に着手しけるに、偶、諒闇に會して一旦中絶したるも、齋田存置の通達あるや、直ちに殘部の整理を行ひ、周圍に三尺幅中央に六尺幅の道路を設け、之を四區畫に分ち、耕作し得る實面積を三反五畝十二歩とし、東南に勅使門、北東及び南西に通用門を建設せり、勅使門の東南に齋院豫定地、式場用地に二反を準備せり、又其の南に沿ひて、郡里道より奉仕者宅に至るまで新たに勅使道を敷設せり。

第二項 灌溉及び排水工事

齋田の灌溉は奉仕者の邸内に清冽瑠璃を欺く湧泉あるを以て、之を引用するの設備を施したり、即ち奉仕者

門前の高地には幅三間長さ七間深さ九尺の池を新築し、外部に竹柵を廻らし、汚物の混入を防ぎて使用し尙用水不足を虞て綾川の清流に揚水力一時間九十六石の大正式松田揚水ポンプ二台を備へ付けたり、此の唧筒にて吸ひ揚げたる清水は一旦特設のコンクリート製のタンクに入り、更に徑六寸長七十間の土管を流通して用水路に入る、(土管の埋設は大正三年四月着手し一時中止せし爲大正四年四月に至り漸く完成せり)用水路は齋田南側の通路に沿うて石積とし深さ六寸、幅一尺二寸、長さ四十一間を有して補水の用に供し、且上流地域に命して常に汚物の混入せざる様注意せしめたり、齋田の排水は綾川に沿へるを以て、河水の氾濫を防ぐの要あれば、之に沿へる郡里道七十五間の間には約一尺五寸の嵩上工事をなし、又勅使道南側に併行して大溝を穿ちて、南方隣接地より横溢し來る汚水を妨遏排除し、又齋田西方山麓に沿へる水路を浚渫して、山上より流下する汚水の排除に便ならしめたり。

第二節 建築物

第一項 農具舎、收納舎、牛舎、

收納舎は桁行九間、梁行三間の平家建葺葺のものを新築し、之を三分して、南端を收納兼作業室とし、中央を農具室とし、北端を牛舎とせり、而して本工事は大正三年四月四日起工し、一時中止し、同四年三月十五日竣工せるものなり。

第二項 堆肥舎

堆肥舎は桁行三間、梁行二間の平家建瓦葺にして、收納舎の北隣に新築せり、而して本工事も亦大正三年四月四日起工し、一時中止し、同四年三月十五日竣工せるものなり。



第三項 潔齋所

齋田南西の耕作従事者通用門の前面に當り、一間に一間半の壯嚴なる檜皮葺建物を新築して、潔齋場となし、以て齋田内に入らんとするものは先此處にて潔齋せしむることゝなせり、本工事は大正四年四月五日起工し同十五日竣工せり。

第四項 精米所

精米所は山田村記念館の東南郡里道に添ひて新に建てたる三間に五間の瓦葺の平家建物にして、山田村、廣瀬小六、今橋芳松、村上邦三等の寄附せるものなり、大正四年八月五日起工、十月十三日完成せり。

第五項 粒選場

粒選場は山田村記念館桁行十三間、梁行七間の個所を充用せり。

第參節 農具類及び耕作服の調製

第一項 耕牛の購入及び命名

奉仕者の飼養せる耕牛は躰形少しく具はらざる所ありたれば、之を豫備牛とし、別に新たに岡山縣阿哲郡親見町の産、本郡瀧宮村大字瀧宮、津村市次の飼養せるものにして、大正四年四月十三日開設の綾歌郡産牛組合品評會にて、壹等賞を得たる年齢五才の純和牛(牝)を購入し、之を千代號と命名して正牛とせり。

第二項 農具類の新調

齋田に要する器具は總べて新調したるものにして、殊に農具は郡内篤志者及び青年會の寄附によるもの多く、其の調製に當りては實に奇特感歎すべきもの少からず、此れ等の美談は附録第一編齋田美譚の項に掲記せり。

第三項 耕作従事服の調製

太田主服は白麻の單衣、古代勝色瓦斯七子の上衣に、同質の袴、水色眞岡木綿の手甲と脚絆、上衣には岩瀬家の定紋を付し、冠は烏帽子を用ゆることゝせり、耕作従事者男子服装は白眞岡木綿の圓に田形の紋付單衣に、黄色の袴、手甲脚絆は共に紺色、袴は古代勝色と黄色の染分け、笠は菅笠を用ひ、黒足袋草鞋を穿つことゝせり、耕作従事者女子の服装は眞岡木綿、古代勝色の單衣(田印の紋付)に、木綿緋色の袴、黄色の細き帯、水色の手甲脚絆、袴は稍々太くして白加賀と紅絹を糺合せたるもの、手拭は水色、笠は菅笠を用ひ、田植の時のみは簡單なる綿花の裝飾を施し、足袋は白足袋、草履は赤緒の麻裏を用ふることゝせり、指導者服は縣立工藝學校教諭小川巽の考案にて、白リンネルの白衣を用ふことゝし、高松市兵庫町湯淺壽平に命し調製し、大正四年四月十日調製完了せり、粒選用淨衣も小川巽の考案にて、袖口護謨紐入、背部二ヶ所紐結とし、數量千六百六十九枚を商人高松市西通町加島明治に命じて作製せしめ大正四年九月二十七日完成せり、従事服の裁縫は齋田奉仕の光榮を頌ち精神教育の一端に資する爲め縣に於て取纏め香川縣女子師範學校及び縣立高松、九龜兩高等女學校に於て職員監督の許に潔齋の上至誠裁縫せしめられたり。

第四節 警備

第一項 警衛所の設置

警衛所は齋田地の北方入口にありて、郡里道に沿ひ新築せる、桁行三間、梁行三間の平家建、藁葺、大破風



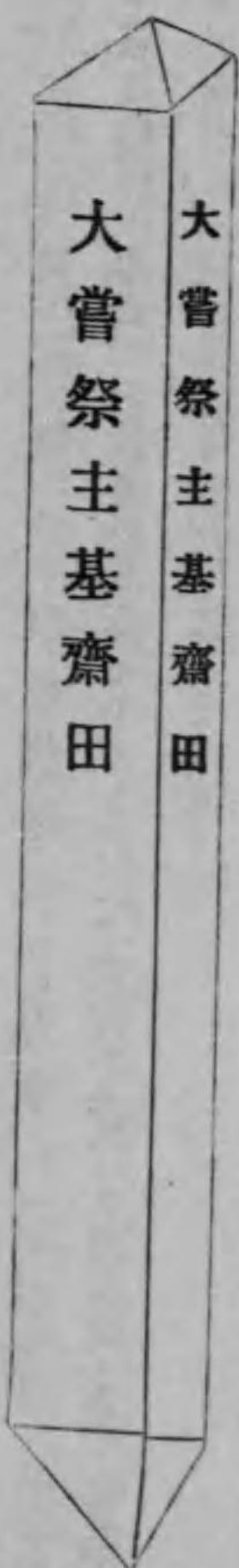
の一棟にして、之を詰所、炊事場、寢室及び便所に分てり、詰所及び寢室は疊敷とし、日夜警衛従事者の用に供せり。

一〇六

第二項 齋田周囲の設備

齋田の外柵は縣下に有名なる竹の産地香川郡安原村の寄附にして、其の大部分は安原村字安田中井幾造の所有竹林中の良材なり、横竹は六寸詰にして長さ二間、百十本、堅竹は五寸詰にして長さ九尺、八百三十本、齋竹は三四寸詰にして百六十本なり、竹齡は三年生乃至五年生にして節低く卒直なるものを、一本選となしたるなり。柵用杉百四十本は林業功勞者として本縣より表彰せられたる綾歌郡粉所村木場登四太郎の寄附せる所、勅使門及び通用門用の杉は同郡粉所村より寄附せる良材なり、杭は一間毎に高さ一丈に掘立て竹は六本づゝ組合せて菱形の矢來を作れり、齋竹は二間毎に立て、注連繩を張り、奉仕中に四回の取換をなし、門の兩側及び四隅には櫛を立てたり、門は三門とも杉黒木の冠木造(鳥居形)となし、南門を勅使門とし、西門を耕作従事者通用門に、東門を拜觀者の用に供せり。

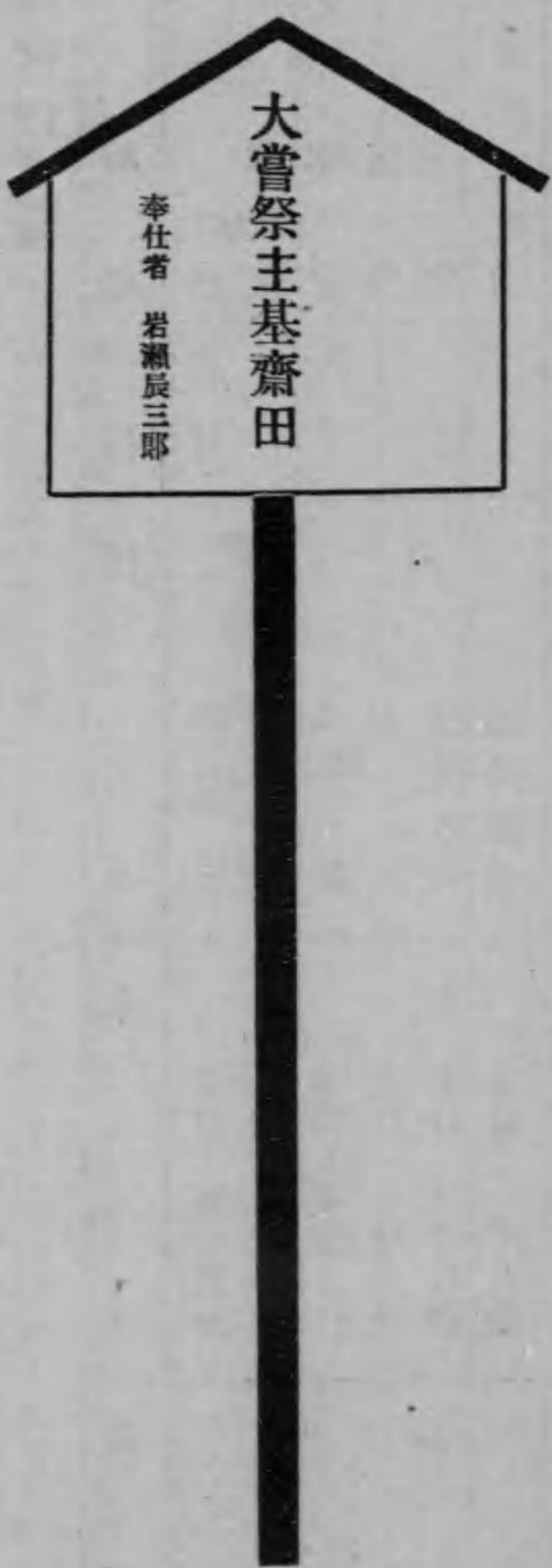
齋田の四隅には高さ七尺の檜材五寸角の圖の如き標柱を建て、中央には幅三尺二寸、長さ二尺二寸、高さ一丈三尺五寸の圖の如き標札を立てたり。



大嘗祭主基齋田

大嘗祭主基齋田

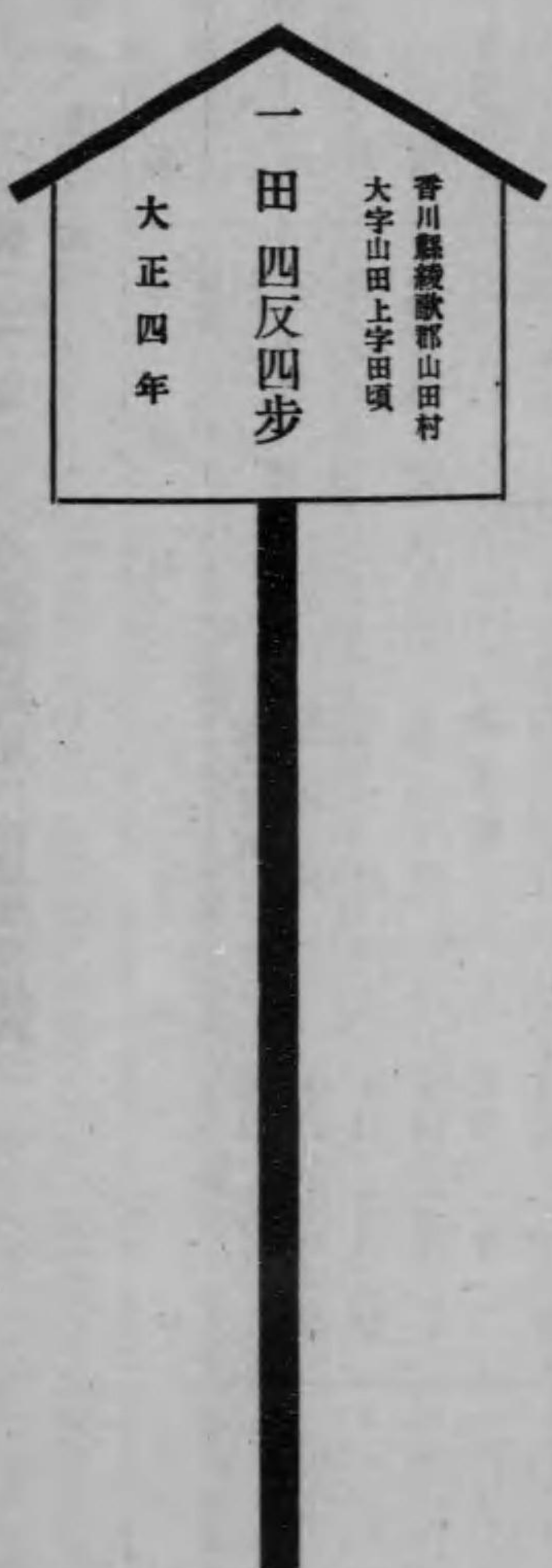
表



大嘗祭主基齋田

奉仕者 岩瀬辰三郎

裏



一田 四反四步

大正四年

香川縣綾歌郡山田村  
大字山田上字田頃



第三項 齋田勅使門及び竹柵用杉材調

名	品	長	太	員
柱	杉皮付	拾六尺五寸	末口 七寸	貳
冠	全	拾四尺	末口 七寸五分	壹
楨	全	九尺	末口 六寸五分	壹
扉	全	七尺	末口 二寸	四
棧	全	四尺貳寸	末口 二寸	貳
棧	全	四尺貳寸	末口 一寸六分	八
名 <td>稱</td> <td>サ <td>サ <td>數</td> </td></td>	稱	サ <td>サ <td>數</td> </td>	サ <td>數</td>	數

一、通用門の部

名	品	長	太	員
柱	杉皮付	拾四尺	末口 五寸五分	四
冠	全	拾四尺	末口 六寸	貳
楨	全	八尺	末口 五寸	貳
扉	全	七尺	末口 一寸八分	八
棧	全	三尺五寸	末口 一寸八分	四
棧	全	三尺五寸	末口 一寸五分	拾六
名 <td>稱</td> <td>サ <td>サ <td>數</td> </td></td>	稱	サ <td>サ <td>數</td> </td>	サ <td>數</td>	數

一、周圍柵の部

名	品	長	太	員
柵	杉皮付	拾尺	末口 三寸	百四拾本
名 <td>稱</td> <td>サ <td>サ <td>數</td> </td></td>	稱	サ <td>サ <td>數</td> </td>	サ <td>數</td>	數

第四項 警衛の方法

齋田の警衛は之を山田村青年會員、在郷軍人分會員及び消防組に委ねたり、警衛者は二名宛晝夜交代して、齋田附近の警戒並びに拜觀者の案内等に從事し、筒袖に短袴を穿ち、守衛肩章を付せり、又請うて山田村の駐在巡查一名を増加し、毎日數回齋田を巡視せしめたり、又拜觀者の爲に齋田北東に約七十坪の拜觀所を設け、郡道より特に道路を通し、清淨なる白砂を撒布して一般の便を計れり、左に警衛者心得並びに拜觀者心得を掲げん、

警衛者心得

- 一、警衛者は縣郡委員及び山田村長の指揮監督を受けるものとす、
- 一、暴風雨等の際は特に注意を加へ、殊に齋田の警戒を嚴にすべし、
- 一、晝間にありては毎時、夜間は少くも二回以上齋田及び附屬建物を巡視し、火災盜難其の他不都合なからしむべし、
- 一、火災盜難其の他事故あるときは、直ちに附近に警報し、一面奉仕者、縣郡事務所及び巡查駐在所に急報すべし、



- 一、齋田地内には所定の徽章又は門鑑を携帯する者の外出せしむべからず、
- 一、拜觀者其の心得を遵守せざる者あるときは訓告を加へ、肯せざる者は村長又は警察官に急報し臨機之處置を執るべし、
- 一、警衛所其他禁示の場所に他人を立入らしむべからず、
- 一、齋田及び附屬建物附近道路の掃除に注意し、常に清潔を保持すべし、
- 一、應接を鄭重にし、粗暴倨傲の舉動ある可らず、
- 一、警衛勤務は二名宛とし、別に定むる順番に依り服務すべし、事故の爲缺勤の場合は代理者を定め前日中に村長に届出すべし、
- 一、警衛者は所定の區域外に出つべからず、
- 一、警衛者一人は常に警衛所を離るべからず、
- 一、警衛交替時間は午前七時とす、交替の際は双方同行、齋田及び附屬建物に關する異常の有無を確實に引繼ぐべし、
- 一、警衛者の起床及び就床時限は別に定むる所に依るべし、
- 一、警衛所に於て喧噪に亘る所爲あるべからず、
- 一、所定の場所以外に於て喫煙すべからず、
- 一、警衛日誌を備付け、當番中の事故を詳細記載すべし、
- 一、警衛所備付けの物品は必ず備品台帳と照合の上次當番に引繼ぐべし、

- 一、病氣其の他の事故を生じ勤務に堪へざる者は村長に届出づべし、
  - 一、右各號の外必要なる事項は其の都度警衛所に揭示すべし、
- 右各項を嚴重に遵守し、齋田警衛の職責を全ふすべし、

拜觀者 心得

- 一、齋田内にはゆるしを得ずして立入るべからざる事、
- 一、齋田内に土石などを投入るべからざる事、
- 一、竹矢來其他建物などに手をふるべからざる事、
- 一、此の近所にてたんづば又はふじやうをつゝしむべき事、
- 一、此の近所にて煙草のすひからごみ其の他ふけつたるものを一切すつべからざる事、
- 一、犬などを連れ來たるべからざる事、
- 一、いみのかゝれるもの人のきらふやまひあるものからだのけがれたるものなどは拜觀を遠慮すべき事、
- 一、係員のゆるしを得ずして寫眞などをとるべからざる事、

第五項 氣象の觀測

氣象觀測所は齋田を去る南方約三十間の所にありて、地域十五坪を有し周圍には竹柵を廻らし、注連繩を張り、標柱を建てたり、

氣象觀測は齋田に於ける作業工事の一にして、大正四年四月十二日を以て觀測を開始し、爾來日を重ねること百八十七日、十月十五日を以て完了したり、



観測の單位に就ては温度は攝氏温度は百分率、雲量は零より十に至る比例に據る、風向は八方位、風力は軟和疾強烈風の六階級に分つ、降雨量蒸發量は耗を以て示し、毎日午前十時に測り、之を前同欄に記す、日照日數は眞太陽時を用ふ、

而して之に据付けたる観測器械の品種は左の如し、

- 一、「スタブソン」形百葉箱 二基
- 一、驗 濕 器 一 組
- 一、最高最低寒暖計 一 組
- 一、「リシヤール」形自記寒暖計 一 個
- 一、「リシヤール」形自記湿度計 一 個
- 一、雨 量 計 一 個
- 一、蒸 發 計 一 個
- 一、「ジョーダン」形日照計 一 個
- 一、「ロビンソン」形風力計 一 個
- 一、風 信 器 一 基

### 第五節 出張事務所の設置

齋田決定と共に、之に關する事務益々繁忙を極むるにより齋田事務出張所の必要を感じ、茲に大正三年三月十六日即ち齋田假祓式の前日、山田村大字上田上、字俊則甲千四百八十三番地岩瀬秋次宅を郡出張事務所に

充て、又縣にては同所二百六十二番戸岩瀬武三郎宅を縣出張事務所に充てたり、然れども偶諒闇に會ひて、齋田事務の中止と共に皆閉鎖したり、而して大正四年四月十三日、諒闇明くるや再び之を開始し、全年十月二十六日、大饗用白米供納と同時に之を閉鎖したり。

### 第六節 電信電話の設置

齋田の事務たる最も敏活を要するものなり、殊に火急の場合に支障甚だしきを以て、大正三年三月十五日、郡長は警察電話、瀧宮分署線を山田村駐在所へ延長せられんことを申請し、又同年三月十九日、山田村長は特設電信電話の架設を申請したれども未だ實行を見るに至らずして諒闇に會し、中絶の状態となれるが、諒闇明くるや其筋に於ても亦之が必要を感じ、申請を待たずして特設の電信電話を架設し、大正四年四月十五日より山田上郵便局にて其の事務を開始するに至れり。

## 第三章 儀式

### 第一節 祓式の準備

大正四年四月十六日舉行齋田祓式の準備の爲、四月十四日には樋口郡長及び大浦、高木の両書記、十五日には殘部の委員は山田村に出張し、縣、郡、村委員會同して、各分掌事務の打合をなせり、今項を追ふて舉式當日の状況を説かん、

- 第一項 齋田祓式當日事務分掌
- 齋場、參列、受付、拜觀係長 佐藤理事官
- 接待係長 佐野理事官



折詰休憩所係長。

祭場係。

一參列係

片岡理事官  
園田技師、野村技師、吉田(亦)属

縣、窪村属 安井技手

郡、旭郡書記 渡邊郡書記 十河郡書記 山西郡吏員

村、森健次 道房清三郎 佐野義禮 長川芳助 桑島康三

山地澤太郎 高尾桂吾 小早川徳次 岩瀬秋次 秦精次郎

一受付係

縣、真鍋属 多川技手

郡、藤澤郡書記 矢野郡書記 石田郡技手 山地郡書記

村、松井彌三郎 伊賀官造 桑島辰藏

一拜觀者係

縣、長尾属 織田属

郡、託間郡視學 田村郡書記 門屋郡技手 三野郡技手 宮川郡技手

村、濱邊技手 内海和三郎 山地勘平 末澤平太郎 山田安太郎

一接待折詰休憩係

縣、吉田(貫)属 平山属 林属 織田技手

郡、森田郡書記 (大浦郡書記) 鎌田郡書記 (高木郡書記) 佐伯郡書記

三野郡技手 神原郡技手 津下主事 丸尾郡吏員 大塚郡農會書記

村、山田利平太 福田薫 桑島傳 松原安太郎 宮田誠美

山田鹿太 金瀧兼三郎 川西喩 蓮井春次 福井佐市

細川五六郎 長尾吉藏 松原佐四郎 萱原芳助 辻角次

松岡稔 桑島勇 眞鍋大三郎 萱原好助 的場茂市

一事務所詰

縣、黒川技手

郡、大浦郡書記 高木郡書記 樗木郡技手 (旭郡書記) (鎌田郡書記)

村、多木唯次 (森健次) (高尾桂吾)

一電話係

縣、江口技手

郡、明石郡農會書記

但し( )付は兼務とす。

第二項 齋田祓式事務計劃

第一目 受付係



- 一、受付係は縣、郡、村の順序に其の各係員を配置し來賓を受附くること
- 一、來賓者より案内状を差出したるときは之を名簿に引合せたる後、徽章、式の次第書、辨當券及び齋田案内書を交付すること、若し案内状を持参せざるものある時は名簿を取調べ、以上のものを交付す
- 辨當券は取扱者の認印を爲し、尙名簿に割印を爲したる上にて交付す
- 代理者として認むべきものは職務上の代理者に限ること
- 一、來賓にして縣、郡、村等と案内の重りたる者は上級廳に於ける名簿に依り之を取扱ふこと
- 一、案内したる人員（縣百四人、郡七拾四人、村百拾人）と實際參會したる人員とは交附後其の種類毎に一覽表を調製すること
- 一、事務分掌

來賓を名簿に對照するもの一人

徽章、式の次第書、齋田案内書を交附するもの一人

辨當券に認印し且名簿に割印するもの一人

受付を統轄し失態なきを期するもの一人

以上の外青年會員三名は事務所其他各係へ交渉の場合に使役す、

- 一、本係は式後農務局長休憩所に入りたる後之を閉づること

第二目 接待、折詰、休憩所係

- 一、本係は式當日午前第八時迄に必ず所定の場所へ集合するものとす

- 一、當日事務處理の便を圖らんが爲、左の小係を設く

- 1、貴賓係 鎌田郡書記 三野郡技手 山田利平太 福田 薫
- 2、案内係 神原郡技手 蓮井春次 細川五六郎
- 3、第一室係 津下主事 松原安太郎 川西 喩 辻 角次
- 4、第二室係 九尾郡吏員 宮田誠美 福井佐市 桑島 勇
- 5、第三室係 大塚郡農會書記 山田鹿太 長尾吉藏 眞室大三郎
- 6、第四室係 森田郡書記 佐伯郡書記 金瀧兼三郎 松原佐四郎

- 一、貴賓係は農務局長一行及び縣外來賓に專屬し、岡本理事官、吉田属（貫）、岩田技手と協議を遂げ、一切の事務を取扱ふ

- 一、案内係は正門に詰切り、貴賓を休憩所に案内し、一般參列者は通用門より休憩所に入らしむ

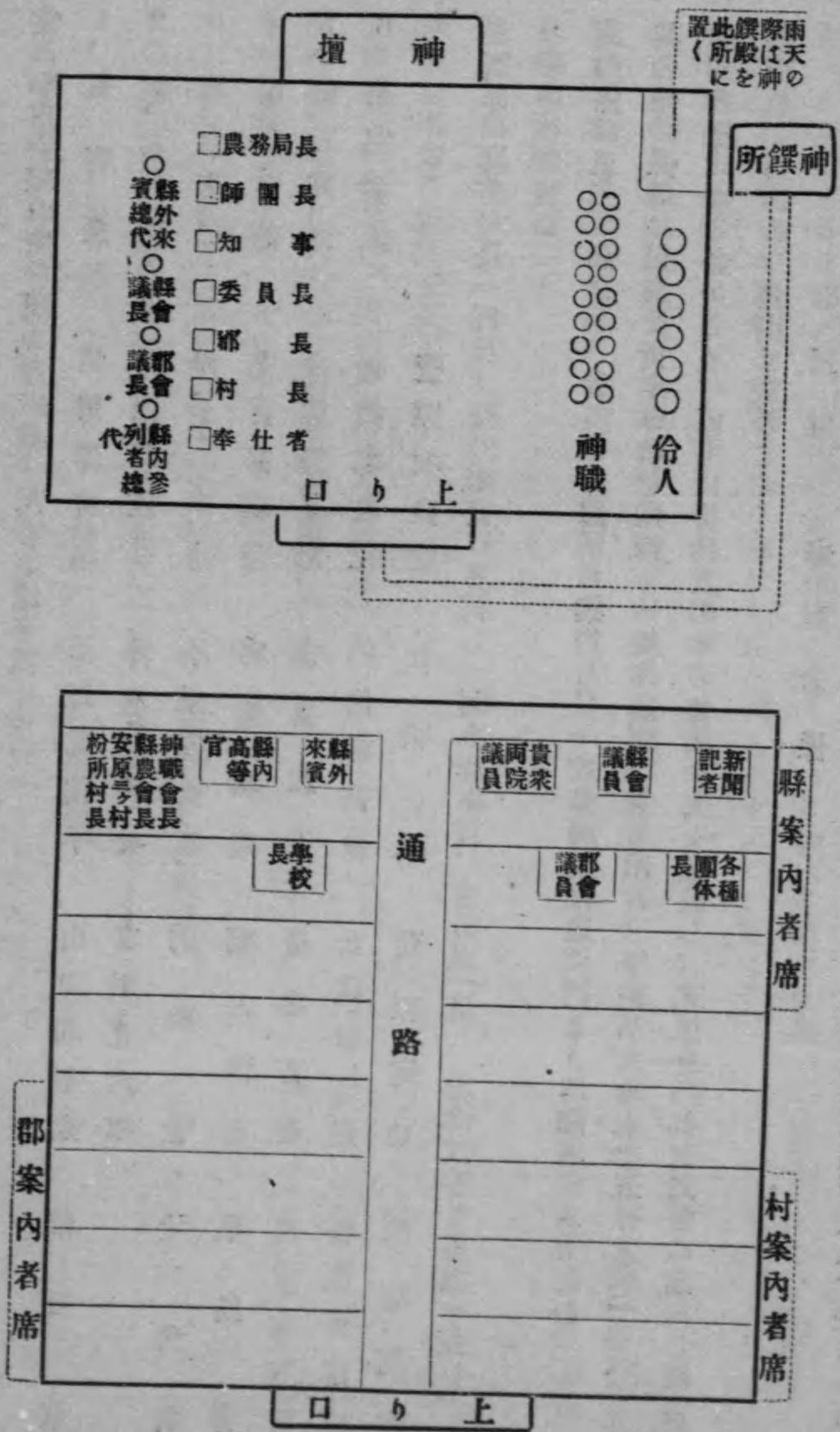
- 一、其の他の係員は擧式前青年會員を指揮し一般休憩所に茶を出し、午前第九時五十五分（第三煙火と共に）參列者を式場に赴かしめ、直ちに折詰其の他の食品を夫々配置し、式後參列者を食堂に案内し辨當券を整理し、再び茶を差出すものとす

第三目 參列者係

祭場は桁行六間梁行六間にして、尙外に神壇の設けあり、場内右方前二列には祭官二十三人、後方一行には俗人八名に對する席を設け、籐椅子を備へ、外に祭官長には白布を蔽ひたる椅子を備へたり、左方前列には



概ネ祭官長と相對し農務局長の席を設け、前列に知事、委員長、郡長、山田村長及び奉仕者の席を、後列には外來者總代、縣會議長、郡會議長、縣内參列者總代の席を設けたり、左記圖面の通り



參列者席は桁行九間半、梁行四間半にして、之を十一列となし、前一行には貴衆兩院議員、縣外來賓、縣會議員、新聞記者、縣内高等官、縣神職會長、縣農會會長、安原上西、安原上東及び安原の三村長並びに粉所村長とし、第二列には郡會議員、各種團體長、學校長とし、第三列は縣案内者、第四五列には郡案内者、第六列以下は村案内者を參列せしめ得る様準備せり、尙前第一列二列には特に椅子四十五脚を排列し、他は生徒用腰掛を以て之れに充てたり、

參列人員は一行に付き三十名の見込にて、十一列と兩側に生徒用腰掛十一脚を配置しあれば、三百五十二名を參列せしめ得る見込なり、式後農務局長の講演會を開會せらるべき見込にて、中央の入口に若干の空席を置き、尙中央に通路を設けたり、

第四目 拜觀者係の部

縣二名、郡五名、村有志五名、村青年會員五名、計十七名を齋田周圍に配置し拜觀者の便利を圖ること、せり、尙齋田南の入口、北の入口、奉仕者の門前山手、奉仕者邸宅附近の四ヶ所は、一般拜觀者の雜沓甚だしから



んことを慮り、巡査の配置方を警察に交渉の上確定せり。

第三項 祓式順序

- 第一鈴 参列員一同着席
- 第二鈴 祭主以下祭員着席
- 第三鈴 齋主祓式舉行の旨を告ぐ(一同起立)

- 一、降神式音掻 警蹕(三聲)
- 二、獻饌 此の間奏樂
- 三、齋主祓詞を白す 一同起立最敬禮
- 四、奏祓行事、大麻 植水
- 五、撤饌 此の間奏樂
- 六、昇神式音掻 警蹕(三聲) 一同起立最敬禮
- 七、齋主祓式終了の旨を告ぐ 一同起立
- 八、齋主以下退下
- 九、参列員退下

第四項 祓式御饌

- 一、酒 一、川魚 一、果物 一、海菜
- 一、野菜 一、鏡餅 一、洗米 一、鴨 一、貝類
- 一、すゐめ

齋田祓式並びに水口祭は縣の囑託により、本縣神職會之を執行し、其の出席者左の如し

第五項 祓式神官

香川縣神職副會長	長會我部延男
理事	大内岩太郎
全	遠山義匡
全	三好廣田
全	中山馨象
全	中 部武次郎
全	磯部繁一
全	岡 安胖太郎
全	友岡通正
全	片岡通正
全	高尾實五郎
全	鷹尾新太郎
全	豊島歌雄
全	山本勇
全	金森熊男
全	仲多度支會代表
全	綾歌支會代表
全	小豆支會代表
全	香川支會代表
全	木田支會代表
全	大川支會代表
全	全



全	三豊支會代表	琴	岡	仙	太	郎
全	高松支會代表	榑	田	唯	一	
全	綾歌支會代表	石	田	清	一	
全	齋田所在地神職	木	下	米	吉	
全		清	谷	米	吉	
全		上	里	米	吉	
全		大	西	米	吉	

伶人は八人にして、其の内七人は縣社岩瀬尾八幡宮より、一人は琴平宮より奉仕せり

第六項 稗を受けたるもの

清祓を受けたるものは齋田は勿論、奉仕者を首め耕作従事者、奉仕者住宅、齋田農具、種苗耕牛、農具舎、灌漑に關する施設物、齋院、潔齋所、警衛所等なり

第七項 祝詞及び祝詞

當日祝式にて長曾我部齋主の奏讀したる祝詞及び祝詞は左の如し

齋田 祝詞

是乃山田乃小田乃清所乎伊豆乃祓所止掃清氏榑葉乃佐耶介伎下爾嘗薦乎彌佐耶敷氏掛卷母惶後天皇乃大御代乃大嘗御祭仕奉世給布買故爾天津宮事以氏是乃小田乎主基乃可美地止定米給比今日與里始米氏與津御年乎取作真半止忌鋤鉞乎以氏齋波里仕奉留田人等及農具類爾至留迄殘留穢波有良志止綾川乃清伎川瀬爾祓給比清米給閉止恐美恐美母白須

主基齋田 祝詞

掛卷母惶後水分大神御年大神等乃大前齋主國幣中社田村神社宮司從六位長曾我部延男伊恐美恐美母白佐久言卷母綾爾畏後天津御祖皇大神乃大命乎以氏豐葦原乃千五百秋乃瑞穗國乎萬千秋乃長秋爾安國止平介久知食世止御孫命爾事依給閉爾隨爾歷代皇統唯一系爾傳來座之天壤無窮爾知食來留天津日嗣高御座乃業乃今年乃十一月中津日爾大八嶋知食天皇乃大嘗乃御祭行波世給布止志氏大御田乃ト合爾ト合氏我讚岐國波主基乃大御田止奈母神定米爾定米佐世給比故爰爾綾歌郡山田村波其名聞延多留美地奈留爾與利岩瀬辰三郎我所有是乃御田乎其、大御田止定米氏今日乃生且乃足日爾祝式爾兼氏苗代乃水口祭奉仕爾依里其御田中爾瑞乃佐愛伎結堅米忌竹刺立御志米繩掛回志祭乃禮代止獻留物波御酒波爾滿氏並倍御饌波平食爾盛備爾海物野物時不知乃香具乃木實爾至留迄爾百取乃机母多和爾種々置足波志設備爾奉里氏此事業爾與爾留人等清御玉串捧介齋比拜美伊都伎奉留狀乎平介久聞食給比氏今日與里始米氏與山乃谷乃真清水真審爾是乃苗代爾塞伎入氏水口干佐須御田始乃日與里波雨乃降留止母長伎事無久風乃吹久止母荒伎事無久鳥虫乃災比無久天乃真苗乃可美苗止御靈幸爾給比又田人等母喪無久事無久手乃躓比足乃躓比不台有瑞穗國乃名爾尙氏垂穗乃稻乃可美稻止豐計久氏豐良志米給比氏稻實公等我天乃敏鎌以氏菊得多留乎五百度千度搗白介氏取炊計留御飯乎造酒兒等我持齋波利清波利歌比津々釀米留黒木白木止乎佐夜介伎主基乃新殿爾捧奉里合任奉賜閉止乞祈奉留事乃由乎彌高爾所食止畏美畏美母白須

第八項 玉串を捧げたる順序

玉串を捧げたる順序は知事若林實藏、委員長藤本充安、綾歌郡長樋口徳太郎、山田村長岡田榮、奉仕者岩瀬辰三郎、來賓として農務局長道家齋、縣外來賓總代愛知縣屬藤岡長和、縣會議長岡田寅彦、郡會議長木村榮



## 第九項 祓式の状況

四月十六日、宿雲全く散して一天拭へるが如し、主基齋田御祓式は正に此の日を以て最も莊嚴に行はれぬ。是れ縣民末代までの光榮なれば、縣下限なく今日を祝ふ國旗を掲げ殊に山田村には軒端を飾る旭旗は燦として眩ゆかりき。彩霞一抹、東天紅を呈するや、煙火一發、轟然として田頃の山川に響き渡れる時、縣、郡、村委員参列者は皆齋戒沐浴して所定の準備をなせり。又今日の盛儀を拜觀せんとて、未明の頃より、四方八方より來集する者絡繹として織るが如く、午前九時頃には早や式場附近は既に、學生及び一般拜觀者を以て埋められ、参列席の後方空地には、縣立學校生徒其の他、敎使道には山田尋常高等小學校生徒を始め、綾川に沿へる道路には郡内其の他の生徒五千を數へ、齋田の周圍に連互せる城山、田頃山、並びに綾川の碛、河岸、其の後方の山丘の彼方此方より遙かに拜觀せる者も亦尠からず、齋田附近一帶は立錫の餘地なく、萬を以て數へたり、警官、消防夫、引率教員は各警衛に忙はし、斯くて縣、郡、村より招待されし貴衆兩院議員縣會議員、郡會議員、各種團體長、縣外來賓、縣内來賓、神職會長、縣農會長、寄附代表者たる安原三ヶ村長、枋所村長等四百餘名の代表的参列者着席するや、次ぎに祭主側次ぎに齋主及び齋員廿餘名右方に着席す、此の時耕作従事者男女六十名は、耕作服又は禮装して列を正し、奉仕者の邸宅より齋田の竹矢來を廻りて、祓殿と参列者席との右方の空隙に整列せり、次いで道家農務局長は藤本委員長の先導にて、祓殿の神職に相對せる最上席に着し、續いて前列に知事（藤本内務部長代理す）、齋田委員長（日比警察部長代理す）、樋口郡長、岡田村長、岩瀬奉仕者、後列に縣外來賓總代、岡田縣會議長、木村郡會議長、縣内参列者總代着席す、此の時午前

十時を過ぐるここと二分なりき、やがて長曾我部齋主徐ろに起つて擧式の旨を告げ、次ぎに祓主祓詞を白す、（一同最敬禮）次ぎに祓行事あり、三人の神職は大麻と菰水を神前より捧げ下つて齋田地、建物、耕作従事者、参列者其の他洩れなく打ち清め了る、次ぎに降神式（菅搔、警蹕三聲）を行ひ、一同最敬禮、次ぎに献饌（此の間奏樂）、次ぎに長曾我部齋主神前に進み、恭しく祝詞を奏す、（一同最敬禮）是に於て知事、委員長、郡長、村長、奉仕者、局長、縣外來賓總代、縣會議長、郡會議長、縣内來賓總代等夫々玉串を奉り、之にて祭祀を了へ撤饌（此の間奏樂）せしは十一時四十五分にて次いで昇神式（菅搔警蹕三聲一同最敬禮）を行ひ齋主閉式を宣せり

## 第十項 道家局長講話

祓式は十一時五十五分に訖り、直ちに講話を催さんとて俄に参列者席の先頭に演壇は設けられたり。藤本内務部長の挨拶ありて後、當日参列の道家農務局長は立ちて一場の講話を爲せり、其の一節に奉仕者の此の上なき名譽は岩瀬家の祖先の賜にて之れ取りも直さず積善の家の餘慶である、奉仕者一家の榮譽である、余は本日主基齋田祓式に臨場するを得たるは余に取つては無上の名譽と思ふ、本年は御大典ある目出度年である、香川縣は又格別であると思ふ、來る十一月には御大典大嘗祭の行はるべきが、古來の例によりて之が爲、悠紀、主基齋田を勅定せられ、悠紀を愛知縣碧海郡六美村に、主基を當山田村に定められたのである、此の兩齋田は大嘗祭供進米を作るので、實に名譽なことである。御承知の通り、我が皇室に於かせられては、古來農事に重きを置き、春は祈年祭、秋は新嘗祭を行はせられることゝなつて居る、大嘗祭は御即位に當り行はせらるゝ御一代一度の大祭である、抑農は國の本にして平時と否とを問はず、常に農事を重せらるゝは、之



れ農事は一日も忽かせにすべからざる國民の職業であるからである、朝廷に於て既に然り、故に我々共は勿論常に努力精勵其の目的を達せざるべからず、齋田は近畿東海道北海道武蔵方面にては勅定あらせられたることあれど、四國地方に定められたることは未曾有のことにして、又愛知縣と共に一大責任を担ひたる次第なれば、只に官民協力一致して、之が責任を盡すのみならず、將來に於ては尙進んで全國に模範を示されんことを希望する次第である、又、齋田奉仕完了する迄は、縣外よりの拜觀者も續々來るべければ、己に今回に於て模範の一を示したる本縣は尙此の機會を失せず、精勵努力、倍々進歩を期せられたし、本村は縣下に只二つある模範村の一にして、村長等を首め村民又純朴なりと聞く、又奉仕者が斯る名譽を得たるは當に現代當家の名譽のみならず、則ち之れ岩瀬家の祖先が積善の餘慶に基くもので、之れによりて尙益々家名を擧ぐるに力むべく、要するに此好機會に於て、極力國家的生産物の改良に盡し、更に全國に模範を示せよ云々斯くて、局長の講話訖りしは正午を過ぐる五分にて、夫より各自退散し、參列者一同には同村小學校内の休憩所にて折詰燗酒を分配したり

第貳節 田植式

五月二十七日、執行田植式の準備の爲二十四日、樋口郡長は大浦郡書記を隨へ山田村に出張、二十五日、大浦郡書記歸郷して、高木郡書記之に代り、二十六日には委員全部山田村に會同し、各分掌事務に付準備せり

式場係、

(縣) 佐藤理事官、野村技師、吉田(亦)屬、安井技手、

第一項 委員事務分掌、

(郡) 旭郡書記、渡邊郡書記、鎌田郡書記、神原郡技手、  
 (村) 松原書記、山地澤太郎、長川芳助、

參列者係、

(縣) 佐藤理事官、吉田(顯)技手、窪村屬、  
 (郡) 旭郡書記、渡邊郡書記、鎌田郡書記、神原郡技手、  
 (村) 森助役、山田利平太、

受付係、

(縣) 佐藤理事官、眞鍋屬、多川技手、  
 (郡) 藤澤郡書記、矢野郡書記、石田郡技手、名角郡農會書記、  
 (村) 松井書記、多木唯次、

拜觀者係、

(縣) 佐藤理事官、長尾屬、織田屬、水内米穀検査監督、  
 (郡) 託間郡視學、大浦郡書記、門屋宮川、津下、橋本各郡技手、  
 (村) 宮田書記、佐野義禮、内海和三郎、山地勘平、  
 末澤半太郎、

接待係、

(縣) 佐野理事官、吉田(貫)屬、白井屬、矢野警視、



(郡) 森田郡書記、山西郡吏員、長谷川郡赤十字社書記、三野郡技手、坂本郡書記、藤田郡書記、平崎郡書記、今井郡履、明石郡産牛組合書記、佐藤郡技手、

折詰係、(村) 福田 薫、道房清三郎、桑島康三、山田安太郎、

(縣) 片岡理事官、平山 属、林 技 師、(郡) 接待係に全じ

休憩所係、(村) 山田書記、伊賀官造、金瀧兼三郎、桑島 勇、松岡 稔、真室大三郎、廣 瀬 榮、

(縣) 折詰係に同じ

(郡) 全 上、(村) 秦 精次郎、岩瀬秋次、細川五六郎、的場茂市、

事務所詰、(縣) 黒川技手、(郡) 丸尾、楢田、(旭)、(鎌田)、(高木)、

田植係、(村) 長尾吉藏、蓮井春次、

(縣) 園田技師、清田技師、平野技手、(郡) 榑木郡技手、三浦郡技手、

寫真係、(村) 高尾桂吾、濱邊技手、

(縣) 高橋技手、

縣廳留守、岩田技手、

警備係、(縣) 北屋根警部、(村) 萱原次良助、松原佐四郎、辻 角 次、萱原芳助、

衛生係、(縣) 高畑技師、

(郡) 大森醫師、盛岡醫師、桑島醫師、(村) 松井書記、川西 喩、小早川徳次、

電話係、(郡) 三崎郡履、



救護係、

(村) 松井書記、川西 諭、小早川徳次、

第二項 齋田々植式事務計畫

第一 齋場及び参列者係、

一、齋場は桁八間、梁六間、外に神座二間四方を設けたり、

之れが配置は神職及び伶人廿七人は右側三列に、來賓並びに奉仕者は左側二列に其の席を設けたり、  
一、参列者席は桁十間、梁八間にして、中央及び左右兩側に約參尺幅の通路を設けたり、而して之れが來賓の席次は前列に四十六脚の椅子を置き、縣外來賓、陸軍各部隊長、縣内高等官、縣會議員、新聞記者等の席を設け、左側にはベンチ壹脚通りに耕作従事者の席を設け、(前方に女後方に男)右側にベンチ二脚通りに將校夫人、縣高等官夫人、其の他縣内貴婦人席を設け、其の他には一般参列者席を設けたり、

参列者席は二十二列にして、一列には二十八人とし總計六百十六人参列し得る様設備すること、

一、分担は旭、鎌田の二郡書記、神原吉田の両技手窪村縣属山田村の係員は参列者席内にて事務に従事し渡邊郡書記森助役は受付と参列者席との中間にて、來賓の案内に従事し又、吉田属(亦)係員は齋場内全部の事務並びに式の開閉に關し煙火との連絡を担当し、野村技師安井技手は諸般の式場設備を分担すること

第二 接待折詰休憩所係、

五月廿六日

一、午後四時より山田小學校に於て貴賓休憩所、婦人休憩所並びに豫備休憩所の設備をなす

一、引續き同校内に辨當支出所の準備をなす

一、午後六時より記念館に於て一般休憩所の設備をなす

五月廿七日

一、午前八時までに休憩所に喫煙及び喫茶の設備を完成し、漸次來賓を所定の休憩所に案内す

一、午前九時五十分より休憩者に参列すべき旨を通知す

一、午前十時より休憩所卓上に折詰其の他の食品を配列す

一、午後一時(田植式終了後)來賓を夫々休憩所に案内し、辨當券を引上げ入場せしむ、此の時青年會員を指揮して茶を出さしむ、

一、田植式當日の事務分担左の如し

イ、婦人休憩所 長谷川雇 平崎郡書記

ロ、貴賓休憩所 三野技手 明石畜産組合書記 山西郡吏員

ハ、一般休憩所 森田郡書記 坂本郡書記 藤田郡書記 今井雇 佐藤技手

ニ、豫備休憩所 全 上

第三 受付係

一、受付係は縣郡村の順序に其の係員を配置す



- 一、來賓者より案内状を差出されたる時は之を名簿に引合したる後、徽章、式の次第、辨當券、齋田案内書、田植歌、記念繪葉書を交付す、若し案内状持参せざるものある時は名簿を取調べ相違なきを認めたる後前記の書類を交付すること
- 代理として認むべきものは職務上の代理者に限ること
- 一、來賓者にして縣郡村等案内の重りたるものは上級廳の名簿により處理すること
- 一、事務分掌、

名簿と對照するもの 一人  
 書類を交付するもの 一人  
 受付を統轄するもの 一人  
 來賓案内係 一人

尙青年會員三名は他係と交渉の時使役す、

- 一、本係は式後農務局長休憩所に入りたる後之を閉づること

第四 拜觀者係、

- 一、係員事務分掌、

係長 佐藤理事官  
 受付 水内縣吏員 奈良縣視學 宮川郡技手  
 傳令 消防夫 五人

軍隊、郡外町村長、其他代表者及び一般拜觀者係、

織田 屬 大浦郡書記 宮田村書記

縣立學校男生徒、山田村青年會員、各町村在郷軍人分會員、各郡勸業主任、縣下各小學校長係、

高津縣視學、

各小學校生徒係、

託間郡視學、 山地村委員

縣郡立學校女生徒係、

長尾 屬、

綾歌郡内青年會員、在郷軍人會員、山田村民、郡内町村勸業主任、農業技術者係、

門屋郡技手 橋本郡技手 片山郡技手 末澤村委員

湯茶 係、

津下主事 内海村委員 青年會員 七人

- 一、受付席は山田郵便局南側に設くること

- 一、拜觀者入場順序は來着順により受付係に於て案内着席せしむ

- 一、一般拜觀者は前記拜觀者の着席を終る迄（凡午前十時）入場を見合はさしめ、団体拜觀者略は着席終りたる後、入場せしむ
- 一、湯茶の供給は係員に於て十分の注意をなし青年會員七名をして供給せしむること



第三項 田植式次第

- 第一、參列員一同着席（此の場合振鈴）
- 第二、祭主並に祭儀に干かる諸員着席（是れより先手水の儀あり）
- 第三、齋主及び齋員着席（同上）
- 第四、齋主式を始むる旨を告ぐ
  - 一、修祓、
  - 二、降神（菅搔警蹕一同起立最敬禮）、
  - 三、献饌（此の間奏樂）、
  - 四、祝詞（一同起立最敬禮）、
  - 五、玉串奉奠、
  - 六、八少女舞奏進、
  - 七、鍬行事、
  - 八、鋤行事、
  - 九、地鍍行事、
  - 一〇、舞女長福桶を神前の案上に置く、
  - 一一、神樂男苗籠を神前に置く、
  - 一二、苗長田植作法を行ふ、

- 一三、苗長苗を舞女に授く、
- 一四、田舞奏進、
- 一五、撤饌（此の間奏樂）
- 一六、昇神（菅搔警蹕一同起立最敬禮）
- 第五、齋主式終る旨を告ぐ
- 第六、齋主及び齋員退下
- 第七、祭主並に祭儀に干かる諸員退下
- 第八、參列員退下

第四項 玉串奉奠の順序

知事、農商務大臣代理、齋田事務委員長、綾歌郡長、山田村長、齋田奉仕者、縣外來賓總代、縣會議長、郡會議長、縣內來賓總代、

（注意玉串は齋員にて各奉奠者に配附せり）

第五項 田植祭式に關與したる神職

全	香川縣神職會長	琴陵光熙
全	大川郡支會代表	大内岩太郎
全		三好廣田
全		松本四郎



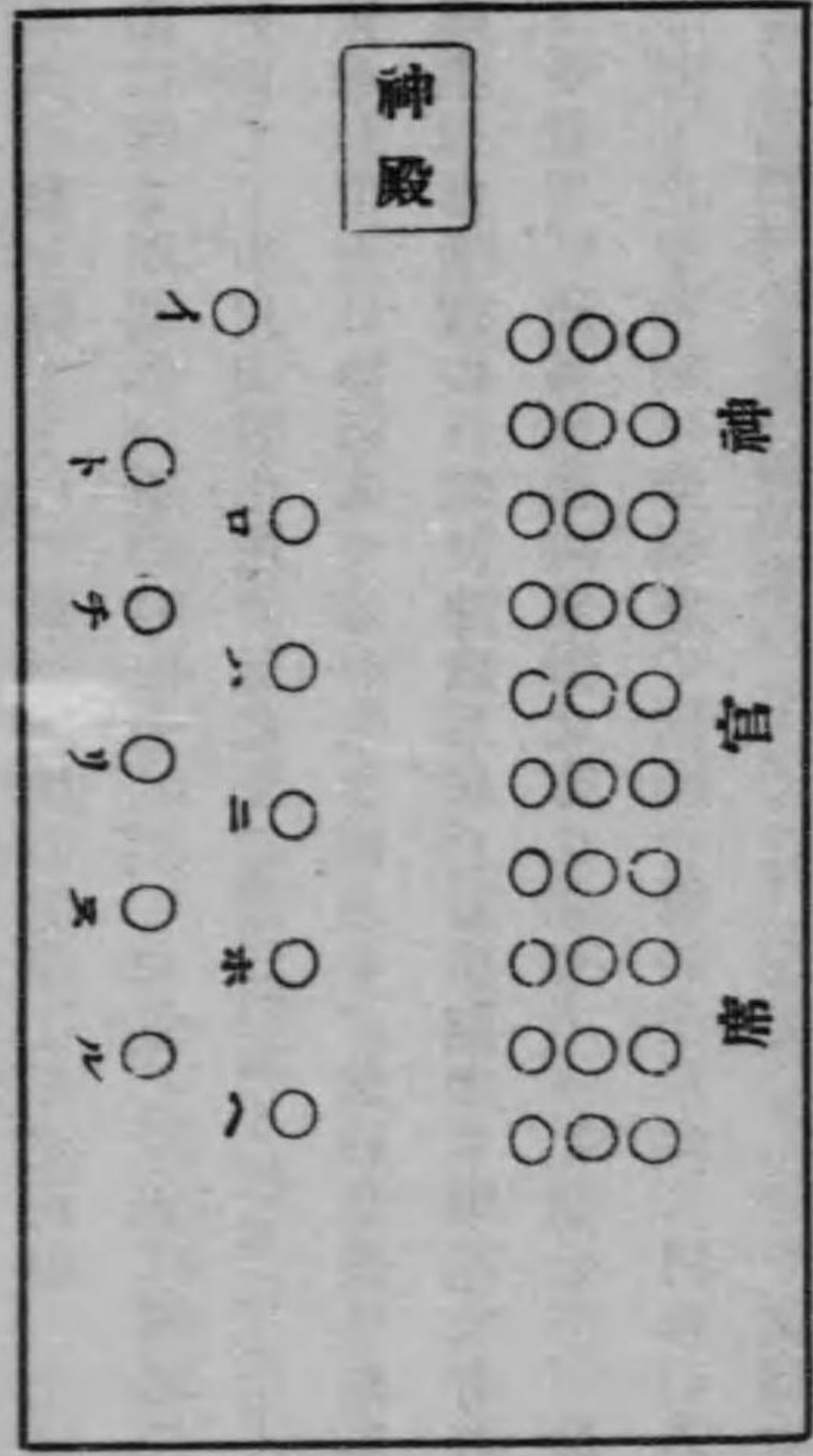








ものと取替へ、又受付所は綾川に沿へる道路、守衛所の隣に設けたり、齋院道路の南方一般學生拜觀場には天幕張休憩所をも設けたり、前日の空模様は照りもせず降りもせざる遠足日和なりしかば、遠き地方の學生、團體、一般參列者等の山田村或は其の附近に宿泊せる幾千の人々は早きは鶏鳴に遅きも六時には皆起出で、朝湯に水垢離にそれ／＼身心を清め、朝膳に向ふ間も心焦ちて早々に式場指して走り行く、又近村の各團體其の他の人々は何れも早朝より潮の如く寄せ來り、縣、郡、村の參列者を打混て見る／＼山田の道路と云ふ道路は人を以て埋められたり、懸て九時前後、舉式切迫せる頃に至るや、此の無數の拜觀人が夫々豫定の位置に着かんとて、其指揮を受けつゝ行動せる光景は、皆相戒め慎める中にも自ら雜鬧を禁する能はざりき、舉式の時までは殆ど參列者を始め一般拜觀者豫定の位置に静まり、監督者の外に警官、消防夫を以て其の間を厳しく固め、萬一に備へたり、乃ち參列場の後方には山田村青年會員各町村勸業主任及び技術員各中學校師範學校生徒及び縣下小學校長、齋院道路には山田小學校兒童、其の南方麥畑跡には高松、丸龜兩女學校生徒、女子師範學校生徒山田婦人會員其他、綾歌郡青年會員、在郷軍人分會員、山田村民、郡立學校生徒、農業技術員又一般拜觀者は齋院周囲の丘陵並に綾川床に歩兵第十二、第四十三聯隊は齋院北方の畑地と、尙又綾川に沿ひたる郡道にも各種の團體と一般人とを以て塔を築きぬ、斯くて農務大臣代理森谷事務官一行、若林知事其他等十時少しく前に着場し、野村式場委員の案内にて左の如く式場の席に着くや、御田植式は舉行せらる、



- イ、農務大臣代理森谷事務官    ロ、若林知事    ハ、藤本委員長    ニ、樋口郡長
- ホ、岡田村長    ヘ、岩瀬奉仕者    ト、師團長代理向井少將
- チ、縣外來賓總代丸茂愛知縣警察部長    リ、吉訓縣會副議長    又、木村綾歌郡會議長
- ル、縣内參列者總代波多野裁判所長

是より先、三十名の神官、伶人等夫々修祓を行ひ、着床して參列員を初め一般拜觀者も靜肅に歸するの時、降神式は初まれり、神嚴なる「應」の叫びに菅搔警蹕（一同起立最敬禮）、行はれ、次ぎに献饌を行ひ、山海の天産物堆く神前に供せられ（此間奏樂）、次ぎに琴陵齋主恭しく祝詞を奏し、（一同最敬禮）次ぎに若林知事、森谷大臣代理、藤本委員長、樋口郡長、岡田村長、岩瀬奉仕者、向井師團長代理、丸茂愛知縣警察部長、吉訓縣會副議長、木村郡會議長、波多野裁判所長の順序にて夫々玉串を奉り神職一同拜禮終るや、八少女舞は始まり、



樂人居並び笛の音、琴の音、相響くや、足並徐々に合せ、花の如き十名の舞の巫女等更衣場より歩を式場の階段に移す、今回特に新調せし裝束と見へて最も清々しき心地せられしが、神前に進みて數番の舞を舞ひ終るや、次ぎに二名の神樂男片禰して現れ、手にく銀を持て互に四隅の土を起し(銀行事)次ぎに鋤を持って四隅を鋤く(鋤行事)こと前の如く、次ぎに定規を以て其の地を均らす、(鍍行事)右終るや、二名の舞女長福桶を神前の案上に置き、又二名の神樂男、苗籠を神前に置き、更に十名の巫女白衣緋袴片禰にて出で、苗長は田植作法を行ひて、苗を一々舞女に授け終るや、茲に於て田舞は始まる、此の田舞は本日の御式に最も大切なるもの、由なるが奏樂初まるや立ちて舞ふこと時を移す、拜觀する者皆其の優雅高尚を仰ぎ神在すが如く感しき、而して時間の都合によりて撤饌以下を後刻に譲りて本田の田植に移る。

此の時、式場の周圍數丁の視界を見渡せば實に驚く計り式場附近に集りて正式に拜觀せるもの、みにても既に三萬人と云へる莫大の數を算するに、東は綾川の對岸なる荒神山、北は伽藍山、西は奉仕者邸後方の田頃山より、左方大谷山に至る周圍約一里の野に山に川に群集し、殊に田頃二三の山々などは式場又は齋田と一眸の下に望み得るを以て、山頂山腹山麓と云はず、急傾斜面と樹木の上下とを問はず、寸土寸隙だも餘すなき有様は宛がらんと洋傘を山面に塗込みたるが如き觀あり、其の總數は無慮八萬人以上と稱せらる式を中止する十分前頃、參列席の一隅に陣取り居たる正裝せる早乙女廿五名の影が消へたりと思ふ間もなく人の波大搖りに揺りかけて、差當り參列席の北方に並ぶ人々北面して、齋田の竹柵に附着すると、南方の人も我遅れじと詰寄する、之を手初に參列席の周圍の野に山に川に何れの人影も動き初めて見るく形は變りしもの、如く、幾萬人の視線は皆齋田矢來の中にと注がれたり、今や潔齋所にては齋田に入るべき諸員の潔齋

田 植 歌

變口調  $\frac{4}{4}$

7-6- | 7-3- | 1-7.1 | 6-43 |  
 さぬき - やま - だ - は  
 3-6.3 | 6-1.6 | 7-7.7 | 7-0 |  
 よ - い - こ - め - ど - こ - ろ  
 7-6- | 7-3- | 1-7.1 | 6-43 |  
 すき の - お - ん - た - は  
 3.36.3 | 6-1.6 | 7-7 | 7-0 ||  
 おんたは わ け て よ - い

- 一、讚岐山田はよい米處  
主基の御田は別けてよい
- 二、水も豊に御田に入れば  
露の玉苗美はしや
- 三、袂連ねて植へつゝ祈る  
稔る瑞穂をさげんと
- 四、武士は戈とるわしや銀どりの  
君に捧げのこの田植
- 五、心一列譽れを笠に  
御代のかための此の田植

を行ひ、岩瀬奉仕者を先頭に高尾青年會長、大鼓打、田植女廿五人、次ぎに園田技師を初め、縣郡各技術員附隨して、齋田耕作門より南方の小道を辿り、又た耕牛千代號も今日と猖々耕の轡に盛裝し尾を打振りく喜びの面色して耕作門より挽かれて北方の小道を歩し、中央道路に至る、此の間に耕作者は苗を束ねて配付せしが、廿五名の田植女は茲に穿ち來たりし麻裏草履を脱ぎ、十八名は水田に入り、南向に一列となり、之に七名の唄女は道路上にて音頭を張れば、一名の大鼓打は拍子を取りつゝ左の田植歌を



(註)、此の田植歌縣農會に於て募集したる四十餘首の中より撰出したるものにて歌曲は師範學校教諭内藤俊二氏の付したるものなり

幾度も繰返し、之を歌ふ、此方各技術員は耕作者と共に手早く尺繩を施しつゝ指導監督す、森谷大臣代理隨行せし安東技師、又た白衣を纏いて指揮者に交りたり、斯くの如くして早苗は東西一尺南北七寸五分の間隔を置きつゝ、其區劃水田九畝二十五歩に對し一株四本宛都合三千七百五十五株を植付け、午後二時頃一先づ終了したり、茲に於て撤饌以下の祭事を舉行し全く式を閉ぢたり

而して田植の殘部は翌日引續き行ひ、又た苗代跡地の植付は其の翌日之を行ひたり

當日の宴會場は新築せる山田村記念館を以て之に充たり、午後一時半一同着席整ふや若林知事一場の挨拶を述べ森谷大臣代理之に應へて配與の折詰辨當と瓶酒(國の光金陵)を開き前途を祝したるが、中ばにして本郡有名の念佛踊を演じて餘興となしぬ、

本縣警察にては觀音寺、高瀬、琴平、善通寺、多度津、坂出、丸龜、高松、佛生山、及び警察部等より五十餘名の巡查を召集し之に幹部を加へて七十餘名は當日一般拜觀者の取締に任じ頗る多忙に見受られたり、

#### 第參節 齋院地鎮祭

八月十五日執行の地鎮祭準備の爲、十二日より大浦郡書記十三日樋口郡長は松浦郡書記を隨へ、十四日には旭、高木の兩郡書記、託間郡視學榑木郡技手等は孰れも皆山田村に出張し、地鎮祭執行上遺憾なきを期したり、

園池掌典は米田、菅野、宮地の各掌典補、雜司を一人隨へ、十三日高松着、十四日午後五時山田村に着し奉仕者

宅に一泊せられたり、

祭式場は田植祭式場の位置に設け、周圍に鯨幕を廻らし、其の内西方位置よき所に東向に祭場を設け、土間小羽屋根とし、土間の中央並び四隅には深さ三尺の穴を掘り最も清淨を期せり、其の前右に神饌所、其の次ぎに祭官の幄舎、之と相對して參列者幄舎を設け、夫々鯨幕を廻らせられたり、

祭官、並びに縣、郡、村の係員は十五日午前七時より準備に着手し、全八時全く整ひたるを以て園池掌典一行四名は右幄舎に、知事、兩部長、勸業、衛生、警務の各課長、園田、野村兩技師、樋口郡長は左幄舎に着席し、岩瀬奉仕者、山田村長、縣、郡委員は左幄舎の後方に控へ、又一般拜觀者席には四隣村長、有志、學校生徒、約千名、齋院道路には男女耕作従事者全部參集せり、

斯くて九時祭式は始まり、掌典は衣冠、掌典補は布衣にて着床、次ぎに神饌を供進し、次ぎに掌典祝詞を奏し、次ぎに參列者若林知事以下順次恭しく禮拜し、次ぎに幣物神饌を徹し、次ぎに地鎮の儀あり、此の儀式は祭式後に四隅並び中央の穴へ白幣を埋め、神酒を注ぎて大地を清め固むるものにして、最も嚴肅に行はれ九時三十分全く訖れり、

#### 第四節 齋田拔穂式

九月十八日執行の主基齋田拔穂式の準備の爲、十二日より樋口郡長は大浦郡書記を隨へ出張、十四日には旭郡書記、十五日よりは松浦郡書記、山西郡吏員、森岡醫師、十六日より高木郡書記、託間郡視學、門屋郡技手、十七日より爾餘の委員悉く山田村に會同し、各分掌事務の打合をなせり、

#### 第一項 拔穂式事務分掌



拜觀者係、

(縣) 佐藤理事官、 中隈技師、 野村技師、 窪村 屬、 安井技手、

(郡) 託間郡視學、 渡邊郡書記、 田村郡書記、 三野技手、 門屋技手、

(村) 神原技手、 埴田工事監督、 多木唯次、 内海和三郎、 伊賀官造、

受付係、

(縣) 佐藤理事官、 早乙女技師、 眞 鍋 屬、 水内米穀検査監督員、 黒川技手、

(郡) 矢野郡書記、 藤澤郡書記、 石田技手、 名角郡農會書記、

(村) 松井彌三郎、 桑島辰藏、 山地勘平、

一般接待及折詰係、

(縣) 片岡理事官、 原田技師、 早乙女技師、 清田技師、 平山 屬、

(郡) 森田郡書記、 藤田郡書記、 九尾郡吏員、 津下米穀検査主事、 橋本技手、

宮川技手、 長谷川 履、 綾 井 履、

(村) 福田 薫、 森 健次、 山田鹿太、 長川芳助、 末澤半太郎、

山田安太郎、 金瀧兼三郎、 的場茂市、 桑島 勇、 細川五六郎、

一般休憩所係、

祭儀係、

(縣) 片岡理事官、 清田技師、 平山 屬、 安井技手、

(郡) 一般接待及折詰係に全し

(村) 松岡 稔、 福井佐市、 川西 喩、 小松正徹、 三島稗直、

三好覺念、 竹内廣三郎、

(縣) 佐藤理事官、 園田技師、 中隈技師、 吉田技手、

(郡) 託間郡視學、 渡邊郡書記、

(村) 松原安太郎、 榎木恒太郎、

寫真係、

(縣) 高橋技手、

(郡) 明石郡産牛組合書記、

(村) 道房清三郎、

警備及び警衛係、

(縣) 矢野警視、 北屋根警部、

(村) 秦精次郎、 沖野隆興、 松井彌三郎、 萱原次郎助、 萱原好助、

辻 角次、

勅使接待係、



(縣) 岡本理事官、佐藤理事官、園田技師、長尾屬、林屬、  
織田屬、岩田技手、窪村屬、吉田(顯)技手、矢野警視、  
原田技師、

(郡) 旭、大浦、松浦、十河、鎌田、高木各郡書記、山西郡吏員、  
(村) 山田利平太、桑島康三、桑島傳、道房清三郎、萱原好助、  
造田政助、森健次、渡邊榮間、上里肇、

參列者接待係、  
(縣) 岡本理事官、佐野理事官、園田技師、清田技師、白井屬、  
(郡) 勅使接待係に同じ  
(村) 福田 薫、佐野義禮、森健次、長尾吉藏、

特別晝食係、  
(縣) 岡本、佐野各理事官、長尾、平山各屬、  
(郡) 勅使接待係に同じ  
(村) 福田 薫、森健次、高尾桂吾、

參集所係、  
(縣) 岡本、佐野各理事官、原田、清田各技師、白井屬、  
(郡) 勅使接待係に同じ

大 祓 係、  
(村) 高尾桂吾、多木唯次、  
(縣) 佐藤理事官、野村技師、吉田(亦)屬、安井技手、  
(郡) 旭郡書記、託間郡視學、大浦、松浦、高木、各郡書記、三崎屬、  
九尾郡吏員、三野、門屋、各技手、塩田工事監督、  
(村) 森健次、宮田誠美、高尾桂吾、上里肇、

事務所係、  
(縣) 坂東屬、電話 石川 履、  
(郡) 坂本郡書記、松野 履、電話 谷牛 履、  
(村) 蓮井春次、松原佐四郎、

餘 興 係、  
(縣) 佐野理事官、高橋技手、水内米穀検査監督、  
(郡) 大塚郡農會書記、明石郡産牛組合書記、  
(村) 松井彌三郎、宮田誠美、岩瀬秋次、小比賀澤太郎、

救 護 係、  
(縣) 高畑技師、北屋根警部、  
(郡) 矢野郡書記、



(村) 松井彌三郎、 眞鍋大三郎、 造田政助、 小早川徳次、  
留 守、

(縣) 北村技手、

(郡) 平崎郡書記、 今井、三崎各履、

第二項 拔穂使 來 縣

九月十六日、夜來の密雲名残なく霽れて此の上なき秋晴とはなりぬ、縣民の擧つて待ちに待たる主基齋田拔穂使は正に此の日を以て海陸恙なく來縣されたり、高松市民は國旗を掲げて之を迎へ、歡呼の聲四方に起れり、

第三項 鐵道棧橋着

旭日照り榮へたる秋の海は軟風細波を吹いて氣自から爽やかなり、午前七時三十分、勅使の搭乗せらる連絡船玉藻丸は備前兒島邊繪の如き島陰より一抹の黒煙を東風に靡かせたり、陸上には勅使を迎へんとて、重なる、人々連絡待合所に參集し、今や遅しと待つ程もなく船は高松港口に入り、鐵道棧橋西側に碇泊せり時に全八時二十分なり、

第四項 上陸の模様

船の纜を結ぶや、岡山驛にて勅使を迎へたる藤本、岩元兩部長の先導にて、河鱒勅使は上陸さる勅使は無聲太肉にてフロックコートに山高帽を戴き、氣品高くぞ見へける棧橋上にて數十名の歡迎者若林知事、彌崎師團長を始め其の他の人々と互に禮を交して微笑を湛へながら高井驛長の先導にて連絡待合所に入り、夫より豫て用意の馬車に上り矢野警視先驅、知事の陪乘にて兩部長其他二十餘名後列となりて八時三十五分縣廳に

安着せられたり、

第五項 學校生徒の歡迎

高松港頭乗客待合所前附近は其の係の注意にて人を遠げれば、最も廣やかなる心地せしが、鐵道踏切附近より公會堂前、兵庫町、西の丁に至る沿道の兩側には師範、中學校、各中等學校、各小學校の生徒は夫々校旗を翻して堵列して一行を迎へ神職會員、各團體代表者、一般歡迎者等、其の間に混じて二重三重の人垣を築けり、兵庫町通りの銀行も商店も皆軒並に出で、拜觀し殊に九龜町四辻には一羣の拜觀者は山を爲してありければ一時通行を止めたる程なりき、

第六項 縣廳の迎送

縣廳にては門内中庭の右側に廳員一同整列して勅使を迎へたり、勅使は若林知事の先導にて正廳に入りて少憩せられたる間に知事の紹介にて縣高等官、裁判所長檢事正等を引見せり。かくて九時勅使は藤本岩元兩部長の陪乘にて二頭の馬蹄音高く一直線に南に向ひぬ、

第七項 沿道の拜觀

九龜町南新町より田町に至る沿道の市民は家族を擧げて店頭に出でて迎送し、香川郡役所員は門前に其前後には龜阜小學校、栗林小學校生徒、栗林消防組、善進會等の團體をも見へたり、曠て九時二十分一行は全く市を離れて、齋田地なる山田村へと進行せり、因に一行の人員は左の如し、先驅矢野警視、勅使(藤本内務部長、岩元警察部長陪乘)米田掌典補以下三名、樋口綾歌郡長、森下技師、吉田縣技手、窪村属、逸見高松市長其の他は市外まで隨行して引き返し、村島高松警察署長は其の管轄界まで警衛せり、



第八項 池畔の少憩

一五二

勅使一行は鷺田、圓座、等を経て川岡村に入りけるに、平岡の奈良須池附近の廣びやかなる山水の風景に思はず馬車を停めて下車し、椅子を堤上位置よき所に置きて、暫らく四邊の勝景を賞したり、

第九項 山田村附近の大歓迎

夫れより勅使一行は綾歌郡に入り畑田、陶を経て、山田村に到着せしは零時過なりき、高松より六里の沿道には遠近より一行を迎送せんとて、集まれるもの其の數、萬を以て算せられ、畑田、陶、山田の間には縁門を五ヶ所に設け、表には歓迎、裏には奉送の字を現はしたり、陶、山田にては頻りに煙火など打揚げ、山彦相反響して最も盛況を極めたり、山田村長其の他は、山田村堺にて耕作従事者、青年會員等は部落堺にて又先着の大禮使事務官其の他重なる人々は御旅館前にて各勅使を迎へ、各戸國旗雪洞を掲げて、最も賑ひたり、

第十項 参列者 祓除

十七日午後二時三十分、勅使一行は旅館を出でて、順路綾川の祓所に到る。祓所は東向に五間に二間の廣さにて周圍に宮内省の鯨幕を廻らし、最も莊嚴に裝飾し、建物の周圍一間幅は淨砂を撒布したれば、其の様神々し。勅使は掌典補以下八名を率ひて、祓事を謹修せしめたり、而して受祓者は左の如し、

大禮使事務官蜂須賀正昭

知事、道家齋、藤本内務部長、岩元警察部長、岡本、佐野、片岡、佐藤の各理事官、矢野警視、樋口綾歌郡長、園田、原田、野村、早乙女、清田、館、鈴木、林、森下、高畑、十二町、中隈の各技師、有馬頼寧、奉仕者岩瀬辰三郎、山田村長岡田榮、雜色十名、

第十一項 雜色選定

拔穗式雜色は男耕作従事者三十五名中より左記十名を選出したり、

岩瀬 一太、 桑 島 勇、 龜山新四郎、 大西豊八、 穴田 伊吉、  
前田岩太郎、 渡 邊 肇、 森 好太郎、 内 海 霞、 岩瀬梅太郎、

第十二項 勅使旅館

勅使の旅館は十五日を以て奉仕者の新宅岩瀬梅太郎邸と決定したれば同邸にては無上の光榮に感泣し邸内を洒掃し萬事不都合なき様準備を整へ郡里道よりの通路を改修し同邸西側に新に黒木の門を設け國旗献燈を掲揚し其の用意謹嚴を極めたり

勅使來着後は晝夜を分たず巡查交代して邸の内外を警備し些少の不都合をも來さざりき因に勅使隨員として同邸に宿りし者は菅野、米田の両掌典補、田邊雜司なりき、

第十三項 拜觀場所

縣、郡、村より案内を發したる者の拜觀場所は郡里道に沿ひ式場に通ずる通路の兩側に二棟(四十五坪宛)の天幕を張り之に充て一般拜觀場所としては郡里道、綾川床並に式場正面を除く他の丘陵等にして尙學校生徒郡民の爲めに特に勅使道南側に於て約三反歩の稻を刈り取り拜觀場所に充てたり、

第十四項 勅使通路裝飾

山田村への勅使通路には清淨なる細砂を撒布し、各所に造花を拵へ、各戸軒端には國旗献燈を掲揚し、幔幕を張り、夜は一齊に「奉祝」を顯はせる提灯を吊して奉祝の意を表し、又通路には山田村青年會にて大綠門二



個を造り、最も誠意を罩め居たり、

第十五項 大禮使事務官其の他

蜂須賀大禮使事務官、貫名、早川、村岡の三掌典補、吉田雜司等は山田村醫師桑島傳郎に投宿せられたるが同邸にては門口に國旗獻燈を掲揚し、日の丸に定紋上り藤に三蓋松の旗を掲揚し、巡查一名交代にて晝夜警備の任に當りたり、

第十六項 其の他の參列者

十七日午前十一時、郷崎師團長は齋田地に來たり、字柞原の柁木恒太郎方に投宿せられたり、道家農務局長は十七日午前十一時、山田村に來着、奉仕者岩瀬本邸に入られたり、

第十七項 大 祓 式

十七日午後二時三十分、勅使一行は旅館岩瀬邸を出で、大祓所に向はる。先是拔穂式に參列すべき受祓者は參集所にて勅使の來着を待てり。勅使は嚴肅なる行列を整へ、烏帽子、赤袍を著け馬車は幌を覆ひ、隨員掌典補三名は冠青地布衣にて進行し、七分間に十餘丁を隔りたる參集所に着せられ、沿道には數千の拜觀者堵列せり。斯くて二時四十五分、徒歩にて一同祓所に進み、(煙火)先導、早川宮内省書記は錦色燦爛たる舍人小禮服を着し、參列者蜂須賀事務官道家農務局長、若林知事、藤本、岩元兩部長以下廿一名雜色十名を式場に導き入れぬ五分間を経て、勅使一行は齋院路兩側拜觀所の間の小路を経て祓所に着せられたり、祓所には高き八足台を置き其の下面に荒蓆を布き、兩側に赤布を掛けたる椅子卅餘個を並べたり、早川先導の指圖にて受祓者は茲に着席し、雜色は其の後に起立せり。席定るや、勅使は八足台の前にて祓殿に向ひ、長文の

祝詞を奏し、訖るや、村岡掌典補は一尺餘りの眞禰大麻を以て受祓者に向ひ祓行事あり、後、村岡掌典補は大麻を以て雜司を従へ綾川に出で、大麻を水中に投じて式全く訖れり、時に三時廿分、(煙火)勅使の歸館せられたるは午後四時頃なりき、

第十八項 齋田拔穂式の有様

顧みれば大正三年二月五日、香川縣を以て主基齋田地と勅定せられて以來、今日に至るまで凡十九ヶ月、其の間知事は三代を經、又料らすも大喪に會ひ、一時中止の姿となりしが、本年五月六日、再び新穀供納の恩命に接したり、是に於て齋田地たる山田村は勿論、苟も本縣の臣民は上下一致銳意熱誠と五風十雨、天候の平穩なりしたため、垂穂の稻豊かに實り、此の月初旬の大風襲來にも、收穫上些の異狀なかりしは、天祐とは云へ、何よりの歡びなり、

九月十八日、朝來雨とばかり思ひし空は漸く晴れて、滯邑の人々をして思はず快哉を叫はしめたり、此の未曾有の盛儀を拜觀せんとて未明より開路を辿りて遠近より集るもの數知れず、二萬の學生を初め拜觀者は齋田の周圍を取巻きて、尺地寸土の空隙もなし煙火は頻りに響きて秋天愈々澄み、其の光景實に壯觀を極む、時は早や九時、勅使御旅館發は九時二十分の豫定なれば、警官は通行を止めたり、

第一目 勅使齋院に向ふ

勅使一行は九時四十分御旅館岩瀬梅太郎宅を出で、警部二騎、勅使(赤袍)馬車、菅野掌典補外一名(布衣)車、雜司二名(白衣)車、警部二騎等の行列にて前日大祓式行列と同様にて拜觀者堵列の間を郡道に出で、山田小學校前を通過して、綾川堤を肅々として白砂を軋りて齋院道へと進めり、勅使には、雲集せる衆庶の敬禮に



答禮せられたる其の神々しき光景は神代の太古も忍ばれて、かゝる盛儀の此の僻村の一隅に行はるゝに想到せば豈隨喜の涙に咽はざるを得んや、

一行は勅使道の西端に停まり此處より徒歩にて參集所(奉仕者邸)に入らる、時に九時四十七分なり、

第二目 祭式前の有様

緑の布衣を着せる掌典補二三人、縣、郡、の係員と相交りて齋院矢來の裡に隠見するは、是れ祭式の準備と推せらる、兩側四十五坪宛の二棟の一般拜觀所は今や受付所より入り來る人々滿ち溢れ、右側には蠟燭師團長を初め各將校、法官、學校長、局長、郡長、愛國婦人會員、又左側には貴衆兩院議員、神職、新聞記者、郡市長等あり、九時十七分、道家局長來着し、男女耕作従事者は右側一般拜觀所の前面屋外に着床せり、齋院道の南方の別跡には約二萬の中等學校生徒及小學校生徒整列し、齋院背後の山は繩張して攀上を止めたるも、其の西南並びに北、東の一帯の山より綾川の堤、川床郡道に至るまでは人と洋傘とに埋まり、其概數五萬人と註せられたり、

第三目 齋院建築の有様

齋院建築を親しく拜觀するに、祭殿には黒木を以て荒建を爲し、清き淡黄色の藁をもて織りたる壁を廻らし、屋根は千木氣高く施され、開かれたる御屏の内には白絹を以て縁取たる御簾を垂らし、神饌殿、稻實殿も亦同形にして、其の前右側の祭官幄舎左側の參列者幄舎には鯨幕を打廻らし、其の周圍の竹矢來は生々したる笹に注連繩を張りたり、

第四目 知事以下參列者入場

先是、九時二十分、參集場に集まり居たる參列者若林知事、道家農務局長、藤本、岩元兩部長以下二十一名、雜色十名は蜂須賀掌典の先導にて齋院道を河堤に出で、左に曲り、更に左に一般拜觀所の間を進み齋院門前右側の清め所にて各清められ、門内左側の幄舎に順次着床せり、

第五目 勅使以下入場

勅使以下祭官は、十時十五分參集所を出で、皆徒歩にて前の行列の如く前同様の道を進まれ、衆人起立、敬禮の裏に清め所に入りて、門内右側の幄舎に着床され、警衛の四警部は嚴として、門外に二名づゝ相對立せり、

第六目 祭式始まる

斯くて菅野掌典補は神前の裝飾を整へ終るや、祭式は擧げられたり。其の御模様は神殿にして十分拜するを得ざりしも、今其の一斑を謹みて左に記さん、  
先づ河簀坂穂使は肅々として神殿に上り、神前に參進して降神の式を行はる。次ぎに菅野掌典補外一名は神前に參進し神櫛を捧げて出で、齋院勅使門に到りて齋院神饌殿、稻實殿を祓ひ清む。次ぎに坂穂使は神前に參進して禮拜す。次ぎに神饌を傳供して(白色の大なる箱に納めたるは御幣物と承はる)勅使は神前に參進して祝詞を奏す。(一同起立敬禮)茲に於て勅使は若林知事に命じて坂穂の儀を行はしむ。知事は乃ち太田主(奉仕者)をして齋院に入り豊に稔れる稻穂を取らしむ、太田主は黄金の下衣に白色の上衣を着けて、稻實殿に到り、雜色(白色)、十名に各新らしき鎌を授け、之を率ひて出で、齋院道路を廻りて勅使門より入り、南側の矢來の小徑を廻りて、二名を一組となして、齋院の彼方此方に入らしむ。  
此の時人々の視線は皆美はしく稔れる齋院前に注がれ、一種の盛觀に打たれたり、斯くて雜色は一株／＼鄭



重に長さ一尺二寸程の處より刈取りては、清き荒蕪に包み東に西に取り集めて、更に其の穂を抜取り、四束となし、捧げ來りし三寶に盛り、再び神前に返りて、之を神机の上に供せり時に十一時二十五分なり、若林知事の拔穂使に上獻の儀ありて後ち奉仕者は恭しく之を稻實殿に運び納め、若林知事再び禮拜して拔穂の式は訖りぬ、

第七目 参列者其他禮拜

若林知事道家局長順次神殿に參進禮拜せり、蠣崎師團長は柵内に進みて禮拜し、柵外にては耕作従事者男女共、波多野裁判所長、鎌田貴族院議員、田中衆議院議員、各郡市長、木村綾歌郡會議長、郵便局長其他官公衙代表者等も禮拜し訖りて神饌を撤し、各員退場したるは正午なりき、

第八目 山田村記念館の宴會

同日午後一時記念館には若林知事以下参列者一同及び一般拜觀場入場者等約七百名來集、席定まるや、若林知事一場の挨拶を述べて配布せる燗酒に折詰を開き祝盃を舉げ、構内空地にては角力、擊劍、念佛踊、山田踊、等の餘興ありて一般拜觀者其他のもの周圍に蟄集して同村未曾有の賑ひを呈せり、

第九目 御旅館出發

勅使一行は式後、少憩ありて午後二時半、豫定の通路を矢野警視の先驅にて歸途に着かれたるが沿道筋は消防組總出にて洒掃撒水し、塵埃の立たざる様配慮したり、又小學兒童及び其他の學生も奉送せり、歸途も前と同じく、不成池池畔の休憩所にて少憩ありて、午後四時五十分頃、栗林村御林に着せるも、既に豫定の時間を経過し居れる爲か栗林公園には向はず直ちに高松市に入られたり、

市に入るや、北屋根警部自轉車にて前衛をなし、矢野警視車上先驅をなし、河鱒勅使は若林知事、藤本内務部長外一名と同乗、談笑の裡に午後五時五分藤塚通より田町、南新町、丸龜町を通過して御旅館青松館に入られたるは、同五時十分なりき、此に隨員の一行も夫々所定の旅館に引取れり、

第十目 沿道の人出と警護

午後四時頃より、勅使の歸館を歓迎せんとて沿道に堵列する者、其の數數ふるに堪へず、さて之が警護の警官は十間毎に一名位停止し、最も警護に努めしかば何等不都合なかりき、

第十一目 勅使歸京と奉送

十九日午後零時二十分、勅使一行は青松館を出發せり來縣の時と同様の行列にて、知事、師團長、農務局長、兩部長、勸業課長、裁判所長、檢事正其他參加し、古新町西詰を廣場に出で、拜觀者堵列の間を徐々驛前より東公會堂前に折れ、更に北行歡送門を通過して、鐵道棧橋待合所前に着せしは零時廿八分、下車直ちに一行を待てる連絡船に移乗せり、沿道には奉送者、學生其他一萬數千人棧橋上にて樞要の人々數十名奉送せり、船は零時四十分纜を解き、河鱒勅使、蜂須賀事務官は甲板の欄に倚りて親しく答禮されたり、

参 考

一、勅使一行は前記の如く歸京されしが、十八日、拔穂式當日神殿に供せし御初穂は其の一半を鄭重に淨器に納めて携へ歸られし由にて是は長さ邊りに復命さるゝものなりと、